

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月26日
【計算期間】	第27期 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
【発行者名】	MCUBS MidCity投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 土屋 勝裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 執行役員オフィス本部長 松尾 桂
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 5293 - 4150
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2015年 6 月期	2015年 12月期	2016年 6 月期	2016年 12月期	2017年 6 月期
営業収益	(百万円)	5,265	6,579	6,824	7,005	8,025
(うち不動産賃貸事業収益)	(百万円)	(5,265)	(6,468)	(6,697)	(6,897)	(7,360)
営業費用	(百万円)	3,582	4,072	4,361	4,453	4,875
(うち不動産賃貸事業費用)	(百万円)	(3,122)	(3,471)	(3,646)	(3,780)	(3,924)
営業利益	(百万円)	1,683	2,507	2,462	2,551	3,150
経常利益	(百万円)	1,239	1,937	1,889	1,977	2,527
当期純利益	(百万円)	1,237	1,936	1,888	1,976	2,527
総資産額	(百万円)	174,117	226,099	227,686	225,916	248,821
純資産額	(百万円)	94,045	117,180	117,131	117,220	127,675
有利子負債額 (注1)	(百万円)	67,675	94,350	95,725	94,100	104,975
出資総額	(百万円)	92,808	115,243	115,243	115,243	125,148
発行済投資口の総口数	(口)	192,025	266,025	266,025	266,025	296,625
1口当たり当期純利益 (注2) (注3)	(円)	6,622	7,614	7,100	7,431	1,763
1口当たり純資産額 (注2)	(円)	489,757	440,484	440,304	440,635	86,085
分配総額	(百万円)	1,237	1,936	1,888	1,976	2,343
1口当たり分配金額	(円)	6,444	7,281	7,100	7,431	7,900
(うち1口当たり利益分配金)	(円)	(6,444)	(7,281)	(7,100)	(7,431)	(7,900)
(うち1口当たり利益超過分配金)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注4) (注5)	(%)	0.7 (1.5)	1.0 (1.9)	0.8 (1.7)	0.9 (1.7)	1.1 (2.1)
期末自己資本比率 (注6)	(%)	54.0	51.8	51.4	51.9	51.3
自己資本利益率 (注4) (注7)	(%)	1.3 (2.7)	1.8 (3.6)	1.6 (3.2)	1.7 (3.3)	2.1 (4.2)
期末有利子負債比率 (注8)	(%)	38.9	41.7	42.0	41.7	42.2
配当性向 (注9)	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	92.7
投資物件数 (注10)	(件)	13	18	18	18	19
総賃貸可能面積 (注11)	(㎡)	284,330.63	331,034.57	331,015.96	330,999.31	349,595.39
期末テナント数 (注12)	(件)	249	309	310	313	394
期末稼働率 (注13)	(%)	98.5	97.6	98.2	97.7	97.5
当期減価償却費	(百万円)	1,150	1,251	1,281	1,288	1,279
当期資本的支出額	(百万円)	394	244	443	733	445
賃貸NOI (注14)	(百万円)	3,294	4,249	4,332	4,406	4,715

回次		第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月		2017年 12月期	2018年 6月期	2018年 12月期	2019年 6月期	2019年 12月期
営業収益	(百万円)	7,610	7,924	10,798	10,279	8,569
（うち不動産賃貸事業収益）	(百万円)	(7,472)	(7,788)	(8,369)	(8,179)	(8,406)
営業費用	(百万円)	4,627	4,555	5,470	4,641	4,585
（うち不動産賃貸事業費用）	(百万円)	(3,879)	(3,786)	(4,128)	(3,682)	(3,729)
営業利益	(百万円)	2,983	3,368	5,327	5,638	3,983
経常利益	(百万円)	2,400	2,769	4,621	4,994	3,389
当期純利益	(百万円)	2,405	2,767	4,620	4,994	3,388
総資産額	(百万円)	248,837	272,674	280,790	274,736	301,075
純資産額	(百万円)	127,737	139,404	141,257	142,070	156,027
有利子負債額 (注1)	(百万円)	104,975	115,975	122,875	115,975	126,975
出資総額	(百万円)	125,148	136,452	136,452	136,452	151,540
発行済投資口の総口数	(口)	296,625	1,643,125	1,643,125	1,643,125	1,784,125
1口当たり当期純利益 (注2) (注3)	(円)	1,621	1,727	2,812	3,039	2,023
1口当たり純資産額 (注2)	(円)	86,127	84,840	85,969	86,463	87,453
分配総額	(百万円)	2,405	2,767	4,181	4,520	3,487
1口当たり分配金額	(円)	8,110	1,684	2,545	2,751	1,955
（うち1口当たり利益分配金）	(円)	(8,110)	(1,684)	(2,545)	(2,751)	(1,955)
（うち1口当たり利益超過分配金）	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注4) (注5)	(%)	1.0 (1.9)	1.1 (2.1)	1.7 (3.3)	1.8 (3.6)	1.2 (2.3)
期末自己資本比率 (注6)	(%)	51.3	51.1	50.3	51.7	51.8
自己資本利益率 (注4) (注7)	(%)	1.9 (3.7)	2.1 (4.2)	3.3 (6.5)	3.5 (7.1)	2.3 (4.5)
期末有利子負債比率 (注8)	(%)	42.2	42.5	43.8	42.2	42.2
配当性向 (注9)	(%)	100.0	100.0	90.5	90.5	102.9
投資物件数 (注10)	(件)	19	22	22	22	25
総賃貸可能面積 (注11)	(㎡)	349,515.43	368,099.75	368,250.14	354,878.02	381,318.47
期末テナント数 (注12)	(件)	394	413	427	371	411
期末稼働率 (注13)	(%)	97.0	98.1	98.5	99.4	98.6
当期減価償却費	(百万円)	1,256	1,328	1,325	1,220	1,193
当期資本的支出額	(百万円)	817	597	582	750	1,235
賃貸NOI (注14)	(百万円)	4,850	5,330	5,566	5,716	5,872

（注1）有利子負債額は、短期借入金、1年内償還予定の投資法人債、1年内返済予定の長期借入金、投資法人債及び長期借入金の合計額です。

（注2）2017年12月31日を基準日とし、2018年1月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口分割を行っているため、1口当たり当期純利益及び1口当たり純資産額については、第22期期首に当該投資口分割が行われたと仮定して算定しています。

（注3）「1口当たり当期純利益」は当期純利益を次の期中平均投資口数で除することにより算出しています。

期中平均投資口数 第18期 186,874口、第19期 254,351口、第20期 266,025口、第21期 266,025口、第22期 1,432,979口、第23期 1,483,125口、第24期 1,602,373口、第25期 1,643,125口、第26期 1,643,125口、第27期 1,675,011口

（注4）日数に基づき年換算した数値を（ ）書きで記載しています。

（注5）経常利益 / { (期首総資産額 + 期末総資産額) ÷ 2 } × 100

（注6）期末純資産額 / 期末総資産額 × 100

（注7）当期純利益 / { (期首純資産額 + 期末純資産額) ÷ 2 } × 100

（注8）期末有利子負債額 / 期末総資産額 × 100

（注9）1口当たり分配金額 ÷ 1口当たり当期純利益 × 100

ただし、第19期、第22期、第24期及び第27期は、期中に新投資口の発行を行っていることから、次の算式により計算しています。

分配金総額（利益超過分配金は含まない）÷当期純利益×100

また、第23期は（注2）に記載の投資口の分割を仮定していない実際の1口当たり当期純利益をもって算定しています。

（注10）匿名組合出資持分は、投資物件数には含めていません。

（注11）「総賃貸可能面積」は、各決算期現在における賃貸可能な面積（貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。ただし、共用部面積及び駐車場面積等を貸し付けている場合には当該面積を含みます。）に記載しています。なお、準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載しています。

（注12）「期末テナント数」は、各決算期における有効な賃貸借契約書に基づくテナント数（貸室に限り、倉庫、ホール、駐車場等のみ賃貸しているテナントは含みません。）に記載しています。同一のテナントが複数の賃貸借契約に基づき複数の貸室を賃借している場合、それぞれ個別のテナントとして数え、その合計を記載していますが、同一のテナントが同一物件内に複数の貸室を賃借している場合は、1テナントとして数えています。また、マスターリース契約が締結されている場合には、全てのエンドテナントより当該マスターリース契約上の賃借人が賃借人になることの同意を取得したものと仮定し、当該マスターリース契約上の賃借人から転賃を受けているエンドテナントの数を記載しています。なお、MCUBS MidCity投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が底地（借地権が設定された土地をいいます。以下同じです。）のみを保有する場合、土地の賃借人の数を記載しています。

（注13）「期末稼働率」は、各決算期現在における各物件の賃貸面積の合計を賃貸可能面積の合計で除して得られた数値を百分率で記載しています。

（注14）当期賃貸事業利益（不動産賃貸事業収入—不動産賃貸事業費用）+当期減価償却費+当期固定資産除却損

（注15）本書において特に記載のない限り、記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

事業の概況

（イ）当期の概況

A．投資法人の主な推移

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、2006年6月1日に設立され、2006年8月29日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場しました（銘柄コード3227）。

中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指すことを基本方針としている本投資法人は、オフィスビルを投資対象の中心とし、投資対象エリアについては、三大都市圏（東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）、大阪圏（大阪府、京都府及び兵庫県）並びに名古屋圏（愛知県）。以下、同じです。）に重点的な投資を行うことをポートフォリオ構築の方針として資産運用を行っています。

2006年に保有資産数9件、取得価格合計146,650百万円で運用を開始して以降、継続的な物件取得により資産の着実な成長を実現しており、当期末（2019年12月31日）時点での保有資産は26件（名古屋ルーセントタワーを裏付資産とする匿名組合出資持分を含みます。以下同じです。）、取得価格合計287,629百万円となっています。

B．運用実績

当期（2019年7月～12月）は、これまでも行ってきた積極的な取組みによる継続的な投資主価値向上の実現を企図して、2019年11月に新投資口の発行及び新規借入れによる資金調達を実施し、東京圏に所在するイーストスクエア東京（取得価格9,500百万円）及びホテルビスタプレミオ東京（取得価格11,200百万円）、大阪圏に所在する大阪YMビル（取得価格6,310百万円）の合計3物件を新規に取得しました。いずれも相対取引にて、立地・スペック・収益性の3要素に拘った厳選投資が実行出来たと考えています。当期末時点での保有資産は26件、取得価格合計287,629百万円であり、取得価格に基づく投資比率は、エリア別では三大都市圏97.3%（うち、東京圏61.4%、大阪圏34.2%、名古屋圏1.7%）、その他地域2.7%、用途別ではオフィスビル85.3%、その他14.7%となっています。

オフィス賃貸市場は、依然として空室率の低下や賃料水準の上昇が緩やかに続く中、当期は一部空室部分を含みバリューアップポテンシャルを有する3物件を新たに取得したことにより、当期末時点の稼働率は98.6%（前期末99.4%）となりました。総賃貸可能面積は381,318.47㎡、テナント数は411となっています。

本投資法人は、「環境憲章」及び「責任不動産投資に係る基本方針」に基づき環境や社会的責任に留意した運用に努めている三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）と、サステナビリティ、特に昨今注目されているESG（環境・社会・ガバナンス）への考え方を共有し、共に積極的な取組みを推進しています。特に環境に関しては、GRESB（Global Real Estate Sustainability Benchmark）リアルエステイト評価にて4年連続で最高位の「Green Star」を取得しており、相対評価に基づく「GRESBレーティング」（5段階評価）においても5つ星評価を得ています。また、2018年12月よりMSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数に組み入れられており、ESG格付は「AA」を取得しています。さらに当期は、保有物件であるGスクエア渋谷道玄坂がJ-REIT初となるCASBEEスマートウェルネスオフィス評価認証を取得しました。当期末時点で、3物件につきDBJ Green Building認証を、4物件につきCASBEE評価認証を、5物件につき建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価を、2物件につき東京都中小低炭素モデルビルへの適合認証を、それぞれ取得しています。

C．資金調達の概要

新投資口の発行について

当期は、2019年11月に取得した3物件（取得価格の合計27,010百万円）の取得資金の一部等に充当することを目的に、公募による新投資口（134,000口）については2019年11月19日、第三者割当による新投資口（7,000口）については2019年12月17日を払込期日として、新投資口の追加発行を行いました。当期末現在の発行済投資口の総口数は1,784,125口となっています。

借入れ及び投資法人債について

当期は、2019年7月31日付で総額15,200百万円のリファイナンスを実行し、返済期限の分散及び借入期間の長期化、並びに借入コストの低減を実現しました。また同年11月に取得した3物件の取得資金の一部に充当するため、同年11月21日付で総額11,000百万円の新規借入れを実行しました。当期末時点で19の金融機関から総額118,975百万円の借入れを行っており、投資法人債の発行残高は8,000百万円となっています。総資産に対する有利子負債比率（以下「LTV」といいます。）は42.2%、長期負債比率は100.0%（1年内返済予定の長期借入金を含みます。）、金利の固定化比率は89.1%（金利スワップ契約による金利の固定化を含みます。）となっています。

また当期は、2019年9月26日付で株式会社格付投資情報センター（R&I）による格付がAからA+に格上げされました。当期末現在の本投資法人の発行体格付の状況は以下のとおりです。

信用格付業者	発行体格付	格付の方向性
株式会社日本格付研究所（JCR）	A A -	安定的
株式会社格付投資情報センター（R&I）	A +	安定的

D．業績及び分配の概要

上記の運用の結果、本投資法人は当期の実績として営業収益8,569百万円、営業利益3,983百万円、経常利益3,389百万円、当期純利益3,388百万円を計上しました。

分配金については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、当期末処分利益に内部留保した圧縮積立金の取崩額98百万円を加算した金額の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は1,955円となりました。

(ロ) 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人は、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指すために、以下のような運用を行います。

A．内部成長戦略

個別保有物件ごとに最適な中長期運用戦略を策定し、それに基づきキャッシュ・フローの最大化を図ります。

新規テナントへの誘致活動としては、プロパティマネジメント業務の委託先（以下「プロパティマネジメント会社」といいます。）及びオフィス賃貸仲介業者と緊密に連携して、運用不動産ごとにその立地・特性に合わせたテナント誘致計画を立案し、プロパティマネジメント会社等（後記「2 投資方針（1）投資方針 成長戦略（イ）内部成長戦略 B．賃料収入と稼働率の維持向上に向けた取り組み（）新規テナントの誘致活動」において定義します。）が有する独自のルートを活用しながら着実なテナント確保を図ります。また既存テナントへのフォロー活動としては、本資産運用会社の監督指導の下、プロパティマネジメント会社及び建物管理業務の委託先（以下「建物管理会社」といいます。）と協働してテナントからの要望等のデータベース化、毎年のテナント満足度調査、テナント側の役職者等との積極的な意見交換等を実施し、その対応としてテナント満足度の向上に向けた設備改修等のソリューションや、適切な増床の提案等を適時に行います。

加えて、本資産運用会社の監督指導の下、中長期的に運用資産の収益とその資産価値を維持向上させるため、プロパティマネジメント会社及び建物管理会社と連携して運用管理段階におけるライフサイクルマネジメントを実践することにより、管理品質を保ちながら運用管理コストを最小化することを目指します。

B．外部成長戦略

本投資法人は、規模のメリットによる運用管理コストの低減、運用資産の分散等ポートフォリオ効果による収益変動リスクの低減等を図るため、外部成長を推進します。外部成長を実現するための戦略として、スポンサー企業及びグループ会社からの情報提供や独自のネットワークを基盤として、不動産取得の機会を追求します。

投資対象エリアとしては三大都市圏のオフィスビルに重点をおいて運用資産の取得を検討し、また、より多くの物件取得機会の確保及び分散投資の観点から、三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市も投資対象エリアとしています。なお、投資対象タイプは、オフィスビルを主要な投資対象としていますが、物件取得機会の確保及び分散投資の観点から、オフィスビル以外の用に供される不動産等（ただし、商業施設及び産業用不動産（後記「2 投資方針（1）投資方針 ポートフォリオ構築方針（イ）ポートフォリオ構築基準 C. 投資対象タイプ（用途）」において定義します。）については新規投資を行わないこととしています。）も投資対象としています。

C. 財務戦略

財務の安定性を維持することを目標に、保守的なLTV水準の維持、安定的な資金調達、有利子負債の返済時期の分散化、新規借入先金融機関の参加の推進等について継続して取り組みます。また、金利動向に応じて金利固定化による金利変動リスクへの対応を行います。

（ハ）決算後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

（2）【投資法人の目的及び基本的性格】

投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行います（投資法人規約（以下「規約」といいます。）第26条）。

本投資法人は、その資産の運用を本資産運用会社に全て委託しています（注）。本投資法人と前資産運用会社との間で2006年6月2日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。なお、本合併に伴い、本資産運用会社は、当該契約の前資産運用会社の地位及び権利義務を、2019年7月1日付で前資産運用会社から承継しました。）の規定に従い、本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に係る方針につき、その社内規程として資産運用ガイドライン（以下「資産運用ガイドライン」といいます。）を制定しています。

（注）2019年7月1日付で、本投資法人の資産運用会社であったMCUBS MidCity株式会社（以下「前資産運用会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とし、本資産運用会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）が行われ、本合併後は本資産運用会社が本投資法人の資産運用を行っています。

本投資法人は、基本方針に基づき投資主価値の最大化を目指すため、三大都市圏のオフィスビルに重点的な投資を行います。さらに、本資産運用会社の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）（以下「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」といいます。）第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じです。）である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及びユービーエス・アセット・マネジメント・エイ・ジー（以下「UBS」といいます。）のノウハウやネットワーク等を、本投資法人の安定した収益の確保と着実な運用資産の成長のために最大限に活かす方針です。

投資法人の特色

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）上の金融商品取引業者である本資産運用会社に全て委託してこれを行います。

（注1）投資法人に関する法的枠組みは要以下のとおりです。

投資法人は、金融商品取引業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利と必ずしも同一ではありません。投資主の権利については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利」をご参照下さい。

投資法人にはその機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認等、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。さらに、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「（4）投資法人の機構」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者を募集することもできます。

投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「２ 投資方針（１）投資方針」及び同「（２）投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「２ 投資方針（３）分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社（内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業を行う金融商品取引業者（投資運用業を行うものに限り、信託会社を除きます。））にその資産の運用に係る業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託会社等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。さらに、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「（３）投資法人の仕組み」及び後記「第二部 投資法人の詳細情報 第４ 関係法人の状況」をご参照下さい。

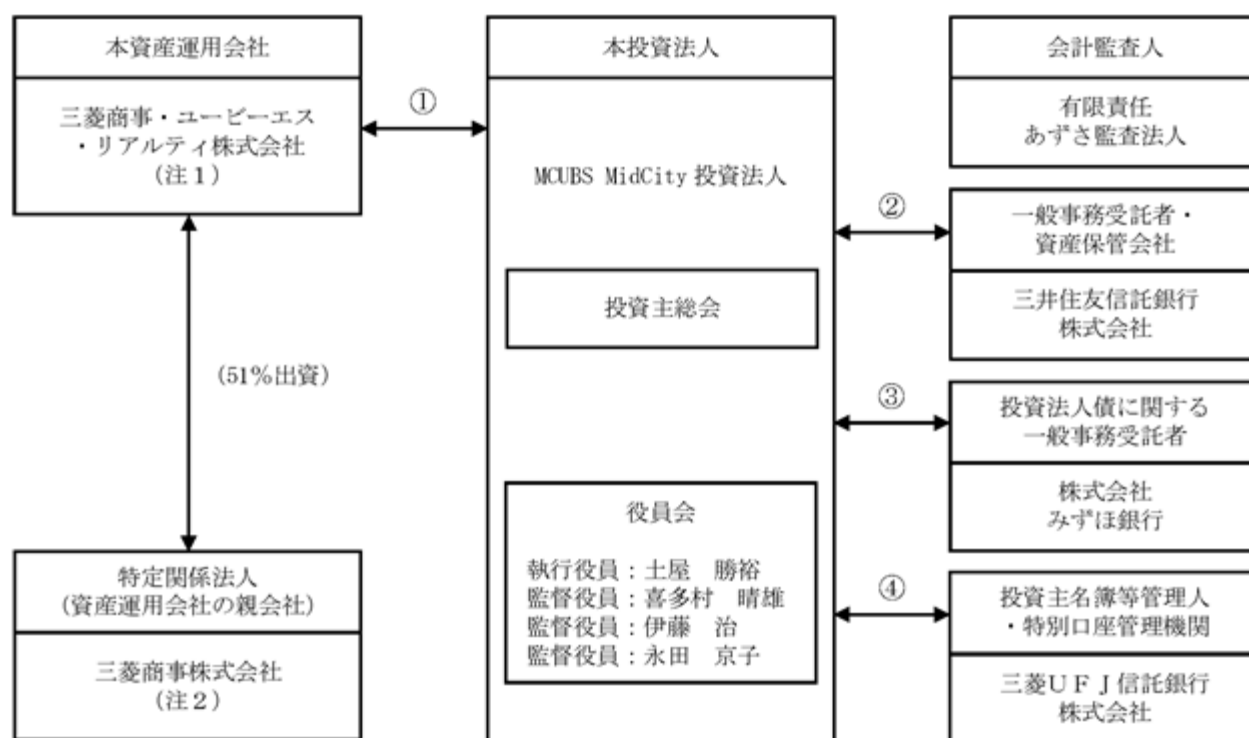
（注２）本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）は、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）第226条第１項に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。）です。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（振替法第226条第１項、第227条第１項）。なお、以下、本投資法人が発行する投資証券を「本投資証券」ということとしますが、同時に本投資証券には、別途明記する場合を除き、本振替投資口を含むものとします。

また、本投資法人が発行する投資法人債は、振替投資法人債（振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資法人債である本投資法人の投資法人債を、以下「本振替投資法人債」といいます。）です。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資法人債券（以下「本投資法人債券」といいます。）についての記載は、本振替投資法人債を含むものとします。

(3) 【投資法人の仕組み】

本投資法人の仕組み図

本書の日付現在における本投資法人の仕組みは、以下のとおりです。



番号	契約名
	資産運用委託契約
	一般事務委託契約及び資産保管委託契約
	財務及び発行・支払代理契約
	投資口事務代行委託契約及び特別口座の管理に関する契約

(注1) 本投資法人の資産運用会社であったMCUBS MidCity株式会社は、2019年7月1日付で、MCUBS MidCity株式会社を吸収合併消滅会社とし、三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社を吸収合併存続会社とする本合併を行いました。これに伴い、本資産運用会社は、MCUBS MidCity株式会社から、本投資法人の資産運用会社の地位を承継しました。

(注2) 三菱商事株式会社は、本資産運用会社の親会社であり、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第12条第3項に定める本資産運用会社の特定関係法人（以下「特定関係法人」といいます。）に該当します。

本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

本書の日付現在における本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要は、以下のとおりです。

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	MCUBS MidCity投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を運用資産に投資することにより、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指して運用を行います。
資産運用会社	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社	前資産運用会社は、2006年6月2日付で本投資法人との間で資産運用委託契約（その後の変更、改定も含みます。）を締結しました。なお、本合併に伴い、本資産運用会社は2019年7月1日付で、当該契約の前資産運用会社の地位及び権利義務を、前資産運用会社から承継しました。投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法人の定める規約及び本資産運用会社の社内規程である資産運用ガイドライン等に従い、資産の運用に係る業務を行います。本資産運用会社に委託された業務は 運用資産の運用に係る業務、 本投資法人が行う資金調達に係る業務、運用資産の状況についての本投資法人への報告業務、 運用資産に係る運用計画の策定業務及び その他本投資法人が随時委託する上記 から までに付随し又は関連する業務です。 また、2015年7月9日付で本投資法人との間で商標使用許諾契約（その後の変更、改定も含みます。）を締結しており、本投資法人に対して、本資産運用会社の所有する登録商標を、本投資法人の資産を本資産運用会社が運用していることを表示する目的で使用することを許諾しています。
一般事務受託者 / 資産保管会社	三井住友信託銀行株式会社	一般事務受託者 / 資産保管会社は、2006年6月2日付で本投資法人との間で一般事務委託契約（その後の変更、改定も含みます。）及び資産保管委託契約（その後の変更、改定も含みます。）をそれぞれ締結しています。 上記一般事務委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号から第6号まで）として、 計算に関する事務、 会計帳簿の作成に関する事務、 納税に関する事務及び 本投資法人の役員会及び投資主総会の運営に関する事務（投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務を除きます。）を行います。 また、上記資産保管委託契約に基づき、投信法上の資産保管会社（投信法第208条）として、本投資法人の保有する資産（投信法第67条の規定に基づいて作成された本投資法人の規約に定められた範囲内で、本投資法人が投信法第193条の規定に基づいて取得する一切の資産を意味します。）に関する資産保管業務及び金銭出納管理業務を行います。

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社みずほ銀行	2016年5月17日付で本投資法人との間でMCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約並びにMCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約を、2017年5月23日付で本投資法人との間でMCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約並びにMCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約を、2018年5月18日付で本投資法人との間でMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約を、それぞれ締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号。ただし、投資法人債に関する事務に限りません。）として、財務及び発行・支払代理契約に基づき、発行代理人事務、支払代理人事務、元利金支払取りまとめ事務、投資法人債原簿関係事務等を行います。
投資主名簿等管理人／特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社	投資主名簿等管理人は、本投資法人との間で2008年12月26日付で投資口事務代行委託契約（その後の変更、改定も含みます。）、2008年11月25日付で特別口座の管理に関する契約（その後の変更、改定も含みます。）をそれぞれ締結しています。 上記投資口事務代行委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第6号）として、投資主名簿及びこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿に関する事務、投資口の名義書換、質権の登録又は抹消、投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人及び以上の者の常任代理人（以下「投資主等」といいます。）に対して分配する金銭の支払いに関する事務、投資主等の権利行使に関する請求、その他の投資主等からの申出の受け付けに関する事務並びにこれらに付随する事務等を行います。 また、上記特別口座の管理に関する契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号）として、振替口座簿並びにこれに付属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務、新規記載又は記録手続き及び抹消手続き又は全部抹消手続きに関する事務、振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務、特別口座の開設及び廃止に関する事務、特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務並びに振替制度の運営に関する事務等を行います。
特定関係法人（本資産運用会社の親会社）	三菱商事株式会社	三菱商事株式会社は、本資産運用会社の発行済株式総数の51%を保有する本資産運用会社の親会社です。

匿名組合出資の仕組み

本投資法人はその規約に基づき匿名組合出資持分その他の投資ピークルへの投資をすることがあります。本投資法人が匿名組合出資持分に投資する場合、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資し、本投資法人は匿名組合員として分配金を得ることになります。なお、本投資法人は、本書の日付現在、名古屋ルーセントタワーに係る区分所有権の共有持分33.9%（敷地権割合29.5%）を信託財産とする信託受益権を裏付けとする、アール40合同会社を営業者とする匿名組合出資持分（B号匿名組合出資持分。持分割合40%）（以下「名古屋ルーセントタワーに係る匿名組合出資持分」といいます。）を保有しています。

名古屋ルーセントタワーに係る匿名組合出資持分に関する匿名組合の仕組み図は、以下のとおりです。

アール40合同会社	
固定資産（不動産信託受益権等）（注1）	長期借入金
	純資産（匿名組合出資等）（注2）
その他	
	その他
資産合計	負債・資本合計

（注1）名古屋ルーセントタワーに係る区分所有権（名古屋ルーセントタワーの建物のうち特別高圧変電所棟及び超高圧変電所棟の一部を除く部分）の共有持分33.9%（敷地権割合29.5%）を信託財産とする信託受益権に係る信託不動産（名古屋ルーセントタワー（信託不動産））

（注2）本投資法人は、営業者に係る匿名組合出資持分40%（B号匿名組合出資持分。出資額37億円）を保有しています。

（4）【投資法人の機構】

投資法人の統治に関する事項

本書の日付現在、本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員3名、全ての執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。なお、本投資法人の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人です。

（イ）投資主総会

A．本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集します（規約第9条第1項）。本投資法人の投資主総会は、2019年3月4日及び同日以後遅滞なく招集され、以後、隔年毎の3月4日及び同日以後遅滞なく招集されます。また、必要あるときは随時招集されます（規約第9条第2項）。投資主総会を招集するには、投資主総会の日2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により通知を発するものとします。ただし、規約第9条第2項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとします（規約第9条第3項）。

B．投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されます（規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議（特別決議）を経なければなりません（投信法第93条の2第2項）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、規約に定められています（規約第7章）ので、かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

C. また、本投資法人は、本資産運用会社との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要になります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

（ロ）執行役員、監督役員及び役員会

- A. 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。ただし、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。
- B. 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席し、その過半数をもって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第21条第1項）。
- C. 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は議決に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

（ハ）会計監査人

- A. 会計監査人は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条第1項、規約第23条）。
- B. 本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。
- C. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第24条第1項及び第2項）。

（ニ）内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員3名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、3ヶ月に1回以上の頻度で役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び本資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続きを通じ、本資産運用会社又はその利害関係人等から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を監視できる体制を維持しています。

本書の日付現在、監督役員には、弁護士1名、公認会計士1名、国立大学准教授1名の計3名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験と見識に基づき、執行役員の職務遂行等について様々な見地から監督を行っています。

（ホ）内部管理、監督役員による監督及び会計監査との相互連携

各監督役員は、本投資法人の役員会において、執行役員及び本投資法人の関係法人に対し、本投資法人の業務や資産運用状況、コンプライアンス及びリスク管理等について報告を求めるとともに、必要な調査を行うことにより、執行役員の職務執行に関する監督機能を果たしています。

また、会計監査人は、定期的実施される、会計監査人による監査報告会を通じて、その監査の実施状況及び内容について監督役員に報告を行っています。

(ヘ) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

- A．本投資法人は、本資産運用会社との間の資産運用委託契約に基づき、本資産運用会社から各種報告を受ける権利及び本資産運用会社の帳簿、その他の資料の調査を行う権利を有しており、かかる権利の行使により、本投資法人は本資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を整備しています。
- B．本投資法人は、一般事務受託者との間で締結された一般事務委託契約及び資産保管会社との間で締結された資産保管委託契約に基づき、必要に応じて、一般事務受託者及び資産保管会社の業務推進状況についての報告を受けることができます。
- C．監督役員は執行役員、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社に対して本投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができます。

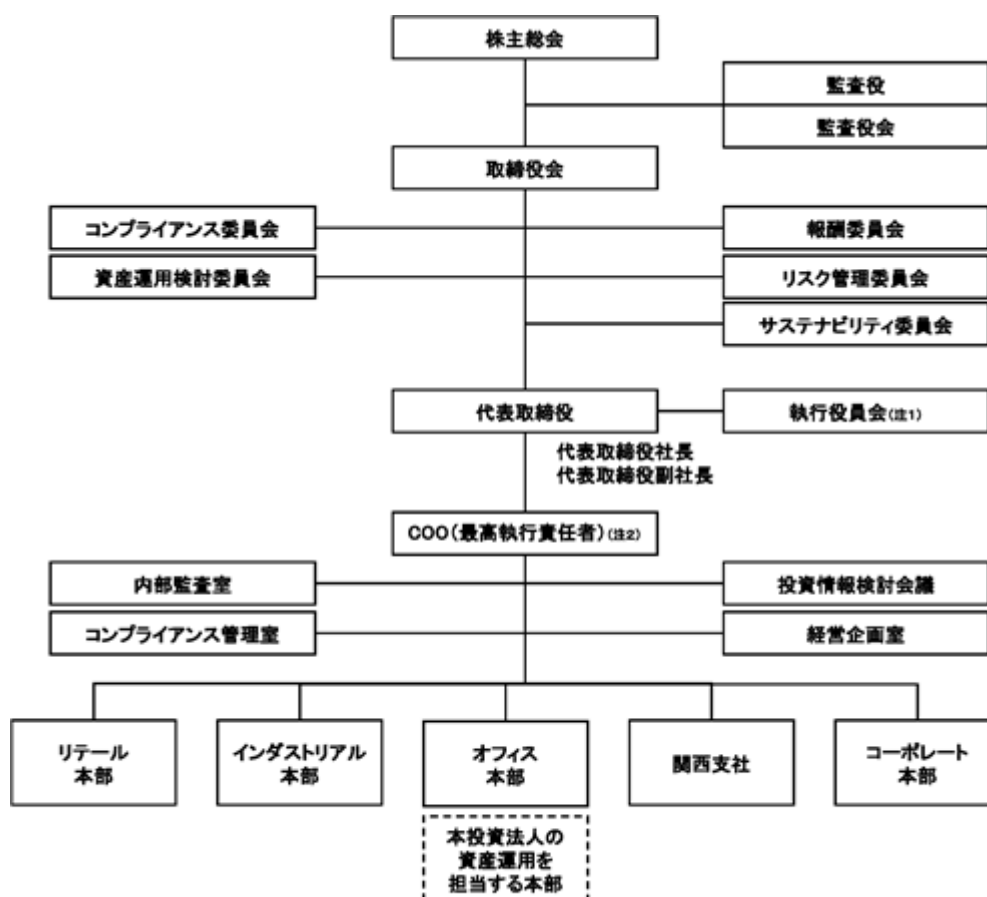
投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託されています。本資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。

(イ) 本資産運用会社の組織

本資産運用会社の組織は以下に記載のとおりです。

本資産運用会社は、かかる組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社は、取締役会からの権限委譲を受けて規約に定める本投資法人の投資方針に沿った資産の運用等に関する事項を審議するための合議体として資産運用検討委員会を設置しています。また、コンプライアンスを実践するための企画及び推進、コンプライアンスに係る教育・研修プログラムの企画及び推進並びにコンプライアンス実践状況のモニタリング業務等を行う部署としてコンプライアンス管理室を設置するとともに、コンプライアンス管理室長を委員長としてコンプライアンスに係る基本的事項及び重要事項等につき審議、決定するコンプライアンス委員会を設置しています。資産運用業務は、オフィス本部、コーポレート本部、経営企画室、コンプライアンス管理室及び内部監査室並びに関西支社の分掌によって実施されています。



(注1) 2020年4月1日付で執行役員会は廃止される予定です。

(注2) COO(最高執行責任者)はコンプライアンス担当取締役を兼任しています。

(ロ) 本資産運用会社の業務分掌体制

本資産運用会社におけるオフィス本部、コーポレート本部、経営企画室、コンプライアンス管理室及び内部監査室並びに関西支社の業務分掌体制は、以下のとおりです。

組織	業務の概略
オフィス本部	
不動産投資・運用関連業務	i. 投資戦略の立案に関する事項 ii. 投資基準の起案及び管理に関する事項 iii. 投資対象資産の評価、選定に関する事項 iv. 投資対象資産の取得に係る契約諸条件の判断に関する事項 v. 運用対象資産の処分に係る判断に関する事項 vi. 運用対象資産の運用管理計画策定に関する事項 vii. 運用対象資産の物件管理・維持・修繕等に関する事項（運用の一環として行う建て替え・大規模修繕等を含みます。） viii. 運用対象資産のテナント・賃貸借契約条件等に関する事項 ix. 運用対象資産のプロパティ・マネジメント会社の選定に関する事項 x. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xi. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xiii. 上記各事項に関連したその他の事項
投資法人管理業務	i. 本投資法人の予算、収益予想、実績管理及び差異分析に関する事項 ii. 本投資法人の財務戦略策定、資金管理・調達に関する事項 iii. 本投資法人の投資主との関係維持／強化に関する事項 iv. アナリストを含む本投資法人の投資家からの照会に対する対応に関する事項 v. 本投資法人の決算説明会・個別IRミーティングでの決算報告に関する業務支援 vi. 東京証券取引所及び米国Securities & Exchange Commission等の開示規定で定められた本投資法人の報告・プレスリリースに関する事項 vii. 株式会社証券保管振替機構への必要書類の作成、提出に関する事項 viii. 本投資法人の新投資口発行に伴う有価証券届出書及び目論見書等の作成取りまとめ、提出 ix. 本投資法人の重要書類の作成・管理に関する事項（一般事務委託契約、資産保管委託契約、投資口事務代行委託契約、資産運用委託契約、規約、資産管理計画書等を含みます。） x. 本投資法人の機関運営に関する一般事務委託会社との窓口 xi. 信託銀行などの本投資法人の外部業務委託会社との窓口（上記x.を除きます。） xii. 本投資法人の公告に関する事項 xiii. 本投資法人の投資主への書類縦覧に関する事項 xiv. 本投資法人のポートフォリオ管理に関する事項 xv. 投資対象資産及び運用対象資産におけるエンジニアリングに関する事項 xvi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xvii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 - xviii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xix. 上記各事項に関連したその他の事項

組織	業務の概略
オフィス本部	
投資関連業務	i. 投資戦略の立案に係る分析、調査及びサポートに関する事項 ii. 投資基準の起案及び管理に係る分析、調査及びサポートに関する事項 iii. 投資対象資産の発掘に関する事項 iv. 投資対象資産に係る情報の管理及び配分に関する事項 v. 投資対象資産の評価、選定に係る分析、調査及びサポートに関する事項 vi. 投資対象資産の取得に関する交渉、取り纏め、文書化等の実行（ストラクチャリングを含みます。）に関する事項 vii. 運用対象資産の処分時における対外交渉に関する事項 viii. 不動産売買市場情報と営業情報（機密情報を含みます。）の作成・保管に関する事項 ix. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 x. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xi. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xii. 上記各事項に関連したその他の事項

組織	業務の概略
コーポレート本部	
業務管理関連業務	i. 本資産運用会社及び本投資法人の経理・決算・税務に関する事項 ii. 本資産運用会社の予算に関する事項 iii. 本投資法人の予算、収益予想、実績管理及び差異分析に関する計数管理 iv. 不動産投資、運用及び本投資法人の管理に関する事務 v. 本資産運用会社及び本投資法人の会計監査に関する窓口 vi. 経理規程及び経理に関する手続きの策定・管理に関する事項 vii. 本投資法人の支払い指図に関する事項 viii. 本投資法人の資産運用報告、有価証券報告書等の継続開示書類の作成取りまとめ及び提出に関する事項 ix. 一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」といいます。)(月次財務報告)に対する窓口 x. その他関係官庁、団体への情報開示に関する事項 xi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xiii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xiv. 上記各事項に関連したその他の事項
財務関連業務	i. 本投資法人の財務方針の策定 ii. 本投資法人の資金調達手法に関する企画・提案 iii. 本投資法人の取引金融機関との窓口 iv. 格付機関等に対する業績説明 v. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 vi. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 vii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 viii. 上記各事項に関連したその他の事項

組織	業務の概略
コーポレート本部	
総務・IT推進関連業務	i. 社内危機管理及びBCPに関する事項 ii. 本資産運用会社の公告に関する事項 iii. 社内総務・庶務に関する事項 iv. 情報システム（不動産運用関係システムを含みます。）の管理・開発監理、情報セキュリティ管理に関する事項 v. 所管する什器・動産・不動産の管理及びそのリースに関する事項 vi. 文書の企画管理とファイリングに関する事項 vii. 宅地建物取引業に基づく事務 viii. 登記等に関する事項 ix. 規程等の管理に関する事項 x. 印章等の管理に関する事項 xi. 内部統制基本方針に関する事項 xii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xiii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xiv. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xv. 上記各事項に関連したその他の事項
企画調査関連業務	i. 不動産市場、産業及び経済・金融事情に関する各種データの分析に関する事項 ii. 調査・分析結果を活かした本投資法人の投資運用戦略策定に関するサポートに係る事項 iii. 本投資法人の投資主との関係維持／強化のサポートに係る事項 iv. サステナビリティ委員会に関する事項 v. 新聞・雑誌等からの取材受付、イベント参加申込み等の広報窓口 vi. 本資産運用会社及び本投資法人のホームページ等での情報開示に関する事項 vii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 viii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 ix. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 x. 上記各事項に関連したその他の事項
人事関連業務	i. 人事戦略（人事制度、人事施策及び人材開発）の策定 ii. 人事労務の運営・管理に関する事項 iii. 採用・教育・研修に関する事項 iv. 昇格・評価・報酬に関する事項 v. 福利厚生・社会保険等に関する事項 vi. 報酬委員会に関する事項 vii. 懲戒に関する事項 viii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 ix. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 x. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xi. 上記各事項に関連したその他の事項

組織	業務の概略
コーポレート本部	
エンジニアリング関連業務	i. 建築関連法令改正等の必要情報収集の一元化と情報共有に関する事項 ii. 投資対象資産及び運用対象資産におけるエンジニアリングに関する事項 iii. 投資対象資産及び運用対象資産における大規模リニューアル、開発及びバリューアップに係るサポートに関する事項 iv. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 v. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 vi. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 vii. 上記各事項に関連したその他の事項
リスク管理関連業務	i. リスク管理委員会及び本資産運用会社のリスク管理に関する事項 ii. 資産運用検討委員会に関する事項 iii. 取引先管理に関する事項 iv. 投資対象資産の評価、分析等に対する妥当性の検証に関する事項 v. 投資情報検討会議に係るサポートに関する事項 vi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 vii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 viii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 ix. 上記各事項に関連したその他の事項

組織	業務の概略		
経営企画室	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="177 181 440 990">経営企画関連業務</td><td data-bbox="440 181 1418 990"> i. 戦略的・長期的目標及び戦略計画の策定・実施・監視・報告等に関する事項 ii. 全体資源配分及び組織に関する事項 iii. 本資産運用会社の予算方針の策定に関する事項 iv. 本資産運用会社全体に係る主要問題の分析及びサポートに関する事項 v. 不動産業界でのプレゼンス及び政官財産業界との連携に関する事項 vi. 潜在的影響力のある国内外の重要問題の確認と対応戦略に関する事項 vii. 新業務・新商品ラインの開発、導入管理に関する事項 viii. 経営情報の提供に関する事項 ix. 株式、株主及び株主総会に関する事項 x. 決裁権限に関する事項 xi. 取締役会に関する事項 xii. 執行役員会に関する事項（注） （注）当項目は2020年4月1日付で削除され、以降の項目番号が変更されます。 xiii. 秘書業務に関する事項 xiv. 本投資法人の不動産投資運用に関するサポート業務 xv. 一般社団法人不動産証券化協会及び投信協会等の業界団体との窓口（ただし、投信協会については会員調査部及び各種届出等、月次財務報告に対する窓口を除きます。） xvi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xvii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 - xviii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xix. 上記各事項に関連したその他の事項 </td></tr> </table>	経営企画関連業務	i. 戦略的・長期的目標及び戦略計画の策定・実施・監視・報告等に関する事項 ii. 全体資源配分及び組織に関する事項 iii. 本資産運用会社の予算方針の策定に関する事項 iv. 本資産運用会社全体に係る主要問題の分析及びサポートに関する事項 v. 不動産業界でのプレゼンス及び政官財産業界との連携に関する事項 vi. 潜在的影響力のある国内外の重要問題の確認と対応戦略に関する事項 vii. 新業務・新商品ラインの開発、導入管理に関する事項 viii. 経営情報の提供に関する事項 ix. 株式、株主及び株主総会に関する事項 x. 決裁権限に関する事項 xi. 取締役会に関する事項 xii. 執行役員会に関する事項（注） （注）当項目は2020年4月1日付で削除され、以降の項目番号が変更されます。 xiii. 秘書業務に関する事項 xiv. 本投資法人の不動産投資運用に関するサポート業務 xv. 一般社団法人不動産証券化協会及び投信協会等の業界団体との窓口（ただし、投信協会については会員調査部及び各種届出等、月次財務報告に対する窓口を除きます。） xvi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xvii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 - xviii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xix. 上記各事項に関連したその他の事項
経営企画関連業務	i. 戦略的・長期的目標及び戦略計画の策定・実施・監視・報告等に関する事項 ii. 全体資源配分及び組織に関する事項 iii. 本資産運用会社の予算方針の策定に関する事項 iv. 本資産運用会社全体に係る主要問題の分析及びサポートに関する事項 v. 不動産業界でのプレゼンス及び政官財産業界との連携に関する事項 vi. 潜在的影響力のある国内外の重要問題の確認と対応戦略に関する事項 vii. 新業務・新商品ラインの開発、導入管理に関する事項 viii. 経営情報の提供に関する事項 ix. 株式、株主及び株主総会に関する事項 x. 決裁権限に関する事項 xi. 取締役会に関する事項 xii. 執行役員会に関する事項（注） （注）当項目は2020年4月1日付で削除され、以降の項目番号が変更されます。 xiii. 秘書業務に関する事項 xiv. 本投資法人の不動産投資運用に関するサポート業務 xv. 一般社団法人不動産証券化協会及び投信協会等の業界団体との窓口（ただし、投信協会については会員調査部及び各種届出等、月次財務報告に対する窓口を除きます。） xvi. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xvii. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 - xviii. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xix. 上記各事項に関連したその他の事項		

組織	業務の概略
コンプライアンス管理室	i. 法令等諸規則及び社内規則の遵守状況の検証・提案、その変更、並びに新規則施行状況の点検に関する事項 ii. 法令等諸規則の制定・変更に関する情報の蓄積、役職員への周知に関する事項 iii. 内部者取引の管理等に関する事項 iv. 個人情報管理に関する事項 v. 重要契約書の文書審査 vi. 広告宣伝等及び文書審査に関する規則に定める文書審査 vii. 企業倫理、従業員の行動規範等の遵守状況の検証・提案に関する事項 viii. 役職員へのコンプライアンス教育に関する事項 ix. コンプライアンス規程に関する事項 x. コンプライアンス委員会に関する事項 xi. コンプライアンス・プログラムの策定・遂行に関する事項 xii. 反社会的勢力対応に関する事項（反社会的勢力との関係を遮断するための対応の統括及び反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢の構築を含みます。） xiii. 苦情・紛争処理に関する事項 xiv. 従業員等からの問合せ、通報等への対応 xv. コンプライアンス違反案件の内容確認・調査と対応指導 xvi. 社内規程等の体系の検証・提案 xvii. 金融庁、国土交通省及び投信協会（会員調査部及び各種届出等）に対する窓口 - xviii. 投資情報検討会議に関する事項 xix. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 xx. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 xxi. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xxii. 上記各事項に関連したその他の事項
内部監査室	i. 各本部・部・室・各委員会の組織運営・業務遂行の状況、会計処理の状況、及び法令諸規則等の遵守状況の監査の実施に関する事項 ii. 内部監査の方針・内部監査計画の立案及び内部監査結果の報告に関する事項 iii. 特に定める事項の監査に関する事項 iv. 金融商品取引法上の内部統制（J-SOX）に関する事項（主要株主への報告を含みます。） v. 主要株主による業務監査の窓口 vi. 従業員等からの問合せ、通報等への対応 vii. 内部統制整備に関する事項 viii. 上記各事項におけるリスク管理に関する事項 ix. 上記各事項に関する主務官庁に係る事項 x. 上記各事項に関する規程等の作成・整備 xi. 上記各事項に関連したその他の事項

組織	業務の概略
関西支社	i. 関西地域における、本資産運用会社並びに本投資法人の取引先及び業務委託先等との協力体制の構築・拡充又はこれら取引先及び業務委託先等からの情報収集に関する事項 ii. 関西地域における本資産運用会社並びに本投資法人の取引先及び業務委託先等から収集した情報の各室長及び各本部長等への提供に関する事項 iii. コンプライアンス管理室の指導の下に行う、関西地域における支社所属職員のコンプライアンスチェック及び指導に関する事項 iv. コーポレート本部の指導の下に行う、関西地域における支社所属職員の労務管理に関する事項 v. 経営企画室の指導の下に行う、関西地域における業界団体等の窓口 vi. コーポレート本部の指導の下に行う、関西地域における支社所属職員の事務に関するサポート業務 vii. コンプライアンス管理室の指導の下に行う、関西地域におけるクレームの第一次対応窓口及びこれに関連する本社への報告 viii. 支社内における総務・庶務・秘書業務に関する事項 ix. 支社内におけるリスク管理に関する事項 x. 上記各事項に関連したその他の事項

(八) 本資産運用会社における委員会の概要

本資産運用会社は、資産運用検討委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、報酬委員会及びサステナビリティ委員会の5つの委員会（このうち、リスク管理委員会は、意思決定のための取締役会の諮問機関であり、意思決定機関としての機能を有しません。）を有していますが、投資法人毎には委員会を設置しておらず、各委員会は、本投資法人に関する事項だけではなく、日本リテールファンド投資法人及び産業ファンド投資法人（本投資法人、日本リテールファンド投資法人及び産業ファンド投資法人を併せて以下「各本資産運用会社受託投資法人」と総称します。）に関する事項についても審議します。ただし、意思決定の独立性を担保する観点から、各委員会の参加者にはそれぞれ以下のとおり制限を設けています。すなわち、資産運用検討委員会においては、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることはできません。リスク管理委員会においては、個別の投資法人に係るリスク管理の検討、計画、確認、評価を行う場合、委員長は当該投資法人の投資運用管理に関与しないオフィス本部、リテール本部又はインダストリアル本部に所属する者の参加可否を決することができます。また、コンプライアンス委員会においては、委員長は利害関係のある役職員の同委員会への参加可否を決することができます。

本投資法人の運用体制に関する各委員会（資産運用検討委員会及びコンプライアンス委員会）の概要は、以下のとおりです。

A．資産運用検討委員会

資産運用検討委員会は、原則としてオフィス本部長の申立てに応じて開催し、本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予算及び資金調達に係る議案について、また、資産の取得・処分・運用管理に関する議案について、ポートフォリオ全体の総合的なリスク及び投資効果等を審議し、社内規程・法令・規則を遵守していることを確認した上で、本資産運用会社による資産運用が企業統治の向上及び本投資法人の持続的成長に資する意思決定を行うことを目的とします。

委員	社長を委員長とし、副社長、執行役員、コンプライアンス管理室長及び外部の不動産鑑定士、その他委員長が指名した者を委員とします。ただし、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることはできないものとします。なお、社長が事故その他の理由により出席することができないときには、副社長が委員長の任に当たります。また、社長及び副社長がいずれも事故その他の理由により出席することができないときには、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委員が委員長の任に当たるものとします。執行役員は、自らが事故その他の理由により出席できないときは、その所属する本部・室の部長を自らの代理人として指名し委員会に出席させることができます。また、コンプライアンス管理室長は、自らが事故その他の理由により出席することができないときは、自らの代理人を指名し委員会に出席させることができます。常勤監査役は、委員会に出席し意見を述べるすることができます。委員長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家をオブザーバーとして委員会に招聘することができます。
----	--

審議事項	i. 投資方針、分配方針、運用管理方針、予決算関連 (i) 投資方針、投資基準に関する事項 (ii) 分配方針に関する事項（出資の払戻し、内部留保、内部留保の取崩しなど） (iii) 運用管理方針、運用管理基準に関する事項 (iv) 投資法人の予決算に関する事項 ・大規模修繕と資本的支出の予算は、工事ごとに機能維持工事(設備機器類の更新、経年劣化対応等、修繕を主な内容とする工事をいいます。)と機能向上工事(初期性能や初期機能の向上に資する工事をいいます。)を分別して集計し、工事費総額1億円以上のものは列記の上、承認を得ます。 (v) 投資法人の運用目標と進捗に関する事項（資産の取得・処分計画、増資・投資法人債その他債券の発行・短中期借入を含む資金調達計画など） (vi) IR計画の概要（方針、戦略など） ii. 資金調達関連 (i) 投資法人の長期借入の実施（変動金利の場合の個別金利の決定は除きます。） (ii) 投資法人の長期借入に係る繰上げ返済 (iii) 投資法人の短期借入枠の設定（借入枠内の個別の短期借入実施は除きます。） (iv) 投資法人債その他債券の発行に関する提案、期限前償還に関する提案 (v) 投資法人の増資に関する提案（投資口等の募集取扱事務委託先の選定、ロックアップ条項等を含みます。） (vi) 投資法人の資金調達に係るデリバティブ取引の実施 (vii) その他、投資法人の財務に重要な影響を与えると判断される事項 iii. 資産の取得・処分関連 (i) 資産の取得・処分に係る収益性及びリスクの評価 ・ポートフォリオ全体に与える影響 ・インベストメント・クライテリアに基づく評価 ・デュー・ディリジェンスの結果に基づく評価 ・鑑定に基づく評価 ・利益相反がないことの確認 ・売買契約における特殊な特約条項
------	---

	iv. 資産の運用管理関連 (i) 起用先プロパティ・マネジメント会社の包括選定（包括リスト承認） (ii) 承認済の包括リスト以外からのプロパティ・マネジメント会社の選定 (iii) 資産の運用管理におけるリスク（投資法人による取引先への与信供与を含みます。）（ただし、当期の分配金予想額に与える影響が1%未満かつ営業収益に与える影響額が1億円未満と予想される場合には、報告事項とすることができます。） (iv) 既取得の個別の資産の運用の一環として隣接する又は密接に関連し、かつ既取得の個別の資産の価値増大につながる資産を取得し、又は、既に取得している資産の一部を処分すること（取得対象資産又は処分対象資産が5,000万円以上の場合に限ります。） (v) 個別の資産において総額1億円以上の大規模修繕や資本的支出、又はテナントのために行い、かつ当該テナントの年間賃料収入を超える資本的支出（ただし、予算内の機能維持工事及び原状回復工事を除くものとし、後記(viii)に該当するものはかかる定めに従います。） (vi) 個別の資産において総額1,000万円以上のテナントコンセッション（本来はテナント実施工事とされるものをオーナー側で負担するものをいいます。）に係る修繕/資本的支出 (vii) 主要テナント（個別の資産において総収入ベースで（直近の決算数値、又は実績がない場合には予想数値に基づき）30%以上の割合を有するテナント又は年間賃料収入が1億円以上のテナントをいいます。）との新規契約の締結及び契約条件の変更（ただし、委員長が重要性がないと判断する場合を除きます。又は、当期の分配金予想額に与える影響が1%未満かつ営業収益に与える影響額が1億円未満と予想される場合には、報告事項とすることができます。） (viii) 個別の資産における改修・新築・増築プロジェクトのうち、以下のいずれかに該当するもの ・総額1億円以上の工事が発生するもの ・建物面積の2分の1以上又は総収入ベースで30%以上のテナント入替・業態変更・模様替え（建物の仕上、造作などの更新により用途や機能の変更、改善を図るものをいいます。）（ただし、委員長が重要性がないと判断する場合を除きます。） ・その他機能向上工事を伴うもの（ただし、委員長が重要性がないと判断する場合を除きます。） ・その他、コンプライアンス管理室長、コーポレート本部エンジニアリング統括部長が必要と判断するもの (ix) テナント延滞債権に係る償却 (x) 保険の付保範囲の決定、又は変更 (xi) 2億円超の重要な保険金請求・受取の合意・解決 (xii) 業務委託先の包括選定（物件単位・プロジェクト単位を含む包括リストの承認） (xiii) 承認済の包括リスト以外からの業務委託先の選定 (xiv) その他、資産の運用管理に重要な影響を与えると判断される事項 v. その他 (i) 投資法人の合併・解散に関する事項 (ii) 投資法人資産運用委託契約に関する事項 (iii) 調停・訴訟の開始・解決に関する事項 (iv) 会計監査人の選定 (v) その他上記の付議事項に該当しないもので、取締役会に付議する事項 (vi) 委員長が必要と判断する事項
--	---

審議方法等	資産運用検討委員会では、上程された議案につき、ポートフォリオ全体の総合的なリスク及び投資効果等を審議し、社内規程・法令・規則を遵守していることを確認した上で、本資産運用会社による資産運用が企業統治の向上及び本投資法人の持続的成長に資する意思決定を行います。 委員会へ申立てした議案につき、委員長が再度付議すべきと判断したときは、申立者は、再審議の申立てを行います。 決議は、議決に加わることができる委員長及び各委員の過半数が出席し（電話会議又はテレビ会議システムを用いた方法による出席を可とします。）、申立者を除く出席者の3分の2以上でこれを行います。ただし、決議のためには、委員長及び外部の不動産鑑定士の出席を必要とします（外部の不動産鑑定士については、決算及び資金調達に係る審議事項を除きます。）。なお、コンプライアンス管理室長は、議案が社内規程、法令、規則等に適合していないと判断する場合には単独で議案を否決する権限（以下「否決権」といいます。）を有します。 なお、委員長は、事務局を通じ、委員会を書面の持ち回り又はメールにより開催することができますが、この場合における決議は、申立者を除く議決権を有する委員の3分の2以上でこれを行います。ただし、決議のためには、委員長及び外部の不動産鑑定士の議決権の行使を必要とします（外部の不動産鑑定士については、決算及び資金調達に係る審議事項を除きます。）。なお、この場合においても、コンプライアンス管理室長は否決権を有します。 上記のいずれの方法の決議においても、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることはできません。
-------	--

B．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会とも連携し、社内のコンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項等の決議及び報告を行う機関であるとともに、利害関係者取引の承認に関する審議・決議を行うことを目的とします。

委員	コンプライアンス管理室長を委員長とし、社長、副社長、コンプライアンス担当取締役、本部長、コーポレート本部リスク管理部長、外部専門家（以下「外部委員」といいます。）及びその他委員長が指名した者を委員とします。なお、委員長は利害関係のある役職員のコンプライアンス委員会への参加可否を決することができます。コンプライアンス管理室長が事故その他の理由により出席することができない場合又は代理人が出席する場合には、コンプライアンス担当取締役が委員長の任に当たります。また、コンプライアンス管理室長及びコンプライアンス担当取締役のいずれもが事故その他の理由により出席することができない場合又はいずれも代理人が出席する場合には、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委員が委員長の任に当たります。各委員は、自らが事故その他の理由により出席することができないときは、自らの代理人を指名し出席させることができます。 なお、委員長は、必要に応じて、社内外の有識者・専門家をオブザーバーとして招聘することができます。さらに、常勤監査役及び内部監査室長は、委員会に出席し意見を述べるすることができます。
審議事項	i. 本投資法人の委託を受けて行う資産の運用に係る業務のうち、利害関係者と本投資法人との間の取引（ただし、後記「(ト)本資産運用会社における投資運用の意思決定機構」において定義する軽微取引を除きます。）に関する事項 ii. 役職員の重大なコンプライアンス違反の処理に関する事項 iii. 訴訟（訴訟になり得る重大な事案を含みます。）の対応・処理に関する事項 iv. 苦情等のうち、本資産運用会社に対する重大な苦情等の処理・取扱方針に関する事項 v. コンプライアンス上、不適切な行為（疑義がある行為を含みます。）の処理に関する事項 vi. 本資産運用会社のコンプライアンスに係る基本方針 vii. コンプライアンス・プログラムの策定、改定に関する事項 viii. 本資産運用会社内のコンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項 ix. その他、コンプライアンス担当取締役又はコンプライアンス管理室長が必要と判断する事項
審議方法等	決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の3分の2以上でこれを行います。ただし、コンプライアンス管理室長（コンプライアンス管理室長が、自らが事故その他の理由により出席することができないときに指名し出席させた代理人を含みます。以下同じです。）及び外部委員は、それぞれ否決権を有します。

(二) 本資産運用会社の投資情報検討会議

本資産運用会社においては、投資対象資産に係る案件がオフィス本部、リテール本部又はインダストリアル本部に対して社内規程に適合する形で適切に配分されているかどうかを検証する機関として投資情報検討会議を置いています。投資情報検討会議は、恣意的な不動産等売却情報の配分を防止し、もって本投資法人、日本リテールファンド投資法人及び産業ファンド投資法人の間における利益相反を防止し、本資産運用会社の各本資産運用会社受託投資法人に対する業務の忠実性を確保することを目的としています。

当該会議の構成、審議の方法等は、以下のとおりです。

構成員	コンプライアンス管理室長、オフィス本部長、リテール本部長及びインダストリアル本部長をもって構成し、コンプライアンス管理室長を議長とします。コンプライアンス管理室長、オフィス本部長、リテール本部長及びインダストリアル本部長は、出席することが困難なときは、コンプライアンス管理室長の場合はその室員、オフィス本部長、リテール本部長又はインダストリアル本部長の場合はその本部員をそれぞれ指名し、指名した職員をもって、代理させることができます。 上記にかかわらず、コンプライアンス管理室長は、必要と認める場合はその室員を出席させることができるものとします。その他コンプライアンス管理室長は、審議に必要と認める者を出席させ意見を述べさせることができます。 常勤監査役は、投資情報検討会議に出席し意見を述べることができます。 投資情報検討会議はコンプライアンス管理室長が招集するものとし、原則として、毎週1回以上開催するものとしますが、コンプライアンス管理室長が必要と判断した場合には、臨時の投資情報検討会議を随時開催することができるものとします。
審議事項	投資情報検討会議は、不動産等売却情報に係る以下の事項について審議及び決議を行うものとします。 (1)不動産等売却情報に関し、各本資産運用会社受託投資法人本部（オフィス本部、リテール本部及びインダストリアル本部を個別に又は総称していいます。以下同じです。）のいずれが優先検討権を有することとなるか及び複数の優先検討権が与えられる場合にはそれらの間の順位の決定（以下、当該決定に基づき優先検討権を与えられた者を「優先検討権者」といいます。）の投資情報検討会議規程その他の社内規程適合性の検証 (2)優先検討権者の優先検討の終了の決定の投資情報検討会議規程その他の社内規程適合性の検証 (3)その他上記各事項に付随又は関連する事項
審議方法等	投資情報検討会議の開催に当たっては、構成員の全員の出席を要するものとします（なお、代理による出席も出席したものとみなされます。）。 投資情報検討会議の決議は、コンプライアンス管理室長を含む出席構成員の3分の2以上の賛成によるものとします。なお、コンプライアンス管理室長（代理出席者を含みます。）は、審議事項について否決権を有するものとします。

(ホ) 本資産運用会社の執行役員会

執行役員会は、代表取締役社長より諮問を受け、本資産運用会社の経営上の重要事項について検討することにより、本資産運用会社の執行役員が有する実践的な知見や経験等を本資産運用会社の経営に活用することを目的とします。

委員	代表取締役社長を議長とし、代表取締役副社長、常務執行役員及び執行役員、その他代表取締役社長が指名した者をもって構成されます。ただし、当該構成員が関連した人事評価に関する場合又は当該議案につき特別な利害関係を有する場合等、特定の構成員の出席が適当でないと議長が判断する場合、議長は当該議案につき、当該構成員の審議への参加を認めないこととすることができます。代理人による出席は原則として認められませんが、やむを得ない事由があり、議長が事前に許可した場合には、この限りではありません。また、常勤監査役、コンプライアンス管理室長及びその他代表取締役社長が指名した者は執行役員会に陪席することができます。
審議事項	・事業戦略（組織、経営資源配分及び予算）に関する事項 ・市場戦略に関する事項 ・経営政策（経営課題への対策、社内規程の制定・改廃等）に関する事項 ・人材開発に関する事項 ・上記事項のほか、議長が必要と認めた事項
審議方法等	審議は、議長及び審議に加わることでできるその他構成員の過半数の出席をもって行います。執行役員会の審議事項に係る意思決定権者が代表取締役社長である場合、代表取締役社長は意思決定に際し執行役員会における審議の内容及び結果を尊重するものとします。

（注）2020年4月1日付で執行役員会は廃止される予定です。

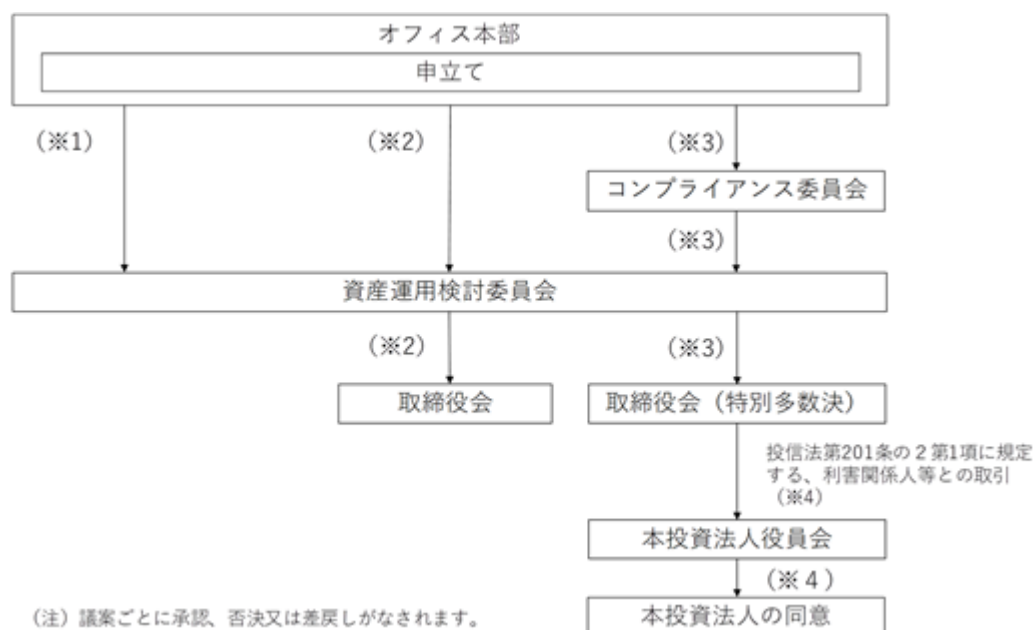
(ヘ) 本資産運用会社のサステナビリティ委員会

本資産運用会社及び各本資産運用会社受託投資法人のサステナビリティに係る方針、戦略及び体制等に関する事項（ただし、資産運用検討委員会に係属する事項を除きます。）について、決議及び報告を行うことを目的とします。また、各本資産運用会社受託投資法人のサステナビリティに関する活動状況、評価結果及び分析等について情報共有する機関としての機能も有しています。

委員	代表取締役副社長であるCSO（最高サステナビリティ責任者）を委員長とし、代表取締役社長、COO（最高執行責任者）、各本部長、経営企画室長及び企画調査・ESG推進部長を常任委員とし、その他、委員長が非常任委員として指名した者をもって構成されます。各委員は、自らの代理人を指名して委員会に出席させることができます。常勤監査役及び内部監査室長は、委員会に出席し意見を述べるすることができます。なお、代表取締役副社長が出席できない場合は、代表取締役社長が委員長の任に当たり、両者ともに事故がある場合は、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の委員が委員長の任に当たります。なお、委員長は、必要に応じて、社内外の有識者又は専門家をオブザーバーとして招聘することができます。
審議事項	・本資産運用会社及び各本資産運用会社受託投資法人のサステナビリティ方針、戦略及び体制 ・本資産運用会社及び各本資産運用会社受託投資法人のサステナビリティ目標 ・本資産運用会社及び各本資産運用会社受託投資法人の環境団体等への加盟及び署名等 ・本資産運用会社のサステナビリティ年次報告書（ESGレポート）の承認 ・上記事項のほか、委員長が必要と判断する事項
審議方法等	決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の3分の2以上でこれを行います。

(ト) 本資産運用会社における投資運用の意思決定機構

資産の取得・処分・運用管理についての決定に際しては、資産運用検討委員会規程に従い、資産運用検討委員会の承認を得るものとします。また、本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予算算及び資金調達についての決定に際しては、資産運用検討委員会が意思決定を行い、取締役会規則に従い、取締役会に上程され承認を得るものとします。なお、本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者（以下、本(ト)において「利害関係者」といいます。）との間の取引に該当する場合、資産運用検討委員会による意思決定に先立ち、コンプライアンス委員会における決議を要するものとします（ただし、利害関係者取引規程に定める一定の軽微要件を充足する取引（以下「軽微取引」といいます。）を除きます。）。さらに、本投資法人が、投信法第201条第1項に定める本資産運用会社の利害関係人等との間で有価証券又は不動産の取得、譲渡又は貸借に係る取引を行う場合には、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める一定の場合を除き、取締役会による承認の後、当該取引の実施までに、あらかじめ、本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。



- 1...資産の取得・処分・運用管理に係る事項については、資産運用検討委員会規程に基づき、資産運用検討委員会の承認を得ます。
- 2...本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予算算、資金調達等については、資産運用検討委員会規程及び取締役会規則に従い、資産運用検討委員会及び取締役会における承認を得ます。
- 3...利害関係者取引規程に定める利害関係者との取引に関する事項については、利害関係者取引規程、コンプライアンス委員会規程、資産運用検討委員会規程及び取締役会規則に従い、コンプライアンス委員会及び資産運用検討委員会における承認並びに取締役会における承認（特別多数決）を得ます。ただし、軽微取引に該当する場合、コンプライアンス委員会における承認及び取締役会における承認（特別多数決）は不要となります。
- 4...投信法第201条の2第1項に規定する利害関係人等との取引に関する事項については、さらに、本投資法人の役員会における承認及びそれに基づく本投資法人の同意を得ます。ただし、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める取引に該当する場合、本投資法人の役員会における承認及びそれに基づく本投資法人の同意は不要となります。

- i. 本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予算、資金調達及び資産の取得・処分・運用管理に係る事項については、オフィス本部長が資産運用検討委員会へ申立てを行います。申立者は、事務局宛に資産運用検討委員会の招集を依頼し、議題及び関係資料を作成します。
- ii. 資産運用検討委員会の招集依頼を受けた事務局は、同委員会の開催日時、方法及び上程事項を通知し、委員を招集します。
- iii. 申立者は、資産運用検討委員会の開催に先立ち、価格検証に関する資料を添付した申立書類を事務局に提出します。コンプライアンス管理室は、申立書類及び同申立書類の根拠となった資料の現物等を確認し、申立者に対して法令等遵守に係る質疑等（取得経緯・案件スキームを含みます。）を行ったうえで、委員長、各委員及び常勤監査役に意見の根拠、理由、背景等を明記した意見書を提出します。
- iv. 資産運用検討委員会では、上程された議案につき、ポートフォリオ全体の総合的なリスク及び投資効果等を審議し、委員による決議により意思決定を行います。決議は、議決に加わることができる委員長及び各委員の過半数が出席し、申立者を除く出席者の3分の2以上でこれを行うものとし、決議について特別の利害関係を有する委員は議決に加わることができないものとします。ただし、決議のためには、委員長及び外部の不動産鑑定士の出席を必要とします（外部の不動産鑑定士については、決算及び資金調達に係る審議事項を除きます。）。なお、コンプライアンス管理室長は、議案が社内規程、法令、規則等に適合していないと判断する場合には、否決権を有します。また、本投資法人の投資方針・基準、運用管理方針・基準、予算、資金調達等、取締役会規則に定める事項については、資産運用検討委員会における承認に加え、取締役会における承認も必要となります（この場合、取締役会においては、8人の取締役の内6人以上の賛成をもって承認を得ることとなります。本(ト)において、以下同じです。）。さらに、軽微取引を除き、利害関係者との間の取引に関する事項については、資産運用検討委員会における承認及び取締役会における承認に加え、コンプライアンス委員会における承認を得る必要があります。かかる承認は原則として資産運用検討委員会の開催に先立ちなされる必要があります。なお、下記vi.及びvii.に定める一次伺又は方針伺が行われる場合、コンプライアンス委員会による決議を行います。かかる決議は原則として、これらの事項の資産運用検討委員会への申立てに先立ちなされる必要があります。
- v. 本投資法人が、本資産運用会社の利害関係人等（投信法第201条第1項に定める者をいいます。）との間で有価証券又は不動産の取得、譲渡又は貸借に係る取引を行う場合には、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める一定の場合を除き、取締役会による承認の後、当該取引の実施までに、あらかじめ、本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。
- vi. 資産の取得及び処分に関する事項については、申立者は一次伺と二次伺を申し立てます。申立者は、案件を実行する上で対処すべき項目（以下「要対処項目」といいます。）を明らかにし、案件の推進につき、一次伺として申立てを行うものとし、資産運用検討委員会の承認を得た場合には、商慣習上の道義的義務を伴う手続きを行うことができるものとします。なお、一次伺を行う案件は基本的に売主等より優先交渉権を取得したものとします。また、申立者は、案件の精査を行った結果、要対処項目への対処が可能であることが明らかとなり、かつ、新たな対処項目が発見されなかったときは、案件の実行につき、二次伺として申立てを行うものとし、資産運用検討委員会の承認を得た場合には、法的義務を伴う手続きを行うことができるものとします。
- vii. 投資法人への影響が大きい事項については、申立者は、関係者間で大枠の合意が形成されつつあり、資産運用検討委員会の意思を案件の今後の推進・検討に反映できる段階で、あらかじめ方針伺として申立てを行うものとし、申立者は、かかる方針伺として承認された事項の実行に先立ち実行伺として申立てを行うものとし、資産運用検討委員会の承認を得た場合には、承認を得た行為及びそれに付随する行為を行うことができます。

なお、本資産運用会社では、上記に加えて、その利害関係者との取引において遵守すべき社内規程（自主ルール）を定めています。詳細については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 （2）投資法人の資産運用に係る自主ルール（利益相反対策ルール）」をご参照下さい。

(チ) 本資産運用会社の投資情報に係る優先検討権ルール

本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人から資産の運用に係る業務を受託しています。これに伴い、本資産運用会社は、本資産運用会社の業務形態等に照らし、本資産運用会社が入手する不動産等売却情報（本資産運用会社が入手した、各本資産運用会社受託投資法人の投資対象となりうる不動産又は不動産を裏付けとする資産に関する、購入希望者の探索に関する情報であり、かつ、各本資産運用会社受託投資法人での投資の可否を検討可能な程度の情報をいいます。以下同じです。）に関して、本資産運用会社の各本資産運用会社受託投資法人本部のいずれが優先して検討すべきかを決定するルールを設けており、かかるルールに則った運営を行うこととしています（以下、本資産運用会社が入手した不動産等売却情報を、投資情報検討会議規程に定めるところに従い、各本資産運用会社受託投資法人本部が他の各本資産運用会社受託投資法人本部に優先して検討できる権利を「不動産等売却情報に係る優先検討権」といいます。）。

i. 商業施設（注１）に係る優先検討権

商業施設（単一施設（注２）に限ります。以下本i.において同じです。）に関しては、リテール本部が第一優先検討権（第一順位の優先検討権をいいます。以下本(チ)において同じです。）を得るものとします。

（注１）「商業施設」とは、不動産を構成する建物が店舗その他の商業を目的とする施設の用途（以下「商業施設用途」といいます。）のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち商業施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

（注２）「単一施設」とは、単一物件（当該不動産の構造・用法・機能その他の事情を総合的に勘案して単一の不動産を構成すると認められる不動産をいいます。以下本(チ)において同じです。）のうち、単一の用途により構成される不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。以下本(チ)において同じです。「複合施設」とは、単一物件のうち、複数の用途により構成される不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。以下本(チ)において同じです。

ii. 産業用不動産に係る優先検討権

物流施設（注１）、工場・研究開発施設（注２）及びインフラ施設（注３）（以下、本(チ)において、併せて「産業用不動産」といいます。）（単一施設に限ります。以下本ii.において同じです。）に関しては、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。

（注１）「物流施設」とは、不動産を構成する建物が輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の用途（以下「物流施設用途」といいます。）のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち物流施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

（注２）「工場・研究開発施設」とは、不動産を構成する建物が研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、組立・加工、リサイクル等を行うための諸施設の用途（以下「工場・研究開発施設用途」といいます。）のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち工場・研究開発施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

（注３）「インフラ施設」とは、不動産を構成する建物が交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設の用途（以下「インフラ施設用途」といいます。）のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちインフラ施設用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

iii. オフィスビル（注１）、居住用施設（注２）及びホテル（注３）に係る優先検討権

オフィスビル、居住用施設及びホテル（事務所用途及び住宅用途の複合施設、事務所用途及びホテル用途の複合施設、住宅用途及びホテル用途の複合施設、並びに、事務所用途、住宅用途及びホテル用途の複合施設を含みます。ただし、事務所用途、住宅用途及びホテル用途以外の用途として用いられている部分が含まれる複合施設を除きます。以下本iii.において同じです。）に関しては、オフィス本部が第一優先検討権を得るものとします。

（注１）「オフィスビル」とは、不動産を構成する建物が事務所用途のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち事務所用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

(注2)「居住用施設」とは、不動産を構成する建物が住宅用途のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち住宅用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

(注3)「ホテル」とは、不動産を構成する建物がホテル又は旅館の用途(以下「ホテル用途」といいます。)のみで構成される単一施設、又は、不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちホテル用途の床面積が最大である複合施設をいいます。以下本(チ)において同じです。

iv. 複合施設の不動産等売却情報に係る優先検討権

(i) 複合施設である商業施設

(a) 複合施設である商業施設に関しては、リテール本部が第一優先検討権を得るものとします。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、当該複合施設である商業施設の一部に、産業用不動産としての用途(以下「産業用不動産用途」といいます。)に用いられている部分が含まれている場合において、床面積を基準に商業施設が最大であると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、投資情報検討会議(詳細については、前記「(二)本資産運用会社の投資情報検討会議」をご参照下さい。以下同じです。)の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催し、その協議により、リテール本部又はインダストリアル本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権(第一優先検討権に劣後する第二順位の優先検討権をいいます。以下本(チ)において同じです。)を付与するかを決定します。この場合において、コンプライアンス管理室長は、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

(ii) 複合施設である産業用不動産

(a) 複合施設である産業用不動産に関しては、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、当該複合施設である産業用不動産の一部に、商業施設用途に用いられている部分が含まれている場合において、床面積を基準に産業用不動産が最大であると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催し、その協議により、インダストリアル本部又はリテール本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します。この場合において、コンプライアンス管理室長は、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

(iii) オフィスビル、居住用施設及びホテル(事務所用途、住宅用途及びホテル用途以外の用途として用いられている部分が含まれる複合施設に限ります。以下本(iii)において同じです。)

(a) オフィスビル、居住用施設及びホテルに関しては、オフィス本部が第一優先検討権を得るものとします。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、当該オフィスビル、居住用施設又はホテルの一部に、商業施設用途に用いられている部分又は産業用不動産用途に用いられている部分のいずれか一方が含まれている場合、商業施設用途が含まれている場合にはリテール本部が、産業用不動産用途が含まれている場合にはインダストリアル本部が、それぞれ第一優先検討権を得るものとします。この場合、オフィス本部には常に第二優先検討権が付与されます。

(c) 上記(a)及び(b)の規定にかかわらず、当該複合施設の一部に商業施設用途に用いられている部分及び産業用不動産用途に用いられている部分の双方が含まれている場合には、使用する床面積に係る用途を基準に、これらの用途に用いられている部分の中において商業施設用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、リテール本部が第一優先検討権を得るものとし、産業用不動産用途に用いられている延床面積の合計の方が大きい場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。ただし、床面積を基準に商業施設又は産業用不動産が最大であると判断すると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催し、その協議により、リテール本部又はインダストリアル本部のいずれに第一優先検討権を付与し、いずれに第二優先検討権を付与するかを決定します(なお、この場合、オフィス本部には常に第三優先検討権(第一優先検討権及び第二優先検討権に劣後する第三順位の優先検討権をいいます。以下本(チ)において同じです。))が付与されます。この場合において、コンプライアンス管理室長は、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとします。

- (iv) 優先検討権を付与された各本資産運用会社受託投資法人本部は、次順位の優先検討権を付与されることとなる他の各本資産運用会社受託投資法人本部に対して、共同優先検討権を付与することができます。

v. 複数物件（注）の不動産等売却情報に係る優先検討権

- (i) 複数物件の不動産等売却情報を検討する際、個別物件ごとの検討が可能な場合には、各物件ごとに、上記i. からiv. までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。
- (ii)(a) 個別物件ごとの検討が不可能な場合（バルクセールにおける一括売却の場合等を含みます。）で、オフィスビル、居住用施設及びホテルが含まれる場合には、原則として、以下 から までに定めるところに従って第一優先検討権を付与します。オフィスビル、居住用施設及びホテルが含まれない場合には、以下 から までに定めるところに従って第一優先検討権を付与します。

複数物件の全部又は一部に商業施設が含まれている場合には、リテール本部が第一優先検討権を得るものとします。

複数物件の全部又は一部に産業用不動産が含まれている場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。

複数物件の全部又は一部に商業施設及び産業用不動産のいずれもが含まれている場合には、使用する床面積に係る用途を基準に、商業施設用途に用いられている延床面積の合計が最も大きい場合には、リテール本部が第一優先検討権を得るものとし、産業用不動産用途に用いられている延床面積の合計が最も大きい場合には、インダストリアル本部が第一優先検討権を得るものとします。

上記 から までのいずれにも該当しない場合には、オフィス本部が第一優先検討権を得るものとします。

- (b) 上記(a)の規定により第一優先検討権を付与されたリテール本部又はインダストリアル本部が当該物件を購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合で、オフィスビル、居住用施設及びホテルが含まれる場合は、上記 及び の場合においてはオフィス本部に第二優先検討権を付与することとします。また、上記 のうちリテール本部が第一優先検討権を得た場合においてはインダストリアル本部が、上記 のうちインダストリアル本部が第一優先検討権を得た場合においてはリテール本部が、それぞれ第二優先検討権を得るものとし、第二優先検討権を付与されたインダストリアル本部又はリテール本部が当該物件を購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合は、オフィス本部が第三優先検討権を得ることとします。上記(a)の規定により第一優先検討権を得たリテール本部又はインダストリアル本部が当該物件を購入しないことを決定した場合、又は優先検討期間内に購入することを決定しない場合で、オフィスビル、居住用施設及びホテルが含まれない場合は、上記 の場合においては、リテール本部が第一優先検討権を得た場合においてはインダストリアル本部が、インダストリアル本部が第一優先検討権を得た場合においてはリテール本部が、それぞれ第二優先検討権を得ることとします。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定にかかわらず、使用する床面積を基準とすると優先検討権を適切に付与することができないおそれがあると認められる場合には、投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催し、その協議により、優先検討権者及び各優先検討権者の順位を決定します。この場合において、コンプライアンス管理室長は、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければなりません。
- (d) 優先検討権を付与された各本資産運用会社受託投資法人本部は、次順位の優先検討権を付与されることとなる他の各本資産運用会社受託投資法人本部に対して、共同優先検討権を付与することができます。
- （注）「複数物件」とは、単一物件の集合をいい、単一施設の集合の場合、複合施設の集合の場合、又は、単一施設及び複合施設の集合の場合のいずれもが含まれます。以下本(チ)において同じです。

vi. 底地に係る優先検討権

- (i) 底地に関しては、当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設の用途を基準に、上記i. からiv. までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。
- (ii) 当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設が複数存在する場合には、上記v. に準ずる方法により、優先検討権を付与します。

vii. 開発用地（借地権が設定されていない土地をいいます。以下本(チ)において同じです。）に係る優先検討権

- (i) 開発用地に関しては、コーポレート本部リスク管理部が当該開発用地に最も適切であると思われる施設の計画（以下「開発計画」といいます。）を立案し、当該開発計画において当該開発用地に係る借地権を利用するものとされている施設（以下「計画施設」といいます。）の用途を基準に、上記i. からiv. までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。
- (ii) 開発用地に係る計画施設が複数存在する場合には、上記v. に準ずる方法により、優先検討権を付与します。
- (iii) 上記(i)及び(ii)の規定にかかわらず、当該開発用地の形状・区画・土壌・地質等並びに当該開発用地の周辺の土地利用状況及び経済状況その他当該開発用地に関連する事情に照らし、上記(i)において立案された開発計画が当該開発用地に適していることが客観的に明らかであるといえない場合には、投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催し、その協議により、開発計画を決定します。この場合において、コンプライアンス管理室長は、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければなりません。

viii. 優先検討権の適用除外

以下の条件に該当する不動産等売却情報は、優先検討権の適用除外とします。

- (i) 物件の売主（当該売主がファンドである場合、その投資家及び関係者を含みます。）により物件の取得候補者を指定されている不動産等売却情報
- (ii) 覚書等に基づきウェアハウジングされており、物件の取得候補者を指定されている不動産等売却情報
- (iii) 契約上の優先交渉権又は将来の取得検討機会が付されており、物件の取得候補者を指定されている不動産等売却情報

ix. 優先検討権者の決定手順

- (i) 個別物件の優先検討権者の決定については、コンプライアンス管理室長が当該情報に係る要素を確認し、決定します。
- (ii) コンプライアンス管理室長は、優先検討権者を決定した場合、速やかに当該情報及び当該情報に係る優先検討権者その他関連する事項を、投資情報検討会議に報告します。
- (iii) 投資情報検討会議の構成員は、コンプライアンス管理室長の決定が投資情報検討会議規程その他の社内規程に反していると認めた場合、異議を述べることができます。かかる異議が述べられた場合、投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催します。なお、この場合において、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとし、コンプライアンス管理室長（代理出席者を含みます。）は、当該会議において議決権及び否決権を有しないものとしします。
- (iv) 上記(iii)の会議の結果、コンプライアンス管理室長の決定について修正することが承認された場合、コンプライアンス管理室長は、これに従い、改めて優先検討権者を決定します。

x. 優先検討権の概要

- (i) 優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間は、原則として、優先検討権付与の日から10営業日とします。ただし、コンプライアンス管理室長は、不動産等売却情報の性質に照らし、適切と判断される場合には、優先検討権者の決定に際し、当該期限を伸長又は短縮することができます。
- (ii) 優先検討権者が決定した後、優先検討権者となった各本資産運用会社受託投資法人本部を統括するオフィス本部長、リテール本部長又はインダストリアル本部長は、投資情報検討会議において、優先検討期間終了時まで、取得検討を継続するか否かを意思表示しなければなりません。
- (iii) 優先検討権者となった各本資産運用会社受託投資法人本部を統括するオフィス本部長、リテール本部長又はインダストリアル本部長は、取得検討を継続するか否かを意思表示するに当たっては、その合理的な理由を明らかにしなければなりません。

- (iv) 投資情報検討会議において取得検討を継続する旨の意思表示が各本資産運用会社受託投資法人本部を統括するオフィス本部長、リテール本部長又はインダストリアル本部長からなされ又は事務局から報告された場合には、原則として、当該取得検討が終了するまでの間、優先検討期間が自動的に延長されます。ただし、投資情報検討会議における審議の結果、合理的な理由が存在しないと判断された場合には、優先検討期間は延長されないものとします。
 - (v) 投資情報検討会議に取得検討を継続しない旨の意思表示がなされた場合又は優先検討期間終了時まで何らの意思表示もなされなかった場合には、当該優先検討権者の優先検討権は失効し、当該不動産等売却情報に係る優先検討権は、次順位の優先検討権者に移転するものとします。この場合において、次順位の優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間は、上記(i)に定めるところによるものとします。
 - (vi) 優先検討権者となった各本資産運用会社受託投資法人本部を統括するオフィス本部長、リテール本部長又はインダストリアル本部長は、投資情報検討会議において一旦不動産等売却情報の取得検討を継続する旨の意思表示をした場合においても、その後、当該不動産等売却情報の取得検討を継続しないことを決定した場合には、次順位の優先検討権者がいることに鑑み、速やかに投資情報検討会議に取得検討を継続しない旨の意思表示をしなければなりません。
- (リ) リスク管理体制
- 本資産運用会社のリスク管理体制については、後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに関する管理体制 本資産運用会社の体制」をご参照下さい。

（５）【投資法人の出資総額】

（本書の日付現在）

出資総額	151,540,963,150円
発行可能投資口総口数	10,000,000口
発行済投資口の総口数	1,784,125口

最近５年間に於ける発行済投資口の総口数及び出資総額の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口の総口数 （口）		出資総額 （百万円）		備考
		増減	残高	増減	残高	
2015年４月22日	第三者割当増資	8,400	192,025	2,435	92,808	（注１）
2015年７月29日	公募増資	70,000	262,025	21,222	114,030	（注２）
2015年８月17日	第三者割当増資	4,000	266,025	1,212	115,243	（注３）
2017年２月28日	公募増資	29,100	295,125	9,419	124,662	（注４）
2017年３月27日	第三者割当増資	1,500	296,625	485	125,148	（注５）
2018年１月１日	投資口分割	1,186,500	1,483,125	-	125,148	（注６）
2018年２月15日	公募増資	152,000	1,635,125	10,738	135,887	（注７）
2018年３月９日	第三者割当増資	8,000	1,643,125	565	136,452	（注８）
2019年11月19日	公募増資	134,000	1,777,125	14,339	150,791	（注９）
2019年12月17日	第三者割当増資	7,000	1,784,125	749	151,540	（注10）

（注１）１口当たり発行価額289,950円にて、三菱商事及びユービーエス・エイ・ジーに対して第三者割当による新投資口の発行を行いました。

（注２）１口当たり発行価格313,462円（引受価額303,174円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募新投資口の発行を行いました。

（注３）2015年７月29日に行われた公募増資に伴い、１口当たり発行価額303,174円にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に對して第三者割当による新投資口の発行を行いました。

（注４）１口当たり発行価格335,400円（引受価額323,704円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募新投資口の発行を行いました。

（注５）2017年２月28日に行われた公募増資に伴い、１口当たり発行価額323,704円にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に對して第三者割当による新投資口の発行を行いました。

（注６）2017年12月31日を分割の基準日とし、2018年１月１日を効力発生日として、投資口１口につき５口の割合による投資口の分割を行いました。

（注７）１口当たり発行価格73,125円（引受価額70,650円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募新投資口の発行を行いました。

（注８）2018年２月15日に行われた公募増資に伴い、１口当たり発行価額70,650円にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に對して第三者割当による新投資口の発行を行いました。

（注９）１口当たり発行価格110,760円（引受価額107,011円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的とする公募新投資口の発行を行いました。

（注10）2019年11月19日に行われた公募増資に伴い、１口当たり発行価額107,011円にて、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社に對して第三者割当による新投資口の発行を行いました。

（６）【主要な投資主の状況】

2019年12月31日現在における主要な投資主は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 （口）	比率 （％） （注）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	345,091	19.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	214,188	12.00
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	84,983	4.76
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海トリトンスクエアタワーZ	49,981	2.80
関電不動産開発株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号	46,000	2.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 常任代理人 株式会社みずほ銀行	東京都港区港南二丁目15番1号品川インターシティA棟	26,195	1.46
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	23,292	1.30
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	21,000	1.17
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	18,939	1.06
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT 常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	18,907	1.05
合計		848,576	47.56

（注）「比率」とは、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第2位未満を切り捨てて記載しています。そのため、記載されている数値を合算した数値が「合計」欄の記載数値とは必ずしも一致しない場合があります。

（参考）所有者別投資主数及び所有者別投資口数は以下のとおりです。

（2019年12月31日現在）

項目	所有者別投資主数		所有者別投資口数	
	（人）	比率（％）（注）	（口）	比率（％）（注）
個人・その他	12,103	95.19	204,837	11.48
金融機関 （金融商品取引業者を含む）	137	1.08	931,067	52.19
その他の国内法人	191	1.50	101,644	5.70
外国法人・個人	284	2.23	546,577	30.64
合計	12,715	100.00	1,784,125	100.00

（注）「比率」は小数第3位を四捨五入して記載しています。そのため、記載されている数値を合算した数値が「合計」欄の記載数値とは必ずしも一致しない場合があります。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第26条）。

本投資法人は、その資産の運用を本資産運用会社に委託しています。本資産運用会社は、資産運用委託契約の規定に従い規約に則った資産運用方針の実現を目指すとともに、社内規程として以下に記載する具体的な運用方針を定めた資産運用ガイドラインを制定しています。

本投資法人の特徴

本投資法人は、国内屈指の経済規模と潜在的な成長力を有すると考えられる三大都市圏を重点的な投資エリアとして位置付けた上で、市場規模や投資機会の絶対数等を勘案し、オフィスビルを重点的な投資対象としています。

また、より多くの物件取得機会の確保及び地震リスクや地域的な経済リスク等を勘案した分散投資の観点から三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市を、より高い収益性及び成長機会の獲得と分散投資の観点から海外不動産も投資対象とします。

本投資法人のかかる投資エリアにおけるオフィスビルへの重点投資に際しての基本的特徴は以下のとおりです。

< 本投資法人の基本的特徴 >

三大都市圏重点型 R E I T
三大都市圏（東京圏、大阪圏及び名古屋圏）を重点的な投資エリアと位置づける。
オフィスビル重点型 R E I T
中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、オフィスビルを重点的な投資対象と位置付ける。
海外不動産への投資
中長期的な観点から、より高い収益性及び成長機会の獲得を目指し、海外不動産を付随的な投資対象と位置付ける。なお、海外不動産投資に当たっては、資産運用ガイドラインの改定を含む、然るべき運用体制の整備を行う。

成長戦略

本投資法人は、後記「（イ）内部成長戦略」及び「（ロ）外部成長戦略」に記載のとおり、内部成長及び外部成長を通じて、中長期的な視点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指します。

（イ）内部成長戦略

本投資法人は、中長期的に運用資産の収益維持向上を図るために、内部成長を重視しキャッシュ・フローの拡大を図ります。

A．個別物件ごとの運用戦略の策定

個別保有物件ごとに最適な中長期運用戦略を策定し、それに基づきキャッシュ・フローの最大化を図ります。

B．賃料収入と稼働率の維持向上に向けた取り組み

本投資法人は下記のとおり賃料収入と稼働率の維持向上を図ります。

（ ）既存テナントのフォロー活動

本資産運用会社の監督指導の下プロパティマネジメント会社及び建物管理会社と協働してテナントからの要望等のデータベース化、毎年のテナント満足度調査、テナント側の役職者等との積極的な意見交換等を実施し、その対応としてテナント満足度の向上に向けた設備改修等のソリューションや適切な増床の提案等を適時に行います。

（ ）新規テナントの誘致活動

本投資法人は、プロパティマネジメント会社及びオフィス賃貸仲介業者と緊密に連携し、運用不動産毎にその立地・特性に合わせたテナント誘致計画を立案し、プロパティマネジメント会社等（建物管理業務の委託先等）をいいます。以下同じです。）が有する独自のルートを活用しながら着実なテナント確保を図ります。

C．管理品質と運用管理コストの最適化に向けた取り組み

本投資法人は、中長期的に不動産の収益の維持向上を図るため、運用管理の品質の維持向上を前提に運用管理コストを最小化するための取り組みを行います。

<運用管理におけるライフサイクルマネジメント>

建物を建築しその建物を維持管理して解体・廃棄するまでの建物の一生に要する費用の総額を建物のライフサイクルコストといい、管理品質と資産価値を保ちつつライフサイクルコストを最小化することをライフサイクルマネジメントといいます。ライフサイクルコストは、設備の運転・保守や清掃等の保全コスト、設備機器類の更新等の修繕コスト及び水道光熱費等の運用コスト等から構成される運用管理コストがその大部分を占めます。したがって、中長期の不動産運用においては、運用管理段階におけるライフサイクルマネジメントの実践が重要となります。

本投資法人は、本資産運用会社の監督指導の下、中長期的に運用資産の収益とその資産価値を維持向上させるため、プロパティマネジメント会社及び建物管理会社と連携して運用管理段階におけるライフサイクルマネジメントを実践することにより、管理品質を保ちながら運用管理コストを最小化することを目指します。

(ロ) 外部成長戦略

本投資法人は、規模のメリットによる運用管理コストの低減、運用資産の分散等ポートフォリオ効果による収益変動リスクの低減等を図るため、外部成長を推進する方針です。

外部成長を実現するための戦略として、本資産運用会社は、独自のネットワークを基盤として不動産取得の機会を追求します。

ポートフォリオ構築方針

(イ) ポートフォリオ構築基準

本投資法人は、基本方針を踏まえ、以下の方針に従いポートフォリオ構築を行い、投資主価値の最大化を目指します。

A．保有期間

本投資法人は、中長期的な保有を前提として資産を取得し、運用します。

B．投資対象エリア

エリア別の投資比率は以下のとおりであり、三大都市圏を重点的な投資対象エリアとし、また、より多くの物件取得機会の確保及び地震リスクや地域的な経済リスク等を勘案した分散投資の観点から、三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外も投資対象エリアとします（規約第27条第3項）。

三大都市圏への投資比率は、原則としてポートフォリオ全体の70%以上（取得価格ベース）とします。ただし、ポートフォリオ構築上有益と判断される不動産等を取得する場合に、その過程において一時的に以下の比率から乖離する場合があります。

<エリア別投資比率>

投資対象エリア	投資比率（注）
三大都市圏（東京圏、大阪圏及び名古屋圏）	70%以上
三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外	30%以下

（注）「投資比率」とは、ポートフォリオ全体の各不動産関連資産（後記「（2）投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載の不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」といいます。以下同じです。）の取得価格の合計に占めるそれぞれのエリアに属する不動産関連資産の取得価格の合計の比率をいいます。

C．投資対象タイプ（用途）

本投資法人は、オフィスビルを主要な投資対象とします。ただし、物件取得機会の確保及び分散投資の観点から、オフィスビル以外の用に供される不動産等（注）も投資対象とします（規約第27条第2項）。

（注）オフィスビル以外の用に供される不動産等のうち、商業施設（不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち店舗用途の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。以下同じです。）並びに産業用不動産（物流施設（不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち輸・配送、保管、備蓄、荷役、梱包、仕分け、流通加工及び情報提供の各機能から構成される企業間物流業務及び販売物流業務に供する諸施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。）、工場・研究開発施設（不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち研究開発、原材料調達・備蓄、保管、製造・生成、組立・加工、リサイクル等を行うための諸施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。）、インフラ施設（不動産を構成する建物の各用途の床面積のうち交通、通信、エネルギー、水道、公共施設等産業活動の基盤として整備される施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。）及びデータセンター（不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちサーバ、データ通信機器等を設置、運用する施設の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。）をいいます。以下同じです。）は除きます。ただし、本投資法人は2015年6月16日時点で保有している商業施設については引き続き運用します。

オフィスビル以外の用に供される不動産等への投資は、一括賃貸等テナント側が施設運営を行い、本投資法人による運用リスクが小さい契約形態の物件であることを原則として、立地・規模・用途・希少性・テナントの信用力等を総合的に評価した上で、中長期にわたり安定的な収益が期待できる物件を対象に行うものとします。ただし、オフィスビル以外の用に供される不動産等への投資は、主としてサービス・アパートメント及びホテル（不動産を構成する建物の各用途の床面積のうちホテル又は旅館の床面積が最大である不動産又はこれらを裏付けとする資産をいいます。）として用いられている不動産を対象として行うものとします。

用途別投資比率は、以下のとおりであり、オフィスビルへの投資比率は、原則としてポートフォリオ全体の70%以上（取得価格ベース）とします。ただし、ポートフォリオ構築上有益と判断される不動産等を取得する場合に、その過程において一時的に以下の比率から乖離する場合があります。なお、オフィスビル以外の用に供される不動産等については、上記のとおり一括賃貸など運用リスクが小さい契約形態の物件であること等を取得の原則的な条件としているため、かかる条件に合致する不動産等の取得機会は限定的であると考えられます。

<用途別投資比率>

用途（注1）	投資比率（注2）
オフィスビル	70%以上
オフィスビル以外の用に供される不動産等	30%以下

（注1）複数の用途に供される場合には、各不動産関連資産全体における賃貸可能面積の過半を占める用途に基づき、いずれの用途に属するかを決定するものとし、当該不動産関連資産の取得価格の全額を、当該用途別の取得価格に算入するものとします。

（注2）「投資比率」とは、ポートフォリオ全体の各不動産関連資産の取得価格の合計に占めるそれぞれの用途に属する不動産関連資産の取得価格の合計の比率をいいます。

（ロ）投資基準

A．投資における検討事項

個々の投資に当たっては、個別の運用不動産の収支項目についてマーケット調査等の客観的調査データに基づく分析と将来にわたるキャッシュ・フローの想定を行い、当該運用不動産のポートフォリオに与える影響も考慮し、以下の投資基準に基づき総合的に検討を行います。なお、以下の投資基準は取得時におけるものとします。

項目	オフィスビル	オフィスビル以外の用に供される不動産等
立地	主要駅から徒歩圏内。	
建物規模	原則として、賃貸可能面積2,000㎡以上。	
投資金額	原則として、10億円以上。	
取得価格	本資産運用会社による価格評価に基づき、不動産鑑定評価額（不動産鑑定評価と同様の手法を用いて行われる価格調査による価格を含みます。以下本項において同じとします。）を参考に判断します。ただし、利害関係者との取引時においては、取得価格（不動産鑑定評価額の対象となっていない税金及び取得費用等のほか、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額等を含まないものとします。）は不動産鑑定評価額以下とします（注1）。	
築年数	原則として、30年以内。ただし、所要の建物性能を満たすものについては、築年数が30年を超えるものについても投資可能とします。	
稼働率等	原則として、80%以上。ただし、80%未満でも将来の稼働率向上が十分に見込める場合には、投資可能とします。	原則として、一括賃貸の場合にのみ投資可能とします。
耐震性能	新耐震基準（注2）又はそれと同等水準以上の耐震性能を有していることとします。新耐震基準ではない物件については、第三者専門機関による耐震性能評価等に基づき、新耐震基準と同等水準以上の耐震性能を有しているかを確認します。ただし、耐震補強工事を行うことにより新耐震基準と同等水準以上の耐震性能を有することが十分に見込める場合には、補強工事に要する費用等を考慮して投資可能とします。	
地震PML	原則として、投資不動産単体のPML値（注3）は15%以下、ポートフォリオPML値（注3）は10%以下とします。ただし、地震保険の付保等の対応により上記PML値を超える場合であっても投資する場合があります。	

項目	オフィスビル	オフィスビル以外の用に 供される不動産等
権利関係	投資対象不動産の権利関係については、以下を勘案します。 ・共有、準共有：原則として、50%以上としますが、規模、立地、他の所有者の信用力等を総合的に考慮のうえ個別に判断します。 ・区分所有：運用上の制約が少なく、他の区分所有者の信用力に特段問題がないこと。 ・借地物件：建物処分に係る制約が少なく、地主の信用力に特段問題がないこと。 ・底地：個別に判断します。 ・担保権及び用益権：個別に判断します。	

（注１）利害関係者が利害関係者以外の者から一時的に取得した運用資産を、当該利害関係者が取得した価額及び当該運用資産を取得するために当該利害関係者が負担した諸費用（仲介手数料、信託報酬、特別目的会社組成費用、デュー・ディリジェンス費用等）相当額の合計額以下の金額で、当該利害関係者から取得する場合は、この限りではありません。

（注２）「新耐震基準」とは、1981年に改正された建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。その後の改正を含みます。）に基づく建物等の耐震基準をいいます。

（注３）「PML」とは、不動産・保険業界において「予想最大損失率」として訳されており、建物に関する地震リスクの評価指標として用いられています。ただし、統一された厳密な定義はなく、目的や用途に応じて様々に定義されています。資産運用ガイドラインにおいては、株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社により算出された損失額及び年超過確率の関係を表す「リスクカーブ」から「再現期間475年に対する建物の予想損失額」を「再調達価格」で除した値の百分率を算出し、これを「PML（予想最大損失率）」と定義しています。分析においては、応用アール・エム・エス株式会社所有の自然災害リスク分析ソフトウェアRiskLink®を用い、また現地調査、建物状況の評価、設計図書との整合性の確認、独自の構造検討を行い個別建物の地震時脆弱性を検討し、建物に固有な損失率曲線の評価をしています。ここで再現期間475年の予想損失は、BELCAガイドライン（2011年度版）における「50年間の超過確率10%の損失（PML3）」に該当します。ただし、予想損失は、地震動による建物（構造部材・非構造部材・建築設備）のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

B．開発不動産等への投資

本投資法人は、原則として、未稼働の不動産等は投資対象としません。ただし、未稼働不動産等又は建設予定若しくは建設中の不動産等（以下「開発不動産等」といいます。）であっても、稼働又は竣工後の入居テナントの確保が十分に見込まれ、取得後の収益の安定性が見込める場合には、建物の完工・引渡し等のリスクを低減させるための措置を施した上で、投資を行うことができるものとします。

本資産運用会社は、開発不動産等への投資に当たり、取得機会の確保とリスクの把握及び低減を図るため、自ら関連情報の収集・分析や開発関係者への提案活動等を行うとともに、開発関係者との間で土地の選定、建物の企画、テナントリーシング等について積極的に検討を行うこととします。

C．不動産対応証券への投資

本投資法人は、不動産対応証券について、以下のいずれかを条件に取得を検討し投資を行うことができるものとします。ただし、当該証券の投資対象である不動産等が本投資法人の投資方針及び投資基準に合致すると考えられることを条件とします。

（ ）当該証券の収益の安定が十分に見込めること。

（ ）当該証券の償還時（又はスキーム終了時）において当該証券の投資対象である不動産等の取得が検討可能であること。

(ハ) デュー・ディリジェンス基準

本投資法人は、運用不動産を取得するに当たり、経済的調査、物理的調査及び法的調査を十分実施し、収益の安定性及び成長性等を阻害する要因等の有無等の把握及びそれらの評価を中心とした当該運用不動産の投資対象としての妥当性について検討します。

上記調査においては、公正かつ調査能力と経験があると認められる第三者専門機関から不動産鑑定評価書、エンジニアリングレポート、地震リスク分析報告書、マーケットレポート等を取得し、これらの内容についても検討します。

項目		内容
経済的調査	テナント調査	・テナントの信用状況（業種、業容、業歴、決算内容、財務状況等） ・テナントの賃料支払状況、テナントと現所有者との紛争の有無及び可能性等 ・テナントの賃借目的、契約形態、契約内容及びその継承の有無 ・過去の稼働率、賃料推移 ・各建物における各既存テナントの占有割合、分布割合
	市場調査	・周辺の市場賃料、稼働率の調査 ・周辺の競合物件の状況 ・周辺の開発計画の動向 ・テナントの需要動向 ・テナント誘致の可能性 ・物件の処分（売却）の可能性
	収入関係	・賃貸借契約形態と賃料の安定性 ・現行賃料と市場賃料の乖離状況と将来見通し ・テナント異動の可能性と代替テナント確保の容易性 ・テナント入退居見込、賃料減額の見込等の有無 ・プロパティマネジメント会社による中期的リーシング方針
	費用関係	・公租公課の変動可能性（軽減措置期間の終了、再開発進行等による評価額の上昇等） ・プロパティマネジメント業務委託契約の形態と管理水準、報酬の適正性 ・建物管理業務委託契約の形態と管理体制、管理水準、管理コストの適正性 ・水道光熱費等の水準とテナントからの戻入状況 ・修繕履歴と修繕計画及びその妥当性 ・修繕積立の状況と積立金額の妥当性（区分所有等）

項目		内容
物理的調査	立地	・鉄道等の公共交通機関からの利便性 ・街路の状況、主要幹線道路へのアクセス状況 ・周辺の土地利用状況、水害及び火災等の災害履歴 ・周辺の利便施設、官公諸施設等の配置及び近接性 ・地域の知名度及び評判、規模等の状況 ・商圏の安定性及びその成長性、競合の状況
	建築及び設備・仕様	・意匠、主要構造、築年数、設計者・確認検査機関・施工業者等 ・内外装の部材の状況 ・賃貸可能面積、貸室形状、天井高、電気容量、空調方式、床荷重、OAフロア、防災設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場その他共用設備の状況
	建物診断	・設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類調査 ・外構、屋上、外装、設備等についての現地調査 ・エンジニアリングレポートにおける長期修繕計画の検証 ・建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）等関連法令の遵守状況等 ・耐震性能（新耐震基準又は同等の耐震性能を有しているか） ・地震PML値（予想最大損失率）の検証
	建物管理関係	・管理委託契約の内容（形態、仕様水準等）及び建物管理状況の良否、建物管理会社等へのヒアリング ・管理細則の有無及びその内容、管理会社の質と信用力
	環境調査	・アスベスト・PCB等の有害物質の使用履歴、使用状況及び保管状況 ・地質状況、土地利用履歴、土壌汚染状況等
法的調査	法令上の制限	・遵法性、既存不適格の有無 ・建築関連法規、条例、協定等による建築制限、用途制限、使用制限等の有無
	境界調査	・境界確定の状況、越境物の有無とその状況 ・実測面積の確定状況 ・境界紛争の調査
	テナント属性	・賃貸借契約、転貸借契約、使用契約等の調査 ・テナントとの紛争の有無
	権利関係の確認	・土地及び建物について、その権利関係（完全所有権、地上権、借地権、共有、分有、区分所有、区分所有の共有等）の把握と権利関係に付随する各種契約等の内容の検討 ・隣接地権者等との紛争の有無

（二）ポートフォリオ運用方針

A．基本運用方針

本投資法人の安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を図るため、以下の方針に基づく賃料収入と稼働率の維持向上への取り組みと、管理品質と運用管理コストの最適化を目的とした運用管理を行います。

（ ）不動産賃貸マーケットの動向の把握

第三者専門機関によるマーケットレポート、不動産仲介業者等から収集した情報等のみならず、プロパティマネジメント会社及び建物管理会社を通じて収集した既存テナントの動向等も勘案し、各運用不動産の属するマーケットにおけるテナント需給の見通し、賃料相場、稼働状況、競合物件動向等を分析し、運用不動産の属するマーケットの把握を行います。なお、マーケットに構造的変化（賃貸不動産の新規供給、新たな交通機関の開業等）が見られる場合には、当該変化の影響を分析します。

（ ）既存テナント対応

プロパティマネジメント会社や建物管理会社を通じて既存テナントのニーズの把握やそれらに対する対応等をきめ細かく行うこと（フォロー活動）でテナントの満足度を向上させ、適切な賃料増額交渉や増床提案を行うとともに、退去や減床の防止等についての対応を迅速に行うことで、賃料収入と稼働率の維持向上を図ります。

（ ）新規テナントの誘致

新規テナントに対する誘致活動に当たっては、プロパティマネジメント会社及びオフィス賃貸仲介業者と緊密に連携し、運用不動産毎にその立地・特性に合わせたテナント誘致計画を立案し、プロパティマネジメント会社等が有する独自のルートを活用しながら新規テナントの誘致を行います。

なお、新規テナントの選定に際しては、信用調査を行った上、誘致対象運用不動産の運用計画、運用方針との整合性、長期的・安定的継続の可否等を判断し、決定します。新規テナントとの賃貸借契約条件については、当該テナントの入居要望面積、業種、信用力等を総合的に判断し、決定します。

（ ）テナントとの賃貸借契約の形態

普通賃貸借契約を基本としますが、収益の安定のため、不動産賃貸市況及び物件特性・テナント特性等にに応じた諸事情を勘案した上で、定期建物賃貸借契約等も含め最適な契約形態を検討します。

（ ）運用不動産の資産価値の維持向上

運用不動産の物理的・機能的価値の維持を図るため、修繕（機能維持を目的とした各種建物・設備機器の補修等）及び大規模改修（機能維持を目的とした各種設備機器の更新、建物の経年劣化への対応等）について、その実施内容とコストに配慮しつつ、本投資法人の営業期間毎に修繕計画を立案し、実施します。

また、運用不動産の物理的・機能的価値の向上を図るため、バリューアップ（機能向上を目的としたOAフロアへの変更、フロア別又は貸室別空調設備の導入、外壁・共用部等の美観及び快適性の向上等）について、本投資法人の営業期間毎にバリューアップ計画を立案し、実施します。

なお、大規模改修やバリューアップの計画・実施に際しては、必要に応じて第三者専門機関による内容・工法・価格等の査定・評価を行い、妥当性を検証します。

（ ）運用不動産の運用管理の効率化

設備運転管理・清掃管理・保安警備等の建物管理業務の仕様及びコストを検証し、運用管理コストの適正性・削減の余地の有無について検証します。変更の必要があると判断される場合は、仕様・コストの見直し等による運用管理コストの適正化を図ります。なお、運用管理コスト削減の実施に際しては、運用管理の品質の維持向上を前提とします。

また、主要設備（受変電設備・熱源設備・空調システム制御装置等）の更新等、技術的対応による運用管理の効率化を図ることも検討します。

（ ）損害保険等の付保

災害や事故等による建物等の損害又は第三者への損害賠償を担保するため、運用不動産について火災保険、賠償責任保険を付保します。また、災害や事故等による利益損失等を回避するため、利益保険等を付保します。

ポートフォリオ全体に係るPML値を基準に、災害による影響と損害保険料等を考慮して地震保険の付保の判断を行います。個別物件のPML値が15%を超える場合には、個別に地震保険の付保を検討します。

各種保険の付保に当たっては、保険料・免責額・キャッシュリザーブ等を総合的に勘案して判断します。

B．年次運用計画等の策定

本資産運用会社は、本投資法人の運用資産に係る運用計画として、本投資法人の営業期間毎に、以下の計画を策定し、計画的な運用管理を実施します。

（ ）年次運用計画の策定

本投資法人の保有するポートフォリオの運用管理について、本投資法人の営業期間毎に向こう1年間の年次運用計画を策定します。年次運用計画は個別不動産の運用計画を基にポートフォリオ全体の収支予算を策定します。個別不動産の運用計画は、月次を含む当該営業期間の収支予算、リーシング計画、修繕計画、バリューアップ計画等の項目から構成されます。

（ ）年次運用計画の検証及び修正

本資産運用会社は、個別不動産毎及びポートフォリオ全体について、少なくとも3ヶ月毎に収支予算と実績を比較・分析し検証します。

本資産運用会社は、年次運用計画に従った運用を行うために、収支、賃貸状況及び修繕工事等に関する実績と予算の検証、収益向上、経費削減等に関してプロパティマネジメント会社と定期的に協議を行います。

収支予算と実績に大幅な乖離が見られる等、年次運用計画の見直しが必要と判断される場合には、速やかに修正年次運用計画（期中運用計画）を策定します。なお、期中に不動産等の取得・売却を行った場合も同様とします。

C．プロパティマネジメント会社及び建物管理会社

本資産運用会社は、中長期的な運用資産の収益やその資産価値の維持向上を目的とし、プロパティマネジメント会社及び建物管理会社の選定及びその適切な管理を行うために、以下の諸点に留意します。

（ ）プロパティマネジメント会社の選定方針

プロパティマネジメント会社の選定に当たっては、不動産運用管理の経験や能力、対象となる運用不動産における実績、関係業者とのネットワーク、中長期的に安定した収益を確保するための運用管理方針に沿った業務の遂行の可否及びコスト水準、運用の継続性（入居中のテナントとの良好な関係の維持等）等を総合的に勘案した上で、最適と考えられるプロパティマネジメント会社を選定します。なお、その業務報酬については、原則として不動産収入等に連動させる体系とすることで、本投資法人の利益を意識した形でプロパティマネジメント業務を行わせることを目指します。

なお、本投資法人の2015年3月末日時点での保有物件については、当該物件の取得経緯を尊重して、本投資法人の運用資産拡大並びに投資主価値の安定及び最大化の実現に資するという目的に反すると判断される場合を除き、関電不動産開発株式会社（以下「関電不動産開発」といいます。）、関電プロパティーズ株式会社（以下「関電プロパティーズ」といいます。）又は関電ファシリティーズ株式会社（以下「関電ファシリティーズ」といいます。）に対してプロパティマネジメント業務を委託することとしています。

（ ）プロパティマネジメント会社の管理方針

（ a ）プロパティマネジメント会社との一体的な運用管理

本資産運用会社は、プロパティマネジメント会社と日々の綿密な情報交換を行うとともに、定期的（原則として毎月）に、プロパティマネジメント会社と以下の事項に関する状況確認及び対応についての協議（以下「定例協議」といいます。）を行います。

- ・前月の収支状況
- ・運用不動産の稼働状況
- ・既存テナントの動向
- ・新規テナント営業活動の状況
- ・今後必要な修繕工事と実施中の修繕工事の状況
- ・入居中のテナントからの要望等

（ b ）プロパティマネジメント会社の管理

本資産運用会社は、実務担当者間での定例協議や以下の項目についての業務実績の定期的評価等を通じてプロパティマネジメント会社の業務内容を常にモニタリングし、委託先として十分な業務水準にあるかを総合的に評価し、適宜必要な指導を行います。本資産運用会社は、評価結果に基づき、当該委託先が運用資産の収益最大化に有効かつ適切でないと判断した場合には委託先を変更することも検討します。

- ・プロパティマネジメント会社の組織体制
- ・遵法性
- ・テナント満足度
- ・リーシング計画の達成度
- ・予算計画の達成度

- ・運用管理コスト削減実績
- ・各種工事計画の達成度
- ・工事コスト削減実績
- ・各種工事監理能力
- ・管理改善提案及び改善実績
- ・各種レポート・インギング書類の内容及び精度
- ・その他渉外業務への対応実績

（ ）建物管理会社の選定方針

建物管理会社の選定に当たっては、建物管理業務の経験や能力、対象となる運用不動産における実績、関係業者とのネットワーク、中長期的に安定した収益を確保するための管理業務遂行の可否及びコスト水準、取得後の運用の継続性（設備機器の修繕・更新履歴や点検記録、入居中のテナントとの良好な関係の維持等）等を総合的に勘案した上で、最適と思われる業者を選定します。なお、本投資法人の2015年3月末日時点での保有物件については、当該物件の取得経緯を尊重して、本投資法人の運用資産拡大並びに投資主価値の安定及び最大化の実現に資するという目的に反すると判断される場合を除き、関電不動産開発、関電プロパティーズ又は関電ファシリティーズに対して建物管理業務を委託することとしています。

（ ）建物管理会社の管理方針

本資産運用会社は、施設管理を統括するプロパティマネジメント会社を通じて建物管理会社を管理します。プロパティマネジメント会社は、以下の項目について業務実績の定期的評価等を通じて建物管理会社の業務内容・品質を常にモニタリングし、コストも含めて、委託先として十分な業務水準にあるかを総合的に評価するとともに、適宜必要な指導を行います。

本資産運用会社は、プロパティマネジメント会社から建物管理会社の評価結果について定期的に報告を受けるとともに、適宜プロパティマネジメント会社及び建物管理会社に必要な指導を行います。また、本資産運用会社は、報告内容に基づき、当該委託先が運用資産の収益最大化に有効かつ適切でないと判断した場合には委託先を変更することも検討します。

- （a）建物管理会社の組織体制
- （b）遵法性
- （c）設備運転管理業務の適切な遂行能力
- （d）清掃管理業務の適切な遂行能力
- （e）工事計画の適切な実施提案及び改善提案能力
- （f）緊急時の適切な対応能力
- （g）各種レポート・インギング書類の内容及び精度
- （h）その他渉外業務への対応実績

D．売却方針

運用不動産の売却については、中長期での運用を基本方針とし、原則として短期的な売却は行わないものとします。ただし、各運用不動産の現在及び将来にわたる収益性、マーケットの将来性及び安定性、当該運用不動産の劣化又は陳腐化に対する対応状況、テナントの属性及び契約内容等、ポートフォリオの構成等を総合的に勘案し考慮した上で、効率的な運用及び運用の安定性に資すると判断される場合には、売却を検討します。

財務方針

本資産運用会社は、本投資法人の安定した収益の確保と着実な運用資産の成長のために、以下の方針に従い、計画的かつ機動的な財務戦略を立案・実行します。

（イ）エクイティ・ファイナンス

投資口の追加発行は、長期安定的な分配の継続を目指しつつ、新たに取得する不動産等の取得時期、LTV等の本投資法人の財務状況、投資口の希薄化の影響等を勘案した上で実行します。

（ロ）デット・ファイナンス

資金調達の機動性と財務の安定性のバランスに配慮し、長期又は短期の借入れ、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の発行、極度融資額の設定、コミットメントラインの設定等を検討します。また、物件取得余力の確保に留意したLTV水準を設定することとします。なお、本投資法人の借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします。

A．LTV水準

LTV水準は60%を上限とします。ただし、新たな運用資産の取得等に伴い、一時的に60%を超えることがあります。

B．担保設定方針

資金の調達に際しては、運用資産又はその原資産に担保を設定することがあります。

C．金利変動リスクの軽減

金利変動リスクを軽減するため、長期・短期の借入期間、固定・変動の金利形態等のバランスを図ります。

D．リファイナンスリスク（資金再調達リスク）の軽減

借入先の分散、調達方法（借入金及び投資法人債等）の分散、返済時期の分散等を図ります。

E．デリバティブ取引

借入れその他資金調達に係る金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。）を行うことがあります。

情報開示方針

（イ）本投資法人は、透明性確保の観点から、法定開示に加え、投資家に対して正確で偏りのない情報を適時にかつ分かり易く開示することに努めるとともに投資家にとって重要又は有用と判断した情報について可能な限り自主的な開示を行うものとします。

（ロ）投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、投資信託協会等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って、適切に開示を行います。

（ハ）本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者との一定の取引については、透明性確保の観点から、適用ある法令、規則及び同規程等に従って、適切な方法により速やかに開示するものとします。

（二）上記（イ）から（ハ）までを遵守するための体制を整備し、維持することに努めるものとします。

投資態度

本投資法人は、資産を主として不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へに定めるものをいいます。）に対する投資として運用することを目的とします。

本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように資産運用を行います。

本投資法人は、投信法施行令第116条の2に定める場合において、海外不動産保有法人（投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人をいいます。以下同じです。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該発行済株式又は出資を取得することができるものとします。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

以下、本投資法人による投資対象（規約第28条）を示します。

（イ）不動産等

本投資法人はその規約で、以下に掲げる特定資産に投資するものとしています。

A．不動産

B．次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称します。）

- ☐ 不動産の賃借権
 - ☐ 地上権
 - ☐ 不動産、不動産の賃借権、地上権又は外国の法令に基づくこれらの資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含みます。）
 - ☐ 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は外国の法令に基づくこれらの資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - ☐ 当事者の一方が相手方の行う上記A．に規定する不動産又は本B．（ ）から（ ）までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）
 - ☐ 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - ☐ 外国の法令に基づく、不動産、不動産の賃借権又は地上権、これらの資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含みます。）
 - ☐ 外国の法令に準拠して組成された本B．（ ）から（ ）までに掲げる資産と同様の性質を有する資産
- C．裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとし、以下併せて「不動産対応証券」と総称します。）
- ☐ 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に定めるものをいいます。）
 - ☐ 受益証券（投信法に定めるものをいいます。）
 - ☐ 投資証券（投信法に定めるものをいいます。）
 - ☐ 特定目的信託の受益証券（資産流動化法に定めるもの（上記B．（ ）、（ ）又は（ ）に掲げる資産に該当するものを除きます。）をいいます。）
 - ☐ 外国の法令に準拠して組成された本C．（ ）又は（ ）に掲げる資産と同様の性質を有する資産

（ロ）その他の特定資産

本投資法人は、上記に掲げる特定資産のほか、以下の特定資産（権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含みます。）に投資します。

A．次に掲げる特定資産

- ☐ 預金
- ☐ 有価証券（投信法に定めるものをいいます。ただし、本「投資対象とする資産の種類」において別途個別に記載されている有価証券に該当するものを除きます。）
- ☐ 譲渡性預金
- ☐ 金銭債権（投信法施行令に定めるものをいいます。）
- ☐ 信託財産を主として上記（ ）から（ ）までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権、及びかかる信託受益権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ☐ 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいいます。）
- ☐ 公共施設等運営権（投信法施行令に定めるものをいいます。）
- ☐ 海外不動産保有法人の発行済株式（当該発行済株式（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除きます。）の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限ります。）

B．デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令に定めるものをいいます。）

（八）特定資産以外の資産

本投資法人は、上記（イ）及び（ロ）に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがあります。ただし、本投資法人の資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとします。

- A．商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）
- B．温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- C．資産流動化法に規定する特定出資
- D．民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）上の動産（ただし、上記（ロ）A．（ ）に掲げる資産を除き、また、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加されたものに限りま。
- E．民法上の組合の出資持分（ただし、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運用・管理を目的としたものに限るものとし、有価証券に該当するものを除きます。）
- F．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量その他これに類似する排出量、排出権又は排出枠等（温室効果ガスに関するものを含みます。）
- G．外国の法令に準拠して組成された、上記C．又はE．に掲げる資産と同様の性質を有する資産
- H．上記A．からG．までのほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利

投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資比率

（イ）投資基準については、前記「（１）投資方針 ポートフォリオ構築方針（ロ）投資基準」をご参照下さい。

（ロ）種類別、地域別、用途別等による投資比率については、前記「（１）投資方針 ポートフォリオ構築方針（イ）ポートフォリオ構築基準」をご参照下さい。

（３）【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

利益の分配

（イ）投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（投信法に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいいます。以下同じです。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従って計算されるものとします（規約第34条第１項第１号）。

（ロ）利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の32の３（以下、両規定を「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90（ただし、法令改正等により配当可能利益の内容又は当該比率に変更があった場合には変更後の内容又は比率）に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができるものとします（規約第34条第１項第２号）。

（ハ）利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第34条第１項第３号）。

利益を超えた金銭の分配

(イ) 本投資法人は、投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たすため必要な場合、又は、本投資法人における課税負担の発生を抑えるため若しくはその他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

(ロ) 本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等（投資信託協会の規則等を含みます。）の定める金額を上限として本投資法人が決定する金額を加算した金額を、分配することができます。ただし、当該金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します（規約第34条第1項第5号）。

分配金請求権の除斥期間等

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお、受領されないときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします（規約第34条第2項）。

投資信託協会規則

上記の他、本投資法人は、金銭の分配に当たっては、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」に従うものとします（規約第34条第1項第6号）。

(4) 【投資制限】

規約に基づく投資制限

規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

(イ) 前記「(2) 投資対象 投資対象とする資産の種類(ロ) その他の特定資産」に定める有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものでなく、安全性及び換金性又は前記「(2) 投資対象 投資対象とする資産の種類(イ) 不動産等」に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとします（規約第29条第1項）。

(ロ) 前記「(2) 投資対象 投資対象とする資産の種類(ロ) その他の特定資産」に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、本投資法人の保有する資産に関連する為替リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします（規約第29条第2項）。

(ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じです。）の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）又は投資法人債を発行することができます。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家（ただし、租税特別措置法第67条の15で定める機関投資家に限ります。）からの借入に限るものとします（規約第35条第1項）。その場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます（規約第35条第2項）。借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとします（規約第35条第3項）。

金融商品取引法及び投信法による投資制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

（イ）本資産運用会社による運用制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社はその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、投資法人の資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」に記載される利害関係人等との取引制限を除く主なものは次のとおりです。

A．自己取引等

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。ただし、投資家の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）（以下「業府令」といいます。）第128条で定めるものを除きます。

B．運用財産相互間の取引

資産運用会社が資産の運用を行う投資法人相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第2号）。ただし、投資家の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

C．第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。

D．投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第4号）。

E．分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含みます。）が当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。）を行うこと（金融商品取引法第40条の3）。

（i）金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利

（ ）金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限ります。）

（ ）金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利（政令で定めるものに限ります。）

F．その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為（金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条）。

（ ）資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。

（ ）資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第2号）。

（ ）第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第3号）。

（ ）他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（同項第4号）。

- () 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第5号）。
- () 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（ただし、資産運用会社があらかじめ個別の取引ごとに全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）（同項第6号）。
- () その他業府令に定める内容の運用を行うこと。

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式につき、登録投資法人の保有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、当該株式を取得することができません（投信法第194条第1項、投信法施行規則第221条）。ただし、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、不動産の取得若しくは譲渡、賃借又は管理の委託に係る取引を行うことができないものとして投信法施行令に定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得する場合はこの限りではありません（投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2）。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

本書の日付現在、投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。ただし、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項、規約第5条第2項）。

- A. 投資主との合意により当該投資口を有償で取得する場合。
- B. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。
- C. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- D. その他投信法施行規則で定める場合。

投信法施行規則で定める場合とは、以下に掲げる場合を意味します（投信法施行規則第129条）。

- () 当該投資法人の投資口を無償で取得する場合
- () 当該投資法人が有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含みます。後記（ ）において同じです。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含みます。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合。
- () 当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合。
 - a. 組織の変更
 - b. 合併
 - c. 株式交換（会社法以外の法令（外国の法令を含みます。）に基づく株式交換に相当する行為を含みます。）
- () その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ不可欠である場合（投信法第80条第1項第2号及び第3号並びに前記（ ）乃至（ ）に掲げる場合を除きます）。

(ニ) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人（子法人）の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該子法人は、これを取得することができません（投信法第81条第1項、第2項）。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます（投信法第81条第4項）。

- A. 合併後消滅する投資法人から親法人の投資口を承継する場合。
- B. その他投信法施行規則で定める場合。

投信法施行規則で定める場合とは、以下に掲げる場合を意味します（投信法施行規則第131条）。

- () 親法人投資口を無償で取得する場合
- () その有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含みます。後記（ ）において同じです。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含みます。）により親法人投資口の交付を受ける場合。
- () その有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに当該親法人投資口の交付を受ける場合。
 - a. 組織の変更
 - b. 合併

- c. 株式交換（会社法以外の法令（外国の法令を含みます。）に基づく株式交換に相当する行為を含みます。）
 - d. 株式移転（会社法以外の法令（外国の法令を含みます。）に基づく株式移転に相当する行為を含みます。）
- （ ）その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要、かつ不可欠である場合（投信法第81条第2項第1号及び前記（ ）乃至（ ）に掲げる場合を除きます。）。

その他の投資制限

（イ）有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

（ロ）集中投資

集中投資について法令上の制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「（１）投資方針 ポートフォリオ構築方針（イ）ポートフォリオ構築基準」をご参照下さい。

（ハ）他のファンドへの投資

他のファンド（投信法に定める投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

以下においては、本投資証券又は本投資法人債券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。なお、本投資法人が保有している個別の不動産又は信託受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、後記「５ 運用状況 （２）投資資産 その他投資資産の主要なもの」を併せてご参照下さい。また、本書に記載の事項には、特に本投資法人及び本資産運用会社の目標及び意図を含め、将来に関する事項が存在しますが、別段の記載のない限り、これら事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測等であって、不確実性を内在するため、実際の結果と異なる可能性があります。

本投資法人は、可能な限りこれらのリスクの発生回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

以下に記載するリスクが現実化した場合、分配金の額が低下し、又は本投資証券若しくは本投資法人債券の市場価格が下落する可能性があり、その結果、各投資家が投資した金額を回収できなくなる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書における本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券又は本投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

投資法人が発行する投資証券又は本投資法人債券に係るリスク

（イ）投資口・投資証券又は本投資法人債券の商品性に係るリスク

（ロ）換金性に係るリスク

（ハ）市場価格の変動に係るリスク

（ニ）金銭の分配に係るリスク

（ホ）投資法人債券の償還・利払に関するリスク

投資法人の組織及び投資法人制度に係るリスク

（イ）投資法人の組織運営に係るリスク

（ロ）投資法人の制度に係るリスク

（ハ）インサイダー取引に係るリスク

（ニ）投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに係るリスク

（ホ）余裕資金の運用に係るリスク

（ヘ）不動産の取得方法に係るリスク

不動産に係るリスク

（イ）不動産の流動性に係るリスク

（ロ）物件の取得競争に係るリスク

（ハ）専門家報告書等に関するリスク

（ニ）不動産の瑕疵に係るリスク

（ホ）土地の境界等に係るリスク

（ヘ）不動産から得られる賃料収入に係るリスク

（ト）マスターリースに係るリスク

（チ）プロパティマネジメント会社、建物管理会社等に係るリスク

（リ）不動産の運用費用の増加に係るリスク

（ヌ）建物の毀損・滅失・劣化に係るリスク

（ル）建築基準法等の規制に係るリスク

（ヲ）共有物件に係るリスク

（ワ）区分所有建物に係るリスク

（カ）底地物件に係るリスク

（ヨ）借地権に係るリスク

（タ）開発物件に係るリスク

（レ）有害物質に係るリスク

（ソ）不動産の所有者責任に係るリスク

（ツ）テナント集中に係るリスク

（ネ）テナント等による不動産の使用に基づく価値減損に係るリスク

（ナ）売主の倒産等の影響に係るリスク

（ラ）不動産の売却における制限に係るリスク

（ム）不動産の売却に伴う責任に係るリスク

（ウ）フォワード・コミットメント等に係るリスク

- (ㇿ) ホテルに係るリスク
 - 不動産信託受益権に係るリスク
- (イ) 信託受益者として負うリスク
- (ロ) 不動産信託受益権の流動性に係るリスク
- (ハ) 不動産信託受託者の破産等の倒産手続に係るリスク
- (ニ) 不動産信託受託者の信託違反に伴うリスク
- (ホ) 不動産信託受益権の準共有等に係るリスク
 - 会計・税制に係るリスク
- (イ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ロ) 導管性要件に係るリスク
- (ハ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク
- (ニ) 導管性要件が満たされなくなることにより、次営業期間以降も通常の法人税率により課税が行われるリスク
- (ホ) 利益が計上されているにもかかわらず資金不足により配当が十分にできないリスク
- (ヘ) 配当後の留保利益に対して通常の法人税等が課税されるリスク
- (ト) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (リ) 同族会社に該当するリスク
- (ヌ) 投資口の発行価額の総額のうち国内において保有される投資口の発行価額に占める割合が100分の50を超えないこととなるリスク
- (ル) 借入れに係る導管性要件に関するリスク
- (ヲ) 投資口を保有する投資主数に関するリスク
- (ワ) 法令の解釈・改正に関するリスク
- (カ) 一般的な税制の変更に係るリスク
- その他
- (イ) 本投資法人の資金調達（金利環境）に係るリスク
- (ロ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券に係るリスク

- (イ) 投資口・投資証券又は投資法人債券の商品性に係るリスク
 - 投資口・投資証券又は投資法人債券は、株式会社における株式若しくは株券又は社債に類似する性質を持ち、投資金額の回収や利回りの如何は、経済状況や不動産及び証券市場等の動向、本投資法人の収益又は財産及び業務の状況に影響され、譲渡による換価時点において投資金額以上の金額の回収を図ることができる保証はありません。
 - 投資証券又は投資法人債券は、投資額の保証がなされる商品ではなく金融機関の預金と異なり、預金保険等の対象ではありません。
 - 本投資法人が通常の清算又は倒産手続により清算される場合、投資主は、本投資法人の全ての債権者への弁済の後でなければ、投資口の払戻しを受けることはできず、投資金額を回収できない可能性があります。

- (ロ) 換金性に係るリスク

本投資証券については、投資主からの請求による投資口の払戻しは行われません。したがって、投資主が本投資証券を換金するためには、原則として東京証券取引所を通じて、又は取引所外において、売却することが必要となります。

また、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他により、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に規定される上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。本投資証券の上場市場における売却が困難又は不可能となった場合には、本投資証券の売却を希望する投資主は、相対取引によるほかなく、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できないか、全く換価できない可能性があります。

- (ハ) 市場価格の変動に係るリスク

本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、本投資証券又は本投資法人債券の売買高及び需給バランス、不動産投資信託証券以外の金融商品に対する投資との比較における優劣、不動産投資信託証券市場以外の金融商品市場の変動、金利動向、為替相場、市場環境や景気動向等によって左右され、場合によっては大幅に変動することがあります。特に近時においては、世界的に不安定な経済情勢を背景に、株式市場の一時的な変動が、本投資口を含む投資口の市場価格を大幅に変動させることがあります。また、地震等の天災、不動産取引の信用性に影響を及ぼす社会的事象等を契機として、不動産投資信託証券の市場価格が下落するおそれがあります。

また、本投資法人は、不動産その他不動産関連資産を投資対象としていますが、それらの評価額は、不動産市況、景気動向、オフィスその他の用途の不動産の需給バランス、かかる需要を左右することのある経済の全般的状況、法制又は税制の変更、社会情勢その他の要因により変動します。本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、一般に本投資法人の保有に係る運用資産の評価額に影響されるため、運用資産である不動産等の評価額の変動や、これに影響を及ぼすと考えられる諸要因により変動することがあります。

さらに、本投資法人は、その事業遂行のために必要に応じて資金を調達しますが、その資金調達が投資口の追加発行により行われる場合には、投資口1口当たりの純資産額が減少することがあり、さらには市場における投資証券の需給バランスに影響を与えることになり、その結果、本投資証券の市場価格が悪影響を受けるおそれがあります。

（二）金銭の分配に係るリスク

本投資法人は前記「2 投資方針（3）分配方針」に記載する分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払は、いかなる場合においても保証されるものではありません。特に、運用不動産から得られる賃料収入の低下、損失の発生、現金不足等の場合、予想されたとおりの分配を行えない可能性があり、また、本投資法人が営業期間中に投資口を追加発行する場合には、その期における投資口の保有期間が異なるにもかかわらず、追加発行された投資口に対して既存の投資口と同額の金銭の分配を行うこととなるため、既存の投資口への分配額に影響を及ぼす可能性があります。

（ホ）投資法人債券の償還・利払に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

投資法人の組織及び投資法人制度に係るリスク

本投資法人は、投信法に基づいて設立される社団（投信法第2条第12項）であり、一般の法人と同様の組織運営上のリスク及び投資法人という制度固有のリスクが存在します。

（イ）投資法人の組織運営に係るリスク

本投資法人の組織運営上の主なリスクは、以下のとおりです。

A．役員の職務遂行に係るリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務を監督する監督役員は、善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負います。しかし、職務遂行上、本投資法人の執行役員又は監督役員が善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合は、結果として投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

B．投資法人の資金調達に係るリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、借入れ及び投資法人債の発行を行う予定であり、将来的にさらなる借入れ又は投資法人債若しくは短期投資法人債の発行を行う可能性もあります。なお、本投資法人は、規約において、借入金及び投資法人債の限度額を、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとしています（規約第35条第3項）。

借入れ及び投資法人債を発行する場合におけるその条件は、その時々金利実勢、本投資法人の収益及び財務状況、一般的な経済環境のほか、貸付人の自己資本比率規制その他の法的・経済的状況等の多くの要因による影響を受けるため、本投資法人が必要とする時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はありません。また、借入れに当たり税法上の導管性要件（後記「（ロ）導管性要件に係るリスク」をご参照下さい。）を満たすためには、その借入先を租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定する機関投資家に限定する必要があるため、借入先が限定され機動的な資金調達ができない場合があります。なお、既存の借入れについて返済期限が到来した場合の借換えについても、世界的に不安定な金融環境下においては、金融機関が貸出について慎重となる場合もあり、かかる借換えが困難な状況になる可能性や、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされる可能性があります。

借入れ及び投資法人債の発行を行う際には、他の債務のための担保提供の制限、本投資法人の収益状況や財務状態が一定の条件を下回った場合における担保の提供及び現金その他の一定資産の留保、一定の財務指標を基準とした追加借入制限、資産取得の制限、投資主への分配に係る制限、その他本投資法人の収益状況や財務状態及び業務に係る約束や制限が課されることがあります。このような約束や制限は、本投資法人の運営に支障をもたらし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、本投資法人は、借入れや投資法人債について、保有する運用資産又はその原資産の全部又は一部を担保に供することがあります。この場合、本投資法人は、被担保債権である借入れの弁済又は投資法人債の償還をしない限り、担保

対象たる運用資産の処分につき貸付人等の承諾を取得する等の制限を受ける可能性があります。その結果、本投資法人が必要とする時期及び条件で運用資産を処分できないおそれがあります。また、収益性の悪化等により担保不動産の評価額が借入先によって引き下げられた場合等には、追加の担保設定や借入金の早期返済を求められることがあり、また、かかる早期返済や返済期日における返済のための資金を調達するため、本投資法人の希望しない条件での借換え資金の調達や、希望しない時期及び条件での運用資産の処分を強いられ、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、契約上金利が固定されておらず一定の指標に連動するものとされている場合等には、契約期間中に金利が上昇する可能性があります、その結果分配可能金額が減少する可能性があります。

投資口の追加発行により資金調達を行う場合、投資口の発行時期及び価格はその時々々の市場価格により左右され、場合により、本投資法人の希望する時期及び条件でこれを発行することができないおそれがあります。

C．収益及び費用、キャッシュ・フローの変動に係るリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得し、保有する不動産関連資産又はその裏付けとなる不動産からの賃料収入に依存しています。かかる賃料収入は、運用不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少する可能性があります。テナント数が少ないオフィスビルやその他の用途の不動産において、テナントの退去、テナントによる賃料不払い又は遅延が生じた場合には、キャッシュ・フローに与える影響は大きくなります。

本投資法人は、本資産運用会社を通じて、良質のテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。また、良質と判断されるテナントを確保しても、当該テナントが永続的に本投資法人の保有する運用不動産を賃借し続けるとの保証はなく、また、かかるテナントの資産状態が悪化する可能性もあります。

上記の賃料収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、未稼働運用不動産の取得、売却損の発生による再投資の資金規模の縮小等は、キャッシュ・フローを減ずる効果をもたらし、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

賃料収入のほか、不動産関連資産の売却が行われた場合には売却益が発生する可能性もありますが、運用不動産の売却益は、本投資法人の運用方針や不動産市場の環境に左右されるものであり、恒常的・安定的に得られる性格のものではありません。

他方、運用不動産に関する費用としては、減価償却費、運用不動産に関して課される公租公課、運用不動産に関して付保された保険の保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務に係る費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。さらに、不動産関連資産の売却に当たって売却損が生じた場合には、かかる売却損が損失として計上されます。

これらの要因により、投資主への分配金額等の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

D．投資法人の倒産又は登録取消リスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服します。

本投資法人は、資産の運用を行うために投信法に基づき投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合、かかる登録を取り消される可能性があります。登録が取り消されると、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散することとなります。本投資法人が解散し、清算する場合には、投資主は、当初の投資金額の回収を期待できない可能性があります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、全ての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することができません。しかしながら、本投資法人の保有資産の価値が下落している場合には、投資法人債権者は元本又は利息の支払を予定どおりに受けられない可能性があり、また、投資主は、借入れを弁済し又は投資法人債を償還した後の残余財産が全く残らないか又は出資総額を下回ることにより、投資金額の全部又は一部について回収することができない可能性があります。

（ロ）投資法人の制度に係るリスク

投資法人の制度上の主なリスクは、以下のとおりです。

A．本投資法人以外の関係者への依存に係るリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現は、これらの者の能力、経験及びノウハウに大きく依拠していますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財産的基盤を必ずしも維持できるとの保証はありません。本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、それぞれ本投資法人に対して善管注意義務を負い、また、本投資法人のため忠実義務を負いますが、そのいずれかが職務遂行上善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行う場合には、結果として投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

その他、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者のそれぞれが、破産手続又は会社更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合においては、本投資法人はそれらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、さらに本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との契約を解約し又は解除することが求められることがあります。そのような場合、本投資法人は、投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者へ委託することが義務付けられているため、日常の業務遂行に影響を受けることになります。また、委託契約が解約又は解除された場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者を選定し、これらの者に対して上記各業務を委託することが必要とされます。しかし、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する第三者を選定し、上記各業務及び事務を委託できるとの保証はなく、そのような第三者を速やかに選定できない場合には、本投資法人の存続及び損益の状況等に悪影響を及ぼすほか、適切な資産運用会社を選定できない場合には、本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。

B．資産の運用に係るリスク

（ ）本資産運用会社の運用能力に係るリスク

本投資法人の資産運用の成果は、特に本資産運用会社の能力、経験及びノウハウに大きく依拠していますが、本資産運用会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財産的基盤が常に維持されるとの保証はありません。資産運用会社となるためには金融商品取引法上の投資運用業の登録を行う必要があり、その信用力の維持には一定限度の制度的な裏付けがありますが、投信法及び金融商品取引法はその運用能力まで保証するものではなく、また、本資産運用会社は、資産運用の結果に対して何らの保証を行うものではありません。

本投資法人は、投資主総会の承認を得て本投資法人と本資産運用会社との間の資産運用委託契約を解約することができ、また、投信法及び資産運用委託契約の規定に基づいて、本資産運用会社が職務上の義務に違反した場合その他一定の場合に、資産運用委託契約を解約し、本資産運用会社を解任することができる他、投信法上、本資産運用会社が金融商品取引法上の金融商品取引業者でなくなったときその他一定の場合には、資産運用委託契約を解約又は解除しなければならないものとされています。資産運用委託契約を解約又は解除する場合、それに先立ち後任の資産運用会社の選定が必要になりますが、かかる選定までの期間中は、解任すべきと判断された本資産運用会社による資産の運用が継続することになります。また、後任の資産運用会社が適切な運用能力を有することが保証されているわけでもありません。

（ ）本資産運用会社の利益相反行為等に係るリスク

本資産運用会社は、投資法人に対し善管注意義務を負い、また、投資法人のために忠実義務を負います。さらに、本資産運用会社の行為により投資法人が損害を被るリスクを軽減するため、本資産運用会社は、投信法により、投資法人の利益と相反する可能性のある本資産運用会社の利害関係人等や本資産運用会社自身の利益を図るため、投資法人の利益を害する取引を行うこと等一定の行為を禁止されています。しかしながら、本資産運用会社が、上記の義務や規制に反した場合には、本投資法人に損害が発生するリスクがあります。

また、本資産運用会社の株主、その役職員の出向元企業又はその関係会社等といった関係者が、本投資法人の運用資産の取得又は運用に関する取引に関与し、あるいは、本資産運用会社自身による投資活動を行う場合があります。そのような場合に、本資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行わないとの保証はありません。

本資産運用会社は、投信法の定める利害関係人等を含む一定の利害関係者との取引について、利益相反対策のための社内規程を設け、利益相反の可能性のある行為に対して十分な対応をとることとしています。が、上記リスクを完全に排除できるとの保証はありません。三菱商事及びUBSは、本書の日付現在、本資産運用会社の発行済株式総数のそれぞれ51%及び49%を保有しています。本資産運用会社の役員中数名が三菱商事及びUBSのグループ会社等の出身であるため、三菱商事及びUBSの利益が本投資法人又は本投資法人の他の投資主の利益と異なる場合、利益相反の問題が生じる可能性があります。

三菱商事又はUBSは、それぞれ本投資法人が三菱商事若しくはその関連会社等又はUBS若しくはその関連会社等から資産を取得する場合、物件の賃貸又はその他の業務を行う場合に、本投資法人に対して影響力を行使する可能性があり、三菱商事及びUBSの双方の関連会社等である者から資産を取得する場合、物件の賃貸又はその他の業務を行う場合には、本投資法人に対してより強い影響力を行使する可能性があります。また、本投資法人は、三菱商事若しくはその関連会社等又はUBS若しくはその関連会社等と資産の取得等に関し直接又は間接的に競合する場合があります。かかる場合、本投資法人の業務、財政状態又は経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、本投資法人の投資口価格や分配金が減少する可能性があります。

なお、投信法上、資産運用会社は、複数の投資法人等の資産運用を受託することを禁じられてはならず、本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社は、本投資法人のほか、日本リートファンド投資法人及び産業ファンド投資法人から資産の運用を受託しています（詳細については前記「1 投資法人の概況（4）投資法人の機構 投資法人の運用体制」をご参照下さい）。なお、日本リートファンド投資法人は、商業施設を投資対象とする投資法人であり、産業ファンド投資法人は、産業用不動産を投資対象とする投資法人であることから、主としてオフィスビルを投資対象とする本投資法人とは、本書の日付現在、その投資対象が異なっています。本資産運用会社は、各本資産運用会社受託投資法人の資産の運用に際して各本資産運用会社受託投資法人間における利益相反が生じることのないように、投資法人間の利益相反防止のためのチェックリストを作成していますが、かかるチェックリストが想定どおり機能しない場合もあり得ます。

また、本投資法人に係る資産運用に従事するオフィス本部、日本リートファンド投資法人に係る資産運用に従事するリート本部及び産業ファンド投資法人に係る資産運用に従事するインダストリアル本部に係る運用の意思決定はそれぞれ独立して行うものとされていますが、コーポレート本部においてはかかる区別はなされていません。加えて、本資産運用会社においては、オフィス本部、リート本部及びインダストリアル本部の間で生じ得る投資物件を取得する機会の競合に関し、投資情報に係る優先検討権ルール（詳細については前記「1 投資法人の概況（4）投資法人の機構 投資法人の運用体制（チ）本資産運用会社の投資情報に係る優先検討権ルール」をご参照下さい。）を設けていますが、当該ルールに反する物件の取得検討が行われる可能性は否定できません。さらに、かかるルールは今後変更される可能性があり、当該変更により、本投資法人が本書の日付現在と同様の物件取得機会を確保できないこととなる可能性もあります。その場合、本投資法人の取得機会が減少すること等により、本投資法人にとって望ましいと考えられるポートフォリオの構築が実現しにくくなる可能性があり、結果として、本投資法人の収益性や資産の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本資産運用会社のオフィス本部のみならずリート本部又はインダストリアル本部において不適切な行為が行われた場合、行政処分が本資産運用会社に対して課せられ、その結果、本投資法人の資産運用に悪影響を与える可能性や、本投資法人のレピュテーションも低下する可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、プロパティマネジメント会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ ）投資方針の変更に係るリスク

規約に規定されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本資産運用会社がこれを具体化するために社内規程として制定した資産運用ガイドラインについては、投資主総会の承認を得ることなく、その時々々の市場環境等に応じ、原則として本資産運用会社の判断により改定することが可能です。かかる資産運用ガイドラインの改定により、意図したとおりの運用成果を収めることができることの保証はなく、結果的に本投資法人の資産運用及び損益の状況に悪影響を及ぼすおそれがあります。

（ハ）インサイダー取引に係るリスク

本投資口については、上場株券等と同様に、金融商品取引法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象となっています。加えて、当該規制の対象者である会社関係者には、発行者である本投資法人の役員だけではなく、本資産運用会社及びその特定関係法人（本資産運用会社の親会社及び投信法第201条第1項に規定する本資産運用会社の利害関係人等のうち一定の基準を満たす取引を行い又は行った法人）の役職員が含まれ、かつ、当該規制の対象となる重要事実には本投資法人及び本資産運用会社に関連する事実が含まれます。

本投資法人及び本資産運用会社は、その内部規則において、役職員によるインサイダー取引の禁止、役職員の行う本投資法人の発行する投資証券の取得及び譲渡に関する手続や情報管理について定めていますが、これらの体制整備等にもかかわらず、本投資法人の役員、本資産運用会社の役職員又は特定関係法人の役職員等の会社関係者等によりインサイダー取引がなされた場合には、投資家の本投資口に対する信頼を害し、ひいては本投資口の流動性の低下や市場価格の下落等の悪影響をもたらすおそれがあります。

（ニ）投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに係るリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈は大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があり、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続又は損益の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ホ）余裕資金の運用に係るリスク

本投資法人は、不動産の賃借人から受領した賃料、預託を受けている敷金又は保証金等の余裕資金を投資資金として運用する場合があります。そのような場合、想定した運用利益をあげることができず、又は、元本欠損が生じる可能性があります。また、賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に敷金又は保証金の返還義務が生じた場合には、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をその投資利回りよりも調達コストの高い借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の損益の状況に悪影響を及ぼすおそれがあります。

（ヘ）不動産の取得方法に係るリスク

本投資法人は、今後不動産を取得するに当たり、税制上の軽減措置を受けること等を目的として譲渡代金支払日後直ちには当該不動産についての所有権等の移転本登記申請を行わない場合があります。この場合、売主が譲渡代金支払後本登記申請までの間に当該不動産を二重譲渡し、担保提供し、又は売主が倒産すること等により、本投資法人が運用不動産の完全な所有権を取得できなくなる可能性があり、また、同時に支払済みの譲渡代金の全部又は一部につき返還を受けられなくなる可能性があります。本投資法人は、上記軽減措置に関する手続のために必要な一定期間について、仮登記を経ること等により本登記の順位を保全して上記リスクを回避する方針ですが、仮登記には順位保全効果しかなく、本登記がなされる前に売主が倒産した場合等には本投資法人が保護されない可能性があり、上記リスクを完全に排除できるわけではありません。

不動産に係るリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針（2）投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載の不動産等です。不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「不動産信託受益権に係るリスク」をご参照下さい。

（イ）不動産の流動性に係るリスク

不動産は、その有する不動性（非移動性）及び個別性（非同質性、非代替性）等の特性から、流通市場の発達した有価証券と比較すると、相対的に流動性が低いという性格を有します。また、取引時に実施する物理的状況や権利関係等の調査（デュー・ディリジェンス）の結果、当該不動産の物理的状況や権利関係等について重大な欠陥や瑕疵等が発見された場合には、流動性の低下や、売買価格が下落する可能性があります。その他、不動産もそれ以外の資産と同様、経済変動等によりその市場価格は変動します。また、世界的な金融危機等、不安定な経済情勢下で信用収縮により、不動産市場は大きな影響を受けており、物件取得資金の調達が困難な状況になる可能性があります。このような状況下において、投資採算の観点から希望した条件での物件取得ができず、又は物件取得資金を調達できない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考えるポートフォリオを実現できない可能性があります。

さらに、不動産が共有される場合、区分所有建物である場合、又は土地と建物が別個の所有者に属する場合等、権利関係の態様によっては、以上の流動性等に関するリスクが相対的に増幅します。

（ロ）物件の取得競争に係るリスク

本投資法人は、規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています。しかしながら、国内外の投資家等による不動産に対する投資が積極的な環境下では、本投資法人が投資対象とするような不動産について競合する状況となり、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産を取得することができるとは限りません。このような状況下にあつては、投資採算の観点から希望した価格での物件取得ができない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考えるポートフォリオを実現できない可能性があります。さらに、本投資法人が不動産を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の視点から希望どおりの価格や時期その他の条件で売却できない可能性があります。これらの結果、本投資法人の投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

（ハ）専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における不動産鑑定士等による評価を示したものととまります。また、その評価の目的・方法は、必ずしも転売や再取得の場合における市場価格を算出することではありません。加えて、同じ不動産について鑑定評価等を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法又は調査の方法若しくは時期等によって鑑定評価額や調査価格が異なる可能性があります。したがって、かかる鑑定評価及び価格調査の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買を保証するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても当該鑑定評価額又は当該調査価格をもって売却されるとは限りません。特に、不動産の市場価格が大幅に変動する市場環境にあつては、不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格が、市場における実勢価格と大幅に乖離する可能性もあります。

建物状況評価報告書及び地震リスク分析に係る報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取りを行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用及び再調達価格の算出並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載するものであり、また、提供される資料の内容や時間的制約等から一定の限界があり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来地震が発生した場合、予想以上に多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

（二）不動産の瑕疵に係るリスク

不動産は、物件毎に個性を持ち、代替性が低いという性質を有しています。したがって、保有資産又は今後取得する不動産に一定の瑕疵があった場合、本投資法人は損害を被ることがあります。かかる瑕疵には、例えば、建物の構造、用いられる材質、地盤、特に土地に含有される有害物質、地質の構造等に関する欠陥や瑕疵等があり、この他、不動産には様々な法規制が適用されているため、法令上の規制違反の状態をもって瑕疵とされることもあります。また、建物の施工を請負った建設会社又はその下請業者において、建物が適正に施工されない場合がありますが、免震装置、制振装置を含む建築資材の強度・機能等の不具合や基準への不適合がないとの保証はありません。さらに、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経た不動産についても、当該行政法規が求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はなく、想定し得ない隠れた欠陥・瑕疵等が取得後に判明するおそれもあります。その他、不動産に関する権利が第三者の権利により制限を受け、又は第三者の権利を侵害していることもあり得ます。

不動産の売買においては、特約で排除されていない限り、その対象となる不動産に隠れた瑕疵があった場合には、売主は、買主に対して瑕疵担保責任を負うこととなります（買主は瑕疵があることを知った日から1年以内に解除権又は損害賠償請求権の行使をすることができます。）。したがって、本投資法人が特定の不動産の買主となる場合、不動産に係る物理的、法的な瑕疵があり、それが隠れたものである場合には、上記に従い、本投資法人は売主に対して瑕疵担保責任を追及することができます。また、本投資法人では、取得しようとする不動産に係る売買契約等において売主から一定の事実に関する表明及び保証を取得し、瑕疵の内容等について責任の所在を明確化した上で不動産を取得することを原則としています。

しかし、裁判所による競売で購入する不動産については、法律上、瑕疵担保責任の追及ができません。さらに、売主がすでに解散・清算されている場合、又は売主が倒産し、若しくはその主要な資産が本投資法人に売却した不動産のみであった特別目的会社等であるためにその資力が十分でない場合には、買主である本投資法人は、実際には売主との関係において上記の瑕疵担保責任による保護を受けることができず、損害を被ることになります。また、個別の事情により、売買契約上売主が瑕疵担保責任を負担する期間を限定し、又はこれを全く負わない旨の特約をすることがあります。さらに、売主が表明・保証した事項が真実かつ正確であるとの保証はなく、個別の事情により、売主が行う表明・保証の対象、これに基づく補償責任の期間又は補償金額が限定され、あるいは表明・保証が全く行われない場合もあります。

本投資法人では、不動産を取得しようとする場合、当該不動産について自ら調査を行う他、宅地建物取引業者が作成する重要事項説明書等の関係書類の調査、売主に対する資料の徴求を行い、かつ、建物の構造、耐震性、法令や条例の適合状況、有害物質の有無、隣地との境界等について、信頼のおける中立の建設会社、不動産業者、リサーチ会社等の専門業者からのエンジニアリングレポート（建物状況評価報告書）、構造計算書に関する検証調査報告書、地震リスク分析に係る報告書を取得し、欠陥及び瑕疵の有無を精査します。しかし、本投資法人による不動産の取得に際して行われる上記の調査には限界があり、提供される資料の内容、依頼を受けた専門家の能力、売主やその前所有者やテナントの協力の程度、調査が可能な書面等の範囲及び時間的な制約等から、不動産に関する欠陥・瑕疵について事前に全てを認識することができるとの保証はありません。したがって、本投資法人による取得の後に、取得した不動産に欠陥や瑕疵等が判明する可能性があります。

このような場合には、当該瑕疵を理由とした不動産の資産価値が減耗することを防ぐために買主である本投資法人がその補修その他の措置を執ることになり、予定しない補修費用等が発生し、売主からかかる費用の賠償や補償が得られないと、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。また、当該瑕疵の程度によっては、補修その他の措置を執ったとしても、不動産の資産価値の減耗を防ぐことができない可能性があります。

不動産信託受益権においても、直接の売買対象である不動産信託受益権又はその原資産である不動産に隠れた瑕疵があった場合については、上記と同様のリスクがあります。そこで、不動産の信託契約及び受益権譲渡契約において、売主に信託設定日等においてすでに存在していた原資産である不動産の瑕疵について瑕疵担保責任を負担させ、又は一定の事実に関する表明及び保証を取得することがあります。しかし、このような責任を負担させても上記のように実効性がない場合及びそもそも責任を負担させなかった場合には、当該不動産の実質的所有者である本投資法人がこれを負担することになり、予定しない補修費用等が発生し、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。また、当該瑕疵の程度によっては、補修その他の措置を執ったとしても、不動産の資産価値の減耗を防ぐことができない可能性があります。

加えて、わが国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。したがって、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことや予想に反して当該不動産に第三者の権利が設定されていることがあり得ます。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

（ホ）土地の境界等に係るリスク

わが国においては、土地の境界が曖昧であることが稀ではありませんが、隣地の所有者若しくは占有者からの境界確認書その他境界を確定させる書面が取得できない場合、又は境界標の確認ができないまま当該不動産を取得する場合には、後日、このような不動産を処分するときに実質的な障害が発生する可能性や、境界に関して紛争が発生し、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担等、これらの不動産について予定外の費用又は損失が発生する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去費用等の追加負担が本投資法人に発生し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

（ヘ）不動産から得られる賃料収入に係るリスク

本投資法人が不動産信託受益権を保有する場合には、本投資法人の主な収入は、不動産信託受益権に基づく信託の純利益の配当ですが、その主たる原資は、原資産たる不動産についてテナントが賃貸借契約に基づき支払う賃料に係る収入です。このような不動産の賃料収入に影響を与える主なリスクは、以下のとおりです。

A．不動産の稼働状況に係るリスク

不動産の稼働率は、事前に予測することが困難であり、予想し得ない事情により低下する可能性があります。

一般的なオフィス物件の賃貸借契約では、契約期間を２年程度とするものの、テナントからの一定期間前の予告により期間中いつでも解約でき、また、期間満了時までには解約の意思表示がなされれば更新されない（意思表示がない場合には自動的に２年程度の期間をもって契約が更新される）ものとされています。このような場合、テナントは、契約期間中であっても賃貸借契約を終了させることが可能であり、かつ、期間満了時に契約の更新がなされる保証もありません。契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果賃料収入が減少する可能性があります。

本投資法人においても、一部のテナントを除き、上記のような一般的な条件の賃貸借契約を締結し、又は承継することは避けられません。したがって、解約が増加し、又は更新がなされないことにより稼働率が低下し、運用不動産から得られる賃料収入が減少して、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。また、解約が多く発生する場合、上記収入の減少のみならず、退去するテナントへの敷金・保証金の返還等が必要となり、十分な積立金が留保されていない場合には、場合により新たな資金調達を余儀なくされ、その結果、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、賃貸借契約で期間内の解約を制限し、違反についての違約金条項を置くこともありますが、違約金の額その他の状況によっては、裁判所によって違約金の一部減額され、又はかかる条項の効力が否定される可能性があります。

B．テナントの信用力及び賃料不払いに係るリスク

賃貸借契約が終了しない場合においても、テナントの財務状況が悪化し、又はテナントが破産手続、会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料の支払が滞る可能性があります。このような延滞された賃料等（場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、本投資法人の収益等に影響を与える可能性があります。本投資法人では、新規のテナントを入居させるに当たって、その信用力について調査を行います。かかる調査が完全であるとは限らず、また、入居後に財務状況が悪化することもあり、リスクを完全に防ぐことはできません。

C．賃料の減額に係るリスク

前記のとおり、オフィス物件のテナントとの一般的な賃貸借契約では2年程度の期間毎に契約が更新され、その都度賃料が改定される可能性があります。また、契約期間中であっても、賃料相場の下落その他の様々な事情により、テナントから減額の請求を受け、これに合意することを余儀なくされることがあります。また、本投資法人が保有する不動産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

さらに、テナントは、定期建物賃貸借契約において賃料減額請求権を排除する特約がある場合を除いては、借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）に基づく賃料減額請求をすることができます。当事者間で変更後の金額について協議が調わない場合には、賃貸人は、減額を相当とする裁判が確定するまで、テナントに対して賃貸人が相当と考える賃料の支払を請求することができます。ただし、その間に賃貸人が実際に支払を受けた賃料の額が後に裁判で認められた額を超える場合には、当該超過額に年1割の利息を付してテナントに返還しなければなりません。したがって、テナントから賃料減額請求権の行使があった場合には、賃貸人としては、この利息支払のリスクを避けるために従前の賃料を減額して請求をせざるを得ない場合もあり、その場合には当該不動産から得られる賃料収入が減少するため、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

これに対し、借地借家法に定める一定の要件を満足して締結された定期建物賃貸借契約においては、当事者間の合意により、上記賃料増減額請求権を排除することができますが、定期建物賃貸借においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。特に、残期間の途中で新たなテナントが見つかり、賃料収入が得られることとなった場合には、その効力が制限される可能性があります。さらに、そもそも契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する分だけに限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借には、通常の賃貸借に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられる傾向にあり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人又は信託受託者が賃貸している不動産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人又は信託受託者が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。

D．テナントの獲得競争に係るリスク

通常、運用不動産は、他の不動産とのテナント獲得競争に晒されているため、競合する不動産の新築、リニューアル等の競争条件の変化や、競合不動産の募集賃料水準の引下げ等により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。需給のバランスが崩れた場合や、立地条件や建物仕様等の点で本投資法人の運用不動産に優る競合不動産がある場合、その傾向は顕著になるものと予想されます。

（ト）マスターリースに係るリスク

本投資法人は、その保有する不動産につき、転貸を目的として賃借人（マスターリース会社）に一括して賃貸することがあります。このように、賃借人に運用不動産の一部又は全部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人又は信託受託者は、運用不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなる可能性や退去させられなくなる可能性があります。

また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、賃借人が転貸借契約上の転貸人としての債務の履行を怠った場合には、転借人は賃料不払いをもってこれに対抗することができるため、テナントが賃借人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料不払いをもって対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産から得られる賃料収入にも悪影響を及ぼすこととなります。

一方、賃料固定型マスターリース契約（転借人から賃借人に対する賃料にかかわらず、賃借人の賃料が一定額とされているもの）においては、マスターリース会社の財務状態の悪化等により、マスターリース会社から賃貸人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払いが滞る可能性があります。

（チ）プロパティマネジメント会社、建物管理会社等に係るリスク

一般に、建物の保守管理、テナントの管理を含めた不動産の管理が成功するか否かは、プロパティマネジメント会社等の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、本投資法人においても、管理の良否及びその結果としての収益性の確保について、プロパティマネジメント会社等の業務遂行能力に大きく依拠することになります。本資産運用会社は、プロパティマネジメント会社等を選定するに当たり、運用資産の特性に応じ、その候補業者の管理実績、ノウハウ、信用力及び業務態勢等を慎重に考慮し、十分な能力を持つ業者を選定する方針ですが、選任に係る調査は完全であるとは限らず、選定されたプロパティマネジメント会社等における人的・財産的基盤が優良である保証はありません。仮に選任時点では優良であってもそれが将来にわたって維持されるとの保証もありません。また、プロパティマネジメント会社等は、一般に、本投資法人以外の顧客からもプロパティマネジメント業務等を受託するため、テナントへのリーシング等において、本投資法人と他の顧客との利益相反が生じる場合があります。本投資法人は、プロパティマネジメント業務委託契約や建物管理委託契約において、プロパティマネジメント会社等につき業務解怠又は倒産事由が認められた場合、自ら又は不動産信託受託者に指図して、プロパティマネジメント会社等に対して改善を求め、又はプロパティマネジメント会社等との契約を解除する権利を確保する方針です。しかし、プロパティマネジメント会社等が交代する場合、後任のプロパティマネジメント会社等が選任され、管理業務を開始するまでは、一時的に当該不動産の管理状況が悪化し、本投資法人が損失を被るおそれがあります。なお、本投資法人が不動産信託受益権を保有する場合においてプロパティマネジメント会社等が解任されたときは、不動産信託受託者において、その善管注意義務に従って信託財産たる不動産を一時的に管理することになります。

また、テナントからの賃料が、プロパティマネジメント会社経由で支払われる場合、プロパティマネジメント会社の倒産等により、プロパティマネジメント会社がその時点において収受しこれを不動産信託受託者又は本投資法人に支払う前の賃料を回収することができず、本投資法人が損害を被る可能性があります。

（リ）不動産の運用費用の増加に係るリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用又は備品調達等の管理コストの上昇、修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、運用不動産からの収入がこれに対応して増加すると保証はありません。

（ヌ）建物の毀損・滅失・劣化に係るリスク

建物の全部又は一部は、突発的な事故又は地震、火災や風水害等の天災地変によって、毀損、滅失又は劣化する可能性があります。このような場合には、毀損、滅失した個所を修復するため予期せぬ費用が発生するばかりでなく、一定期間建物が稼働不能となることを余儀なくされ、賃料収入が減少して、費用が増加することで本投資法人が損害を受ける可能性があります。また、完全な修復が行われたか否かにかかわらず、評価額が下落するおそれもあります。さらに、不動産自体に毀損、滅失又は劣化が生じなかった場合においても、電気、ガス、水道等の使用の制限やその他の外部的要因により不動産の不稼働を余儀なくされることで、賃料収入が減少することがあります。

本投資法人は、火災・水害等による損害を補償する火災保険（特約による利益補償としての財産保険、家賃保険を含むことがあります。）又は賠償責任保険等を付保する方針としています。このような複数の保険を組み合わせることによって、予期せざるリスクが顕在化した場合にも、かかる保険による保険金をあててことで、原状回復を行うことが一定程度期待できます。ただし、個々の不動産に関する状況により保険契約が締結されない可能性、保険金の上限額を上回る損害が発生する可能性、保険でカバーされない災害や事故（戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるとは限りません。また、通常の火災保険では地震による火災はカバーされません。）が発生する可能性、又は保険会社が当該保険会社の財務状態の如何にかかわらず保険金を完全に支払わず、若しくは支払が遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により、建物を事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

加えて、天災地変とりわけ広い地域に被害をもたらす大地震が起った場合、本投資法人の運用不動産のうち複数の建物が同時に天災地変の影響を受ける可能性は否定できません。なお、本投資法人はポートフォリオ全体及び個別物件のPML値を基準に、災害による影響と損害保険料等を考慮して地震保険の付保の要否を検討しますが、本書の日付現在、保有資産の全てに関して地震保険は付保していません。そのため、大地震に起因する天災地変により本投資法人の運用不動産に損害が発生した場合、保険契約による填補はなく、本投資法人が悪影響を受けることとなります。

（ル）建築基準法等の規制に係るリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法等の規制に服します。このような規制には建物の構造等自体に関するものと、建築確認申請義務等の手続に関するものがあります。その他、不動産は、様々な規制の下にあり、国の法令に加えて、各地方公共団体の条例や行政規則等による駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等のほか、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、道路指定により敷地面積・容積率が結果として減少することもあります。これらの規制は、随時改正・変更されており、その内容によっては不動産の管理費用等が増加するおそれがあります。

建築時点（正確には建築確認取得時点）においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制の下では不適格になることがあります。本投資法人の取得・保有する不動産等には、現行の法令に一部適合していないものの違法とはならない、いわゆる既存不適格の建物を含む場合があります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建て替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建蔽率・容積率・高度・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替自体が事実上困難となる可能性があります。このような場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がり、その結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。また、建物の構造等が適法であっても手続に不備があった場合には、工事のやり直しを余儀なくされ、関連する費用等が増加して、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

以上のほか、土地収用法（昭和26年法律第219号。その後の改正を含みます。）や土地区画整理法（昭和29年法律第119号。その後の改正を含みます。）のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用、用途、収用、再開発、区画整理等に規制が加えられ、又はその保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し、又は運用不動産の価値が減殺される可能性があります。

さらに、環境保護を目的とする現行法令等又は将来制定・施行される新法令等により、運用不動産について、大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課され、又は義務が強化される可能性があります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

（ヲ）共有物件に係るリスク

不動産を単独で所有している場合に比べ、共有不動産は、法的に様々な側面で制約を伴います。

まず、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有物の変更に当たる行為には共有者全員の合意を要し、変更に当たらない管理は共有者の持分の過半数で決定するものとされています。したがって、特に本投資法人が持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため、他の共有者のかかる権利行使によって、本投資法人の当該不動産の利用が妨げられる可能性があります。

共有不動産を賃貸する場合、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権と解されるおそれがあります。したがって、他の共有者（賃貸人）の債権者が当該共有者の持分の割合を超えて賃料債権全部を差し押さえる可能性があります。また、他の共有者がテナントからの敷金返還債務をその持分の割合に応じて履行しない場合に、本投資法人が敷金全額を返還せざるを得なくなる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた賃料のうち自己の持分に応じた金額の支払や返還した敷金のうち他の共有者の持分に応じた金額の償還を当該他の共有者に請求することができますが、当該他の共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。共有不動産に課税される固定資産税等の公租公課、共有不動産の修繕費、保険料等にも、他の共有者が債務を履行しない場合に付き、同様の問題があります。

また、不動産を共有する場合、他の共有者から共有物の分割請求を受ける可能性があります。現物による分割が不可能である場合又は著しくその価値を損なうおそれのある場合は、本投資法人の意向にかかわらず、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが、合意の有効期間は5年以内とされています。しかも、不動産に関する不分割特約は、その旨の登記をしなければ当該不動産の共有持分の譲受人等第三者に対抗できないことがあります。また、共有者において、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合は、特約があっても、管財人等は分割の請求をすることができます。ただし、共有者は、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます。

共有者は、自己の共有持分を自由に処分することができます。したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の共有者が変更される可能性があります。これに対し、共有者間の協定書等において、共有者が共有持分を処分する場合に他の共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手続の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその共有持分を処分する際に制約を受けることになります。

また、他の共有者の共有持分に抵当権又は根抵当権が設定された場合には、共有物の分割がなされても、共有されていた不動産全体について、当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、本投資法人の共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、分割後の本投資法人の運用不動産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

以上のとおり、共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、すでに述べた流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

（ワ）区分所有建物に係るリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（建物の躯体、エントランス部分等）から構成されます。区分所有建物の場合、建物及びその敷地（以下「区分所有物件」といいます。）の管理及び運営は、区分所有法の規定に従い、また、区分所有者間で定められる管理規約その他の規則（以下「管理規約等」といいます。）がある場合にはこれに服します。管理規約は、原則として、区分所有者数及びその議決権（管理規約に別段の定めのない限り、区分所有者の所有する専有部分の床面積の割合）の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません。なお、建替決議等においてはさらに多数決の要件が加重されています。運用不動産が区分所有物件の一部である場合、本投資法人単独では上記決議要件を満足することが難しいため、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

さらに、他の区分所有者が自己の負担すべき区分所有建物の共有部分に係る公租公課、修繕費又は保険料等の支払又は積立を履行しない場合、本投資法人が運用不動産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。これらの場合、本投資法人は、他の区分所有者に係る立替払金の償還を請求することができ、かかる請求権については区分所有法により担保権（先取特権）が与えられていますが、当該他の区分所有者の資力の如何によっては、償還を受けることができない可能性があります。

各区分所有者は、自己の所有する専有部分を自由に処分することができます。したがって、本投資法人の意向にかかわらず他の区分所有者が変更される可能性があります。これに対し、管理規約等において、区分所有者が専有部分（所有権の共有持分その他の敷地利用権（以下に定義します。）を含みます。）を処分する場合に他の区分所有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手續の履践義務等が課されている場合があります。この場合には、本投資法人の知らない間に他の区分所有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人が専有部分を処分する際に制約を受けることになります。

また、各区分所有者は、自己の所有する専有部分を自由に賃貸し、その他使用収益することができます。また、他の区分所有者による建物への変更工事や内装の変更等により、本投資法人の専有部分を含む建物全体が建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）（以下「消防法」といいます。）その他の法令や条例等に違反する状態となる可能性があります。本投資法人の運用不動産である専有部分の価値や収益は、このような他の区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利（所有権の共有持分等）を敷地利用権といいますが、区分所有法は、原則として、専有部分と敷地利用権を分離して処分することを禁止し、不動産登記法（平成16年法律第123号。その後の改正を含みます。）は敷地権の登記の制度を用意しています。しかし、敷地につき、敷地権の登記がなされていない場合には、専有部分と敷地利用権を分離して処分されたときに、その処分の無効を善意の第三者に主張することができません。また、区分所有建物の敷地が数筆の土地であり、各区分所有者が、これらの土地の一部について、単独で敷地利用権を有している場合（いわゆる分有形式）には、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが可能とされています。分離処分がなされると、区分所有物件を巡る権利関係が複雑になるため、すでに述べた不動産に係る流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

（カ）底地物件に係るリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件の場合には特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合には借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）第4条）。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合には投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借

地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料の改定により賃料が減額された場合、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

（ヨ）借地権に係るリスク

本投資法人は、借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物（以下「借地物件」といいます。）に投資することがありますが、借地物件は、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶されることがあり、また、借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法又は借地借家法等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が速やかに得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払を要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で借地物件を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を支払うこともあり得ますが、借地を明け渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

（タ）開発物件に係るリスク

本投資法人は、原則として、取得時点において稼働している物件に投資を行います。しかし、将来、資産運用ガイドラインに定める投資方針に従って、竣工後に不動産等を取得するために予め開発段階で当該不動産等の売買契約等を締結する可能性があります。かかる場合、すでに稼働中の物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、a) 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見されることがあり、これらが開発の遅延、変更又は中止の原因となる可能性、b) 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行により、開発が遅延、変更又は中止される可能性、c) 開発コストが当初の計画を大きく上回る可能性、d) 天災地変により開発が遅延、変更又は中止される可能性、e) 行政上の許認可手続により開発が遅延、変更又は中止される可能性、f) 開発過程において事故が生じる可能性、g) 竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込みどおりの賃貸事業収益を得られない可能性、h) その他予期せぬ事情により開発が遅延、変更又は中止される可能性等の固有のリスクがあります。これらの結果、開発中の物件からの収益が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があり、そのため本投資法人の収益等が重大な悪影響を受ける可能性があります。

（レ）有害物質に係るリスク

土地については、一般的に産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性や利用する地下水に有害物質が含まれている可能性は否定できず、かかる有害物質が埋蔵又は含有されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替や浄化等が必要となる場合には、予想外の費用が発生する可能性があります。さらに、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は不動産信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負担する可能性があります。

土壌汚染等に関しては、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）に規定する特定有害物質に係る一定の施設を設置していた場合や土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、その土地の所有者、管理者又は占有者等は、かかる汚染の状況について調査報告を命じられ、又は当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命じられることがあります。この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は支出を余儀なくされた費用についてその原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、建物について、一般的に建材等にアスベスト、PCBその他の有害物質を含む建材又は設備が使用され、又は過去に使用されていた可能性があります。かかる場合には、当該建物の価値が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合には予想外の費用が発生する可能性があります。さらに、有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接的に又は不動産信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負担する可能性があります。

また、環境関連法令につき、将来不動産に関して規制が強化され、不動産の所有者に大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務が課され又は無過失責任を問われることとなる可能性があります。

（ソ）不動産の所有者責任に係るリスク

土地の工作物（建物を含みます。）の設置又は保存に瑕疵があり、そのために第三者に損害を与えた場合には、第一次的にはその占有者、そしてその占有者が損害の発生を防止するに必要な注意を行っていた場合には、その所有者が損害の賠償義務を負うとされ、この所有者の義務は無過失責任とされています。したがって、本投資法人の運用不動産の設置又は保存に瑕疵があり、それを原因として、第三者に損害を与えた場合には、直接又は不動産信託受託者を通じて間接的に、本投資法人が損害賠償義務を負担するおそれがあります。

本投資法人は、運用不動産に関し、賠償責任保険その他の適切な保険を付保する方針ですが、保険契約に基づいて支払われる保険金の上限額を上回る損害が発生しないとの保証はなく、また、保険事故が発生した場合に常に十分な金額の保険金が適時に支払われるとの保証はありません。

（ツ）テナント集中に係るリスク

本投資法人の運用資産である不動産が単一又は少数のテナントに賃貸される場合、テナントの営業状況、財務状況の悪化等による賃料支払の遅延や物件からの退去が、本投資法人の収益等に影響を与える可能性があります。また、単一又は少数のテナントに賃貸される物件からかかるテナントが退去した場合には、稼働率が急激に低下し、他のテナントを探して稼働率を回復させるのに時間を要する可能性があり、場合によっては賃貸条件の緩和を求められ、かかる期間の長期化又は賃貸条件の悪化により、本投資法人の収益、当該不動産の価値等が悪影響を受ける可能性があります。

（ネ）テナント等による不動産の使用に基づく価値減損に係るリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力を勘案のうえ、賃貸借契約を締結するか否かを決定し、また、締結後も、プロパティマネジメント会社を通じてその利用状況を管理していく所存ですが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、また、本投資法人の承諾なしにテナントによる転貸借や賃借権の譲渡がなされるおそれもあります。また、一部のテナントの属性により、又は、一定の反社会的勢力が賃貸人の承諾なくして建物の一部を占拠する場合等に、当該運用不動産が全体として悪影響を受けることがあります。このような場合には、本投資法人は、直ちにこれに対応する所存ですが、当該運用不動産の価値が減損し、本投資法人の収益に悪影響が及ぶおそれがあります。

また、テナントによる建物への変更工事、内装の変更等により建物が建築基準法、消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人がその改善のための費用を負担することを余儀なくされる可能性があります。

（ナ）売主の倒産等の影響に係るリスク

本投資法人が不動産等を取得した後に、売主について破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の倒産手続が開始された場合、当該不動産等の売買契約又はその対抗要件具備行為は、倒産した売主の管財人等により否認される可能性があります。この場合、当該不動産等は、破産財団等に取り戻される一方で、本投資法人が売主に支払った売買代金等の返還請求権は、倒産手続における平等弁済の対象となり、著しく低い金額しか回収できないことがあります。倒産手続が開始されない場合であっても、売主の財務状況が劣悪である場合には、当該不動産等に係る売買契約が当該売主の債権者により詐害行為を理由に取り消される可能性があります。

また、いわゆる真正売買の問題として、裁判所又は管財人等が、本投資法人を買主とする売買取引を、その実質に従い又はその他の理由により、担保付融資取引の性質を持つ取引であると法的に評価し、その結果、当該不動産等がなおも売主（倒産手続であればその財団等）に属すると判断することがあります。この場合には、本投資法人は、あたかも当該不動産等についての担保権者であるかのように取り扱われ、担保権（とみなされた権利）の行使に対する制約を受けることとなります。特に、会社更生手続では、担保権の実行は会社更生手続に従って行われて、弁済金額が切下げられることとなり、担保権の実行を手続外で行える破産手続等に比較して、本投資法人はより大きな損害を受けるおそれがあります。

また、上記否認の問題は、売主の前所有者（本投資法人から見て前々所有者）が倒産した場合にも生じ得ます。すなわち、本投資法人が、不動産等を取得した際に、前所有者である売主が前々所有者から否認を主張される原因があることを認識していた場合には、かかる否認の効力が転得者である本投資法人にも及ぶことになります。

以上のとおり、本投資法人又はその売主の売買契約が否認され、詐害行為取消権の行使を受け、又は真正売買性が否定された場合には、本投資法人に損害が生じるおそれがあります。

本投資法人においては、売主等の財務状況等も十分に検討した上で投資を決定しますが、売主又はその前所有者に関する正確な財務情報が入手できる保証はなく、上記リスクが現実化するおそれは否定できません。

（ウ）不動産の売却における制限に係るリスク

不動産等の売却については、前記のとおり他の区分所有者や共有者によって契約上その処分について制限が課されることがあるほか、賃貸借契約において賃借人に対し賃貸借契約期間中は売却をしない旨や土地と建物を分離譲渡しない旨を約したり、第三者に売却する前に賃借人に対して買取りについての優先交渉権を与えたりする場合があります。そのような場合、不動産市場の動向を見ながら最も有利な条件で売却することが難しくなり、本投資法人は、通常であれば得ることができる利益を得ることができなくなるおそれがあります。

（ム）不動産の売却に伴う責任に係るリスク

本投資法人が運用不動産を売却した場合に、当該運用不動産に物的又は法律的な瑕疵があるために、法律の規定に従い、瑕疵担保責任を負う可能性があります。特に、本投資法人は、宅地建物取引業法上みなし宅地建物取引業者となりますので、買主が宅地建物取引業者でない場合には、瑕疵担保責任を排除することが原則としてできません。

また、法律の規定以外にも、売買契約上の規定に従い、物件の性状その他に関する表明保証責任や瑕疵担保責任を負う可能性があります。

これらの法律上又は契約上の表明保証責任や瑕疵担保責任を負う場合には、買主から売買契約を解除され、あるいは、買主が被った損害の賠償をしなければならず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予定外の出費を強いられる場合があります。

（ウ）フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産等を取得するに当たり、いわゆるフォワード・コミットメント等（先日付の売買契約であって、契約締結から1ヶ月以上を経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約）を行うことがあります。不動産売買契約においては、買主の事情により解約された場合には不動産等売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることが少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金の支払いにより、本投資法人の財務状態が悪化する可能性があります。

（エ）ホテルに係るリスク

本投資法人はホテルに投資することがありますが、運用不動産がホテルの場合、経済の動向や他のホテルとの競合に伴いホテルの収益力が減退するときには、テナントがホテル営業の撤退・縮小を余儀なくされることがあります。既往テナントが退去した場合、構造の特殊性からテナントの業態を大きく変更することが困難であることが多く、また、ホテルは装置産業としての性格が強く、運営に当たり高度な知識が要求されることから、代替テナントとなりうる者が少ないため、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、又は代替テナントを確保するために賃料水準を下げざるを得なくなることがあり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

不動産信託受益権に係るリスク

本投資法人は、不動産、不動産の賃借権又は地上権を主な信託財産とする不動産信託受益権を取得します。この場合、不動産信託受託者が不動産の名義上の所有者（又は地上権者若しくは賃借人）となり、信託受益者である本投資法人のために不動産を管理、運用、処分します。信託受益者である本投資法人は、不動産信託受託者に指図することによりその運用方針に従った運用を行うこととなります。不動産を直接所有する場合と不動産信託受益権を保有する場合とでは、税務上の取扱い、資産を担保提供する方法等に違いがあります。不動産信託受益権を取得する場合、本投資法人は、以下のような不動産信託受益権特有のリスクを負います。

なお、以下、2007年9月30日施行の信託法（平成18年法律第108号）を「新信託法」といい、従前の信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）（以下「信託法整備法」といいます。）による改正は含みません。）を「旧信託法」といい、信託契約等に別段の定めがない限り、2007年9月30日より前に効力を生じた信託については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます（信託法整備法第2条）。

（イ）信託受益者として負うリスク

信託受益者とは、信託の利益を享受する者とされ、信託の収益は、信託交付金等の形で信託受益者に引渡され、信託が終了するときは信託財産全てが交付されます。他方で、旧信託法の下では、信託財産に関する租税、不動産信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等（以下「信託費用等」といいます。）は、最終的に信託受益者が負担することになっています。

すなわち、旧信託法の下では、信託受益者は、名義上は信託財産の所有者ではありませんが、信託財産に係る経済的利益及び損失の最終的な帰属主体といえます。したがって、不動産信託受益権を保有する場合も、不動産そのものを所有する場合と同様に不動産に係るリスクを負うこととなります。また、旧信託法の下では、信託受託者は、信託事務の遂行に関して被った損害につき、信託財産から支弁を受け又は受益者にその賠償を請求することができます。信託受託者は、かかる信託費用支払いの担保として信託財産を留置することができますほか、信託費用未払いの場合には信託財産である不動産を売却することができます。このため、信託財産からの支弁又は受益者に対する請求がなされた場合、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託費用等は、不動産信託受託者が信託財産から償還・賠償を受けることができ、最終的に信託受益者が負担することになっています（新信託法第48条、第53条等）。また、信託受益者と不動産信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し不動産信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあり（新信託法第48条第5項、第54条第4項等）、その場合においても本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

（ロ）不動産信託受益権の流動性に係るリスク

本投資法人が不動産信託受益権を運用資産とする場合において、不動産信託受託者を通じて信託財産たる不動産を処分する場合には、前記の不動産の流動性に係るリスクが存在します。

また、不動産信託受益権を譲渡しようとする場合には、通常、不動産信託受託者の事前の承諾を要求されます。さらに、不動産信託受益権は、金融商品取引法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては指名債権譲渡と同様の譲渡方法によるため、対抗要件としては、不動産信託受託者への確定日付のある通知又は承諾が必要となります（新信託法第94条）。したがって、不動産信託受益権は、上場有価証券等と比較すると流動性は極めて低いものといえます。

（ハ）不動産信託受託者の破産等の倒産手続に係るリスク

不動産信託受託者につき破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産手続が開始された場合における信託財産の取扱いに関しては、旧信託法の下では、明文の規定はないものの、同法の諸規定や信託財産の独立性の観点から、信託財産は破産財団、再生債務者又は更生会社の財産その他不動産信託受託者の固有財産に帰属すると解釈される可能性は、極めて小さいものと考えられていました。新信託法においては、信託財産は不動産信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています（新信託法第25条第1項、第4項及び第7項）。ただし、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された財産について信託の公示（信託の登記）が必要とされます。金銭のように公示方法がないものが信託財産である場合には、取り戻せない可能性があります。

（二）不動産信託受託者の信託違反に伴うリスク

不動産信託受託者は、信託業務を行うに当たり、信託受益者に対して忠実義務及び善管注意義務を負い、信託受益者を害するおそれのある一定の行為を行ってはならないものとされています。しかし、不動産信託受託者が、かかる義務又は信託契約上の義務に反して信託財産である不動産を処分すること、又は信託財産である不動産を引当てとして何らかの債務を負うこと等がないとはいいきれず、これらの場合には、不動産信託受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、旧信託法及び新信託法は、信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を信託受益者に認めていますが、処分の相手方が善意無重過失の場合など、常にかかる権利の行使により損害を回復できるとは限りません。

（ホ）不動産信託受益権の準共有等に係るリスク

不動産信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。旧信託法の下では、所有権以外の財産権の準共有については、所有権の共有に関する規定が可能な限り適用されます（民法第264条）。新信託法の下では信託受益者が複数の場合の意思決定の方法に関する明文規定があり（新信託法第105条以下）、不動産信託受益権が準共有されている場合にもかかる規定の適用があるものと解されるため、所有権の共有に関する民法の規定に優先してかかる規定がまず適用されます。

旧信託法及び新信託法いずれの下でも、準共有者は、不動産信託受託者の承諾を得ることを条件として、自己の準共有持分を自己の判断で処分することができ、この点につき不動産の準共有の場合と同様のリスクがあります。また、準共有者間で別段の定めをした場合及び信託契約において意思決定の方法が定められている場合を除き、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。不動産信託受益権の準共有者が不動産信託受託者に対して有する信託交付金の請求権及び不動産信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は、別段の合意のない限り、この点につき不動産が共有されている場合と同様のリスクがあります。

会計・税制に係るリスク

本投資法人には、以下のような会計及び税制に関するリスクが存在します。本投資法人は、本投資法人の会計処理に関する助言を専門家に継続的に依頼して、税制についての情報や現行の税制についての税務当局の見解を収集して、できる限り事前に対応をする体制を取っています。

（イ）減損会計の適用に関するリスク

「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、2005年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されたことに伴い、本投資法人においても、第1期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。

「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用不動産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の業績は悪影響を受ける可能性があり、また、税務上は当該不動産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、後記「（ハ）過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク」に記載のリスクにも影響を与える可能性があります。

（ロ）導管性要件に係るリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い 投資法人の税務（イ）配当等の損金算入」をご参照下さい。

（ハ）過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク

導管性要件のうち、配当可能利益の額あるいは配当可能額の90%超の分配を行わなければならないとする要件（以下「支払配当要件」といいます。）においては、投資法人の会計上の利益を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされています。したがって、会計処理と税務上の取扱いの差異等により過大な税負担が発生した場合（一時差異等調整引当額の増加額に相当する利益超過分配を行うことで、かかる課税を回避又は軽減できる可能性があります。）には、この要件を満たすことが困難となる場合があります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配可能額等に悪影響をもたらすことがあります。

（ニ）導管性要件が満たされなくなるにより、次営業期間以降も通常の法人税率により課税が行われるリスク

本投資法人において、導管性要件を満たさないこととなる場合、支払配当額が法人税の課税所得の計算上損金不算入となるため、会計上の利益と税務上の課税所得の間に大幅な乖離が生じる可能性があります。このような一営業期間における会計上の利益及び税務上の課税所得の大幅な乖離は、その乖離から生じた営業期間以降の支払配当要件へも影響を及ぼすこととなる場合があります。すなわち、本投資法人の租税債務が発生することにより、次営業期間以降も支払配当要件を満たすことが困難となり、通常の法人と同様に法人税の課税を受けることとなり、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

（ホ）利益が計上されているにもかかわらず資金不足により配当が十分にできないリスク

本投資法人において利益が生じているにもかかわらず金銭の借入れ又は投資法人債の発行に際しての財務制限条項上、一定額を内部留保しなければならない等、配当原資となる資金が不足する場合は、借入金や資産の処分により配当原資を確保する場合があります。しかしながら、導管性要件に基づく借入先の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の金額が配当可能利益の額又は配当可能額の90%超とならない可能性があります。かかる場合、利益の配当額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

（ヘ）配当後の留保利益に対して通常の法人税等が課税されるリスク

利益配当前当期利益から利益配当額を控除した後の当期利益に係る課税所得に対しては、通常の法人と同様に法人税等の課税が行われますので、利益の配当等の損金算入規定が適用されたとしてもこれが課税所得額の100%に相当しない場合には、投資法人として税負担が生じ、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

（ト）税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

（チ）不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合が100分の75以上となるように資産運用を行うこと（規約第27条第4項）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、不動産を取得する場合の登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

（リ）同族会社に該当するリスク

導管性要件のうち、事業年度終了時に同族会社に該当していないこと（発行済投資口の総口数等の50%超が上位1位の投資主グループ等によって保有されていないこと）とする要件については、本投資証券が市場で流通することにより、本投資法人の意思にかかわらず、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入することができなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

- （ヌ）投資口の発行価額の総額のうち国内において保有される投資口の発行価額に占める割合が100分の50を超えないこととなるリスク

本投資法人は、規約において投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものと定めていますが、募集終了後に投資口が市場で流通することにより、本投資法人の意図にかかわらず、結果として国内投資主の保有割合が100分の50超ではなくなる可能性があります。

- （ル）借入に係る導管性要件に関するリスク

導管性要件のひとつに、借入れを行う場合には租税特別措置法第67条の15第1項第1号口（2）に規定する機関投資家のみから行うべきという要件があります。したがって、本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又は、保証金若しくは敷金等の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないことになります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらすことがあります。

- （ロ）投資口を保有する投資主数に関するリスク

導管性要件のひとつに、事業年度末において投資法人の投資口が租税特別措置法第67条の15第1項第1号口（2）に規定する機関投資家のみにより保有されること、又は50人以上の投資家に保有されることという要件があります。しかし、本投資法人は投資家による投資口の売買をコントロールすることができないため、本投資口が50人未満の投資家に保有される（機関投資家のみにより保有される場合を除きます。）こととなる場合においては、導管性要件を満たせないことになります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

- （ワ）法令の解釈・改正に関するリスク

上記の各種軽減措置は比較的新しいものであるため、未だ解釈・運用の固まっていない部分も多く、そのため、本投資法人の要件充足の努力にもかかわらず、後にそれが否認される可能性のあることは否定できません。また、これらに関して将来法令が改正され、その結果、予定していた軽減措置の享受を継続できなくなる可能性のあることも否定できません。

- （カ）一般的な税制の変更に係るリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

- （イ）本投資法人の資金調達（金利環境）に係るリスク

投資口の追加発行、資金の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で投資口の追加発行、資金の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が資金借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該資金の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられる可能性や規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配等に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ロ）匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行います。しかしながら、かかる匿名組合出資持分の裏付資産である不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合、意図されない課税が生じた場合、営業者が保有する資産が想定した価格で売却できない場合（当該資産について、営業者に対する債権者による担保権の実行が行われる場合を含みます。）等には、当該匿名組合出資持分より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により、収益が低下し、又は投資金額を回収出来ない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されている場合があり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難な場合があります。さらに、匿名組合出資持分への投資は、営業者が保有する物件に係る優先交渉権の取得を目的として行われることがあります。かかる優先交渉権により当該物件を取得できる保証はありません。

（２）投資リスクに関する管理体制

上記の様々なリスクに鑑み、本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関し、以下の検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。本投資法人及び本資産運用会社は可能な限り、本投資証券又は本投資法人債券への投資に関するリスクの発生回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、これらの措置が結果的に十分な成果を収めるとの保証はありません。

本投資法人の体制

本投資法人は、３ヶ月に１回以上の頻度で役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び本資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を受けます。この報告系統を通じ、本資産運用会社又はその利害関係人等から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。また、本資産運用会社の利害関係人等との取引については、本資産運用会社が定める自主ルールに従ってなされ、本投資法人の役員会に報告されるべきこととされており、また一定の場合にはあらかじめ本投資法人の役員会の承認を得て初めて取引を実行することができることとされており、利益相反等に係るリスクの管理に努めています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、本資産運用会社から各種報告を受ける権利及び本資産運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、本資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、内部者取引管理規則を定めて、役員によるインサイダー取引の防止に努めています。

本資産運用会社の体制

本投資法人の委託を受けた本資産運用会社では、以下のような重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じて、投資運用に係るリスクその他のリスク等について、各リスクの内容と程度に合わせて、必要・適正なレベルで、複数の検証システムによる管理を行っており、重要な事項は取締役会に報告されています。

まず、本資産運用会社は、オフィス本部において、資産の取得又は処分に伴う各種リスク（主に不動産の瑕疵に係るリスク、共有物件に係るリスク、開発物件に係るリスク、有害物質に係るリスク、売主の倒産等の影響に係るリスク）、資産の運用管理に伴う各種リスク（主に不動産から得られる賃料収入に係るリスク、建物の毀損・滅失・劣化に係るリスク、不動産の所有者責任に係るリスク）及び本投資法人の資金調達等に関する各種リスクについて管理を行います。これらのリスク管理に加え、代表取締役社長及びリスク管理統括者（コーポレート本部長）の下で、リスク管理部が、全社的な立場から本資産運用会社のリスク管理態勢の仕組みを構築すると共に、その整備状況及び運用状況の確認・改善業務を統括します。

次に、本資産運用会社は、投資方針・基準、運用管理方針・基準、予決算、資金調達及び資産の取得・処分・運用管理に関するポートフォリオ全体の総合的なリスクを、資産運用検討委員会において検証・議論し、また同時にそれらのリスクに対する対応策を決定しています。

さらに、COO（最高執行責任者）を委員長とし、社長、副社長、本部長、リスク管理部長、コンプライアンス管理室長及び経営企画室長を常任委員として構成されるリスク管理委員会が、原則として２か月に１度開催され、資産運用検討委員会に係属する事項以外のリスクについて適時に把握、検討し、必要な対応策及び管理方針を策定する体制にあります。

常勤監査役は、資産運用検討委員会及びリスク管理委員会のそれぞれに出席し、意見を述べるすることができます。内部監査室長は、リスク管理委員会に出席し、意見を述べるすることができます。なお、各委員会の概要については、前記「１ 投資法人の概況 （４）投資法人の機構 投資法人の運用体制」をご参照下さい。

また、内部監査室は、全社及び各本部・部・室におけるリスク管理の状況について、内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施します。本資産運用会社では、上記各体制に加えて、コンプライアンス管理室による法令等遵守に対する点検の確認、利害関係者との利益相反行為の有無の確認、さらには社内規程との整合性の確認など網羅的な内部牽制により、常勤監査役との連携を図りながらリスク管理体制の充実と実効性の向上を図っています。

また、利害関係者との取引等に関しては、本資産運用会社の社内規程（自主ルール）として、利害関係者取引規程を定め、これを遵守することにより、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が本投資法人に対して負

う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめる体制を取っています（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 （2）投資法人の資産運用に係る自主ルール（利益相反対策ルール）」をご参照下さい。）。

このように、投資リスクに対しては、本投資法人及び本投資法人から委託を受けた本資産運用会社の重層的かつ相互牽制的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、最大限の効果の発揮に努めています。

以上のように、本投資法人及び本資産運用会社は投資リスクに関する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資主若しくは投資法人債権者に損失が生ずるおそれがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条第1項）、該当事項はありません。ただし、本投資法人は投資主との合意により本投資口を有償で取得することができる旨を規約に定めており（規約第5条第2項）、この場合、所定の手数料が課されることがあります。

（３）【管理報酬等】

以下は、本書の日付現在の状況です。

役員報酬（規約第18条）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします。

（イ）執行役員の報酬は、1人当たり月額80万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

（ロ）監督役員の報酬は、1人当たり月額50万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

（注）本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員、監督役員又は会計監査人（以下、本注記において「役員等」といいます。）の損害賠償責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要を認めるときは、当該役員等の損害賠償責任を、役員会の決議によって、法令の限度において免除することができるものとします（規約第19条）。

本資産運用会社への支払報酬（規約第36条）

本投資法人は、本資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、本資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。委託業務報酬は、運用報酬ⅠからⅣまでからなり、その計算方法及び支払の時期は以下のとおりです。委託業務報酬の支払いに際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、本資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払うものとします。

（イ）運用報酬

本投資法人の直前の決算期における貸借対照表（投信法第131条の承認を受けたものに限り、）に記載された総資産額に、0.2%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬とします。

運用報酬は、その半額を本投資法人の決算期までに支払い、残額については本投資法人の決算期後3ヶ月以内に支払うものとします。

（ロ）運用報酬

本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬 控除前の分配可能金額に5.0%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を運用報酬とします。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して計算される税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとします。

運用報酬は、本投資法人の当該営業期間に係る決算期後、3ヶ月以内に支払うものとします。

（ハ）運用報酬

本投資法人が運用資産として新たに不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産を取得した場合、当該不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の取得価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用等を除きます。）に、1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬とします。ただし、本投資法人が資産運用会社と締結した資産運用委託契約に規定する利害関係者から取得した場合は、当該不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の取得価額に0.5%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬とします。

運用報酬は、当該不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の取得が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとします。

(二) 運用報酬

本投資法人が運用資産である不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産を譲渡した場合、当該不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の譲渡価額（ただし、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用等を除きます。）に、1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬とします。ただし、本投資法人が資産運用会社と締結した資産運用委託契約に規定する利害関係者に対して譲渡した場合は、当該不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の譲渡価額に0.5%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬とします。

運用報酬は、当該不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の譲渡が行われた日（所有権移転等の権利移転の効果が生じた日）の属する月の翌月末までに支払うものとします。

(ホ) 運用報酬

本投資法人が合併した場合、当該合併の相手方が保有する不動産又は主として不動産を裏付けとする特定資産の合併時における評価額に、1.0%を上限として本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満切捨て）を、運用報酬とします。

運用報酬は、当該合併の効力発生日の属する月の翌月末までに支払うものとします。

一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者である三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 計算に関する事務

(ロ) 会計帳簿の作成に関する事務

(ハ) 納税に関する事務

(二) 本投資法人の役員会及び投資主総会の運営に関する事務（投資主総会関係書類の発送、議決権行使書面の受理、集計に関する事務を除きます。）

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A．本投資法人は、下表に基づき計算された額を上限とする業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。ただし、別表に定めのない業務に対する業務手数料は、協議の上決定します。

手数料金額は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産総額及び未処分利益額に応じて算出した金額とします。

各計算対象月	各前月末時点における本投資法人の貸借対照表又は合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.09%÷12
--------	---

なお、計算対象月における一般事務受託者の委託業務日数が1ヶ月に満たない月の月額手数料については、当該月における一般事務受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。

B．一般事務受託者は、本投資法人の計算期間毎に、上記A．に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算の上本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払います。

投資法人債に関する一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社みずほ銀行（以下「投資法人債に関する一般事務受託者」といいます。）に対して、2016年5月23日に発行したMCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、2017年5月29日に発行したMCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）並びに2018年5月29日に発行したMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関する発行代理人事務、支払代理人事務、元利金支払取りまとめ事務及び投資法人債原簿関係事務等を委託しています。

本投資法人は、財務及び発行・支払代理契約に従い、上記の業務に対して以下のとおり投資法人債に関する一般事務受託者に報酬を支払います。

(イ) 本投資法人は、元利金支払手数料として、投資法人債に関する一般事務受託者を經由して、MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無

担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の投資法人債権者に元金支払を行った口座管理機関又は投資法人債に関する一般事務受託者に対し、以下のとおり計算された手数料並びに当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税を支払うものとします。

A.元金支払の場合 元金の10,000分の0.075

B.利金支払の場合 元金の10,000分の0.075

- （ロ）本投資法人は、発行代理人業務及び支払代理人業務の委託に関する手数料として、MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については金610万円を、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については金960万円を、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については金590万円を、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については金980万円を、MCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については金700万円をそれぞれ支払うものとし、さらに当該各手数料に賦課される消費税及び地方消費税を投資法人債に関する一般事務受託者に支払うものとします。なお、当該各手数料並びに消費税及び地方消費税は、2016年5月23日にMCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の払込金から、2017年5月29日にMCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の払込金から、2018年5月29日にMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の払込金から、控除する方法により支払われました。

投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「投資主名簿等管理人」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

- （イ）投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに附属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が投資主名簿等管理人に別途委託するものに限りま。）
- （ロ）上記（イ）に定めるほか、以下の帳簿その他の投信法及び内閣府令の規定により作成及び保管しなければならない帳簿書類の作成、管理及び備置に関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。）
- A.分配金利益明細簿
- B.投資証券台帳
- C.投資証券不発行管理簿
- D.投資証券払戻金額帳
- E.未払分配利益明細簿
- F.未払払戻金明細簿
- （ハ）投資口の名義書換、質権の登録又は抹消
- （ニ）振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- （ホ）投資主等の氏名及び住所の登録並びに変更の登録に関する事務
- （ヘ）上記（イ）から（ホ）までに掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- （ト）投資主総会招集通知の発送及び議決権行使書又は委任状の作成及び集計に関する事務
- （チ）投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務
- （リ）投資主等からの照会に対する応答に関する事務
- （ヌ）投資口の統計資料並びに法令又は契約にもとづく官庁、金融商品取引所、保管振替機関等への届出又は報告のための資料の作成に関する事務
- （ル）投資口の発行、投資口の併合・分割に関する事務その他本投資法人が臨時に指定する事務
- （ヲ）投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務
- （ワ）投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付に関する事務（上記（イ）から（ワ）までの事務に関連するものに限りま。）
- （カ）上記（イ）から（ワ）までに掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務
- （ヨ）投資主等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。その後の改正を含みます。）（以下「番号法」といいます。）に定義する個人番号（以下「個人番号」といいます。））及び法人番号（番号法に定義する法人番号）の収集及び登録に関する事務
- （タ）投資主等の個人番号及び法人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
- （レ）上記（イ）から（タ）までに掲げる事項に付随する事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A．本投資法人は、委託事務代行の対価として投資主名簿等管理人に対し、下表に掲げる手数料を上限として別途合意する金額を支払います。ただし、下表に定めのない事務（新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務又は解約に関する事務等）に対する手数料は、協議の上決定します。

項目	手数料	対象事務
投資主名簿管理料 （基本料）	1．月末現在の投資主 1 名につき下記段階により区分 計算した合計額の 6 分の 1（月額） 5,000名まで 390円 10,000名まで 330円 30,000名まで 280円 50,000名まで 230円 100,000名まで 180円 100,001名以上 150円 ただし、月額最低額を220,000円とします。 2．月中に失格となった投資主 1 名につき55円	投資主名簿の保管、管理に関する事務 決算期日における投資主確定並びに投資 主リスト、統計諸資料の作成に関する事 務 分配金振込指定投資主の管理に関する事 務 上記（口）に定める法定帳簿の作成、 管理及び備置
分配金計算料	1．投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合 計額 5,000名まで 120円 10,000名まで 105円 30,000名まで 90円 50,000名まで 75円 100,000名まで 60円 100,001名以上 50円 ただし、1 回の最低額を350,000円とします。 2．振込指定分 1 投資主につき130円加算	分配金の計算、分配金支払原簿の作成、 領収証又は振込通知の作成、振込票又は 振込磁気テープの作成、支払済領収証の 整理集計、支払調書の作成、特別税率及 び分配金振込適用等の事務
分配金支払料	1．分配金領収証 1 枚につき500円 2．月末現在未払投資主 1 名につき 5 円	取扱（払渡）期間経過後の分配金の支払 事務 未払投資主の管理に関する事務
諸届受理料	諸届受理 1 件につき250円	住所変更、商号変更、代表者変更、改姓 名、常任代理人等の投資主名簿の記載の 変更を要する届出及び事故届、改印届、 分配金振込指定書の受理並びに特別税率 及び告知の届出の受理に関する事務

項目	手数料	対象事務
個人番号関係手数料	1．振替投資口に係る個人番号の登録 1 件につき250円 2．非振替投資口に係る個人番号の登録 1 件につき550円 3．個人番号の保管月末現在 1 件につき月額 5 円	個人番号の収集及び登録に関する事務 個人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
諸通知封入発送料	1．封入発送料 (1) 封書 定型サイズの場合 封入物 2 種まで 1 通につき25円 1 種増すごとに 5 円加算 ただし、定形サイズでも追加手封入がある場合には、追加手封入 1 通につき15円加算 定形外サイズ又は手封入の場合 封入物 2 種まで 1 通につき45円 1 種類増すごとに15円加算 (2) はがき 1 通につき15円 ただし、1 回の発送につき最低額を50,000円とします。 2．書留適用分 1 通につき30円加算 3．発送差止・送付先指定 1 通につき200円 4．振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合 封入物 2 種と見做し、照合料15円を加算 5．ラベル貼付料 1 通につき 5 円 6．共通用紙作成料 （本料率を適用する場合、帳簿用紙印刷費は調製費に代えて用紙代を請求します） (1) 議決権行使書（委任状）用紙、行使勧誘はがき等（用紙の両面に印刷するもの） 1 枚につき 2 円 ただし、共通用紙から一部仕様変更した場合は 1 枚につき 2 円加算（議決権行使書（委任状）用紙の仕様変更は最低額60,000円とします） (2) 分配金計算書、宛名台紙等（用紙の片面に印刷するもの） 1 枚につき 1 円 ただし、共通用紙から一部仕様変更した場合は 1 枚につき 2 円加算	投資主総会招集通知状、同決議通知状、議決権行使書（委任状）、資産運用報告書、分配金領収証等投資主総会関係書類の封入発送事務 共通用紙等の作成事務
返戻郵便物整理料	返戻郵便物 1 通につき250円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、資産運用報告書等の返戻郵便物の整理、再発送に関する事務
議決権行使書（委任状）作成集計料	1．議決権行使書（委任状）作成料 作成 1 枚につき18円 議決権行使書（委任状）集計料 集計 1 枚につき50円 ただし、1 回の集計につき最低額を100,000円とします。 2．投資主提案による競合議案がある場合 1 通につき50円加算 3．不統一行使分 1 通につき50円加算	議決権行使書（委任状）の作成、提出議決権行使書（委任状）の整理及び集計の事務

項目	手数料	対象事務
証明・調査料	発行異動証明書 1 枚、又は調査 1 件 1 名義につき 1,600円 発行残高証明書 1 枚、又は調査 1 件 1 名義につき 800円	分配金支払い、投資主名簿記載等に関する 証明書の作成及び投資口の取得、異動 （譲渡、相続、贈与等）に関する調査資 料の作成事務
振替制度関係手数料	1．総投資主通知に関するデータ受送料 総投資主通知受送料 投資主 1 名 1 件につき100円 2．個別投資主通知に関するデータ受送料 個別投資主通知受理 1 件につき250円 3．情報提供請求データ受送料 情報提供請求 1 件につき250円	総投資主通知に係るデータの受理及び各 種コード（所有者、常任代理人、国籍 等）の登録並びに投資主名簿更新に関す る事務 個別投資主通知データの受理及び個別投 資主通知明細の作成に関する事務 情報提供請求データの振替機関への送信 に関する事務 振替口座簿記録事項の通知に関する事務

B．投資主名簿等管理人は上記 A．の手数料を毎月計算して翌月中に請求し、本投資法人は請求を受けた月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により支払います。

特別口座管理機関への支払報酬

本投資法人は、特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「特別口座管理機関」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

- （イ）振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務
- （ロ）総投資主通知に係る報告に関する事務
- （ハ）新規記載又は記録手続き及び抹消手続き又は全部抹消手続きに関する事務
- （ニ）株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）からの本投資法人に対する個別投資主通知
- （ホ）振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- （ヘ）特別口座（本投資法人が発行する振替投資口を記載又は記録するものに限ります。以下同じです。）の開設及び廃止に関する事務
- （ト）加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の機構への届出に関する事務
- （チ）特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務
- （リ）振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務
- （ヌ）加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- （ル）加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求（機構を通じて請求されるものを含みます。）に関する事務
- （ヲ）上記（イ）から（ル）までに掲げるもののほか、加入者等（投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。）による請求に関する事務
- （ワ）上記（イ）から（ヲ）までに掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- （カ）加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- （ヨ）投資口の併合・分割に関する事務
- （タ）加入者等の個人番号及び法人番号の収集及び登録に関する事務
- （レ）加入者等の個人番号及び法人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
- （ソ）上記（イ）から（レ）までに掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び本投資法人と投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A．本投資法人は、口座管理事務手数料として、特別口座管理機関に対し、下表に掲げる手数料を上限として別途合意する金額を支払います。ただし、下表に定めのない事務（解約に関する事務等）に対する手数料は、協議の上決定します。

項目	料率	対象事務
特別口座管理料	1．特別口座管理投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額（月額） 3,000名まで 150円 10,000名まで 125円 30,000名まで 100円 30,001名以上 75円 ただし、月額の最低額を20,000円とします。 2．各口座管理事務につき下記(1)～(5)の手数料 ただし、特別口座管理機関が本投資法人の投資主名簿等管理人であるときは、下記(1)～(5)の手数料を適用しません。 (1)総投資主報告料 報告 1 件につき150円 (2)個別投資主通知申出受理料 受理 1 件につき250円 (3)情報提供請求受理料 受理 1 件につき250円 (4)諸届受理料 受理 1 件につき250円 (5)分配金振込指定取次料 取次 1 件につき130円	振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務 総投資主通知に係る報告に関する事務 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務 個別投資主通知及び情報提供請求に関する事務 特別口座の開設及び廃止に関する事務 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更及び加入者情報の機構への届出に関する事務 振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務 投資口の併合・分割等に関する事務 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
個人番号関係手数料	1．個人番号の登録 1 件につき250円 2．個人番号の保管月末現在 1 件につき月額 5 円 ただし、特別口座管理機関が本投資法人の投資主名簿等管理人であるときは、上記 1．及び 2．の手数料を適用しません。	個人番号の収集及び登録に関する事務 個人番号の保管、利用及び廃棄又は削除に関する事務
調査・証明料	1．発行異動証明書 1 枚、又は調査 1 件 1 名義につき 1,600円 2．発行残高証明書 1 枚、又は調査 1 件 1 名義につき 800円	振替口座簿の記載等に関する証明書の作成及び投資口の移動（振替、相続等）に関する調査資料の作成事務
振替請求受付料	振替請求 1 件につき1,000円	特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事務

B．特別口座管理機関は上記 A．の手数料を毎月計算して翌月中に請求し、本投資法人は請求を受けた月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに特別口座管理機関の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により支払います。

資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社である三井住友信託銀行株式会社（以下「資産保管会社」といいます。）に対して、本投資法人の資産の保管に係る業務を委託しています。

本投資法人は、資産保管業務委託契約に従い、上記の業務に対して以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

- （イ）本投資法人は委託業務の対価として資産保管会社に対し、下表に基づき計算された月額手数料の合計額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。ただし、別表に定めのない業務に対する手数料は、本投資法人及び資産保管会社協議の上決定するものとします。

各計算対象月	各前月末時点における本投資法人の貸借対照表又は合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.03%÷12
--------	---

なお、計算対象月における資産保管会社の委託業務日数が1ヶ月に満たない月の月額手数料については、当該月における資産保管会社の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出するものとします。

- （ロ）資産保管会社は、本投資法人の計算期間毎に、上記（イ）に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を計算の上本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払うものとします。

会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は、1営業期間1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を当該営業期間の決算期から3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払います（規約第25条）。

手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

（照会先）

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 オフィス本部
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
電話番号 03-5293-4150

（４）【その他の手数料等】

本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに当該一般事務受託者、当該資産保管会社及び本資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担します（規約第38条第1項）。

上記に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担します（規約第38条第2項）。

投資口及び投資法人債の発行並びに新投資口予約権の無償割当てに関する費用

有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用

目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用

法令に定める計算書類、資産運用報告、金銭の分配に係る計算書及びこれらの附属明細書並びに営業報告書等の作成、印刷及び交付に係る費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含みます。）

本投資法人の公告に係る費用及び広告宣伝等に関する費用

専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、会計監査人、税務顧問及び司法書士等に対する報酬並びに鑑定評価及び資産精査等に係るものを含みます。）

執行役員、監督役員に係る実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用

運用資産の取得又は管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）

借入金及び投資法人債に係る利息

本投資法人の運営に要する費用

その他前各号に類する本投資法人が負担すべき費用

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する本書の日付現在における課税上の一般的な取扱いは、下記のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

投資主の税務

（イ）個人投資主の税務

A．利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受け取る利益の分配（一時差異等調整引当額の分配を含みます。）は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われ、所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となりますが、各個人投資主が有する出資口数により課税関係は異なります。なお、配当控除の適用はありません。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、所得税の額の2.1%に相当する復興特別所得税が併せて課されます。この取扱いは、本投資法人が導管性要件を満たさない場合も同様です。

（ ）発行済投資口総数の100分の3未満の口数を有する小口個人投資主の取扱い

本投資法人の事業年度終了の日に本投資法人の発行済投資口総数の100分の3以上に相当する口数を有する者以外の個人投資主が、本投資法人より分配を受取る際の源泉徴収税率は、以下のとおりです。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
2014年1月1日～2037年12月31日	20.315%（所得税15.315% 住民税5%）
2038年1月1日～	20%（所得税15% 住民税5%）

（注）2037年12月31日までの税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

また、小口個人投資主が受取る分配金については、その金額にかかわらず、総合課税に代えて源泉徴収だけで納税手続きを終了させる確定申告不要の選択が可能です（住民税についても申告不要の選択が可能です。）。

なお、金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座内で本投資法人からの利益の分配を受取るのが可能です（後記「C．投資口の譲渡に係る税務（ ）」をご参照下さい。）。

また、2014年から実施されている少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、2014年1月1日以降、金融商品取引業者等に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（2014年1月1日から2023年12月31日までの10年間、新規投資額で2015年分までは毎年100万円、2016年分からは毎年120万円を上限とします。）に係る配当等で、その非課税口座に非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課税されません。

（注1）その年の1月1日において満20歳（2023年1月1日以後は満18歳）未満の個人投資主の場合、2016年1月1日以後に未成年者口座開設の申込みをし、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等に係る配当等について適用されます。その場合、2016年4月1日から2023年12月31日（その年の1月1日において20歳（2023年1月1日以後は18歳）以上となる場合はその前年）まで、新規投資額で毎年80万円を上限とします。

（注2）配当等が非課税となるのは、配当金の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択した場合に限ります。

（注3）2018年1月に現行NISAとの選択制で累積投資勘定に係る非課税制度（つみたてNISA）が導入されましたが、本投資口自体はつみたてNISAの対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。

（ ）発行済投資口総数の100分の3以上の口数を有する大口個人投資主の取扱い

本投資法人の事業年度終了の日に本投資法人の発行済投資口総数の100分の3以上に相当する口数を有する個人投資主については、総合課税となります。本投資法人より分配を受取る際の源泉徴収税率は、以下のとおりです（住民税は課されません。）。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
2014年1月1日～2037年12月31日	20.42%（所得税20.42%）
2038年1月1日～	20%（所得税20%）

（注）2037年12月31日までの税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

なお、1回に受取る分配金額が10万円に配当計算期間の月数を乗じて12で除した金額以下の場合に限り、源泉徴収だけで納税手続きを終了させる確定申告不要の選択が可能です（住民税については別途申告が必要となります。）。

B．利益を超えた金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配（一時差異等調整引当額の分配を除きます。）は、出資の払戻し（資本の払戻し）として扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人に対する出資等（本投資法人の資本金等の額）に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（後記「（ロ）法人投資主の税務 D．投資口の保有に係る税務（注1）」をご参照下さい。）として上記A．における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し額のうちみなし配当を上回る金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（後記「（ロ）法人投資主の税務 D．投資口の保有に係る税務（注2）」をご

参照下さい。)として取扱われます。各投資主は、この譲渡収入に対応する譲渡原価（後記「(ロ)法人投資主の税務 D.投資口の保有に係る税務(注3)」をご参照下さい。)を算定し、投資口の譲渡損益の額（後記「(ロ)法人投資主の税務 D.投資口の保有に係る税務(注4)」をご参照下さい。)を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記C.における投資口の譲渡における金融商品取引業者等を通じた譲渡等の場合と原則として同様になります。

C. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、上場株式等を譲渡した場合と同様に、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の上場株式等の譲渡所得等との相殺は認められますが、上場株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することはできません。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間の譲渡等については、所得税の額の2.1%に相当する復興特別所得税が併せて課されます。

申告分離課税の税率は、譲渡日によって以下のとおりとなります。

譲渡日	申告分離課税による税率
2014年1月1日～2037年12月31日	20.315%（所得税15.315% 住民税5%）
2038年1月1日～	20%（所得税15% 住民税5%）

（注）2037年12月31日までの税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

ただし、本投資法人の投資口を金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります。

- （ ）本投資法人の投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の上場株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない結果、上場株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、原則として確定申告によりその譲渡日の属する年分における上場株式等の配当所得等の金額（上場株式等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額で申告分離課税を選択したものに限りま
- す。以下（ ）において同じ。）から控除することができます（損益通算）。さらに、上場株式等の配当所得等の金額から控除しきれない場合には、この損失を翌年以降3年間にわたり、上場株式等の譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額から繰越控除を行うことが認められます。この規定の適用を受けるためには、確定申告書に上場株式等に係る譲渡損失等の一定の書類を添付し、かつ、その後においても継続して確定申告書を提出することが必要となります。

- （ ）金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます。源泉徴収税率は、以下のとおりです。また、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、年末に損益通算が行われ、配当等に係る源泉徴収税額の過納分が還付されます。

譲渡日	源泉徴収税率
2014年1月1日～2037年12月31日	20.315%（所得税15.315% 住民税5%）
2038年1月1日～	20%（所得税15% 住民税5%）

（注）2037年12月31日までの税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

なお、2014年から実施されている少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、2014年1月1日以降、金融商品取引業者等に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（2014年1月1日から2023年12月31日までの10年間、新規投資額で2015年分までは毎年100万円、2016年分からは毎年120万円を上限とします。）を、その非課税口座に非課税管理勘定を設けた日の属する年の1月1日から5年内に譲渡した場合、その譲渡所得等については、所得税及び住民税が課税されません。

（注1）その年の1月1日において満20歳（2023年1月1日以後は満18歳）未満の個人投資主の場合、2016年1月1日以後に未成年者口座開設の申込みをし、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等に係る譲渡所得等について適用されます。その場合、2016年4月1日から2023年12月31日（その年の1月1日において20歳（2023年1月1日以後は18歳）以上となる場合はその前年）まで、新規投資額で毎年80万円を上限とします。

（注2）非課税口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、上記（ ）及び（ ）の損益通算や繰越控除の適用はできません。

（注3）2018年1月に現行NISAとの選択制で累積投資勘定に係る非課税制度（つみたてNISA）が導入されましたが、本投資口自体はつみたてNISAの対象となる一定の公募等株式投資信託には該当しないこととされています。

(口) 法人投資主の税務

A. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配（一時差異等調整引当額の分配を含みます。）は、株式の配当と同様に取り扱われ、所得税が源泉徴収されます。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、所得税の額の2.1%に相当する復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。ただし、本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉徴収税率は以下のとおりです。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
2014年1月1日～2037年12月31日	15.315%
2038年1月1日～	15%

（注）2037年12月31日までの税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

この源泉徴収された税額は、法人投資主の法人税の申告上、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。この規定は、本投資法人が導管性要件を満たさない場合も同様です。

B. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配（一時差異等調整引当額の分配を除きます。）は、出資の払戻し（資本の払戻し）として扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人に対する出資等（本投資法人の資本金等の額）に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻しのうちみなし配当を上回る金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益（注4）の額を計算します。

C. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

D. 投資口の保有に係る税務

法人投資主が保有する投資口が、税務上の売買目的有価証券に該当する場合には、当該法人投資主の事業年度末において時価法により評価され、その評価損益は課税所得に影響を与えることになります。

（注1）みなし配当の金額は、次のように計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{出資の払戻し（資本の払戻し）額} - \frac{\text{投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資等の金額（資本金等の額）}}{\text{投資主の所有投資口の総数}}$$

（注2）投資口の譲渡に係る収入金額は、以下のとおり算定されます。

$$\text{投資口の譲渡に係る収入金額} = \text{出資の払戻し（資本の払戻し）額} - \text{みなし配当金額（注1）}$$

（注3）投資主の譲渡原価は、次の算式により計算されます。

$$\text{出資払戻し（資本の払戻し）直前の取得価額} \times \text{純資産減少割合}$$

この割合は、小数第3位未満の端数がある時は切り上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

（注4）投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

$$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡収入金額（注2）} - \text{譲渡原価の額（注3）}$$

投資法人の税務

(イ) 配当等の損金算入

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、配当等を損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号口（2）に規定するものをいいます。次の所有先要件において同じとします。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資（匿名組合に対する出資を含みます。）の50%以上（割合の判定に当たっては、匿名組合を通じて間接的に保有する株式等を含めます。）を有していないこと（ただし、投資法人が海外不動産の取得等のみを目的とした海外の特別目的会社の株式等を取得した場合には、その取得が実質的に当該投資法人が海外にある不動産を取得する場合と同視できるものとして一定の要件を満たす場合に限り、他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこととする要件を適用しません。）

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

A. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税標準額の2%の税率により課されます（2021年3月31日までににおける売買による土地の所有権の移転の登記については1.5%）。ただし、規約において、資産運用の方針として、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」といいます。）を100分の75以上とする旨の記載があること、借入れは金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人が、規約に従い特定資産のうち一定の不動産を2021年3月31日までに取得した場合には、特例により登録免許税の税率が1.3%に軽減されます。

B. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準額の4%の税率により課税されますが、住宅及び土地の取得については2021年3月31日までは課税標準額の3%の税率により課税されます。また、宅地及び宅地比準土地については2021年3月31日までに取得した場合には、課税標準額が当該土地の価格の2分の1に減額されます。ただし、規約において、資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があること、借入れは地方税法総務省令に規定する適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人が、2021年3月31日までに規約に従い取得する特定資産のうち一定の不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が5分の2に軽減されます。

C. 特別土地保有税

2003年度以降、当分の間、不動産の取得（及び保有）に係る特別土地保有税の課税は停止されています。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

本投資法人の投資状況の概況は以下のとおりです。

資産の種類	用途	地域		当期 (2019年12月31日現在)	
				保有総額 (百万円) (注 1)	対総資産比率 (%) (注 2)
信託不動産	オフィスビル	三大都市圏	東京圏 (注 3)	142,872	47.5
			大阪圏 (注 3)	91,766	30.5
		三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外都市		5,640	1.9
	オフィスビル以外	三大都市圏	東京圏 (注 3)	35,071	11.6
			大阪圏 (注 3)	2,320	0.8
		三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外都市		2,062	0.7
		小計		279,734	92.9
	匿名組合出資持分 (注 4)			5,085	1.7
預金・その他資産			16,256	5.4	
資産総額計			301,075	100.0	

	当期 (2019年12月31日現在)	
	金額(百万円) (注5)	対総資産比率(%) (注2)
負債総額	145,048	48.2
純資産総額	156,027	51.8
資産総額	301,075	100.0

(注1)「保有総額」は、貸借対照表計上額(信託不動産(信託受益権の信託財産である不動産をいいます。以下同じです。))については、減価償却後の帳簿価額の合計額を記載しています。

(注2)「対総資産比率」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、記載されている数値を合算した数値が「小計」欄及び「資産総額計」欄の記載数値とは必ずしも一致しない場合があります。

(注3)「東京圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいい、「大阪圏」とは、大阪府、京都府及び兵庫県をいいます。

(注4)名古屋ルーセントタワーに係る区分所有権の共有持分33.9%(敷地権割合29.5%)を信託財産とする信託受益権を裏付けとする、アール40合同会社を営業者とする匿名組合出資持分(B号匿名組合出資持分。持分割合40%)です。

(注5)「負債総額」及び「純資産総額」の「金額」は、貸借対照表における負債合計額及び純資産合計額を記載しています。

(注6)記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

(注7)信託建設仮勘定の金額は、信託不動産の金額には含まれていません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

本投資法人が当期末（2019年12月31日）現在において保有する名古屋ルーセントタワーに係る匿名組合出資持分の概要は以下のとおりです。

銘柄名	資産の種類	数量	帳簿価額 （百万円）		評価額 （百万円） （注２）		対総資産 比率 （％）
			単価	金額	単価	金額	
アール40合同会社を営業者とする匿名組合出資持分（注１）	匿名組合出資持分	-	-	5,085	-	5,085	1.7

（注１）運用資産は、名古屋ルーセントタワーに係る区分所有権の共有持分33.9％（敷地権割合29.5％）を信託財産とする信託受益権です。

（注２）「評価額」は、匿名組合出資持分の帳簿価額を記載しています。

（注３）記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

【投資不動産物件】

不動産信託受益権については、後記「その他投資資産の主要なもの」において記載しており、同項に記載したもの以外に投資不動産物件はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(イ) 信託不動産の概要

2019年12月31日現在の保有資産に係る信託不動産の概要は、以下のとおりです。なお、下記表中の各数値は、別段の記載がない限り、2019年12月31日現在のものです。

A. 価格及び投資比率

用途	地域		物件 番号	物件名称	資産の種類	取得価格 (百万円) (注1)	帳簿価額 (百万円) (注2)	期末 算定価額 (百万円) (注3)	算定機関	投資 比率 (%) (注4)	担保 設定の 有無 (注5)
オフィスビル	三大都市圏	東京圏	OT-1	住友不動産 上野ビル6号館	信託受益権	7,460	7,522	8,710	株式会社谷澤 総合鑑定所	2.6	無
			OT-2	Gスクエア 渋谷道玄坂	信託受益権	12,220	12,125	16,500	一般財団法人 日本不動産 研究所	4.3	無
			OT-3	渋谷桜丘スクエア	信託受益権	17,130	17,304	19,500	大和不動産 鑑定株式会社	6.1	無
			OT-4	横浜 クリエーション スクエア	信託受益権	7,080	6,991	8,400	株式会社谷澤 総合鑑定所	2.5	無
			OT-5	キューブ川崎	信託受益権	20,050	20,397	23,300	大和不動産 鑑定株式会社	7.1	無
			OT-6	東日本橋 グリーンビル	信託受益権	2,705	2,837	3,190	一般財団法人 日本不動産 研究所	1.0	無
			OT-7	笹塚センタービル	信託受益権	8,700	9,056	9,360	大和不動産 鑑定株式会社	3.1	無
			OT-8	USCビル	信託受益権	10,800	11,068	11,500	株式会社谷澤 総合鑑定所	3.8	無
			OT-9	吉安神田ビル	信託受益権	4,000	4,203	4,280	大和不動産鑑 定株式会社	1.4	無
			OT-10	トヨタモビリティ サービス本社ビル	信託受益権	9,200	9,601	10,500	大和不動産鑑 定株式会社	3.3	無
			OT-11	M-City 赤坂一丁目ビル	信託受益権	4,205	4,368	4,470	一般財団法人 日本不動産 研究所	1.5	無
			OT-12	横浜アイランド タワー	信託受益権	22,100	23,346	23,900	株式会社谷澤 総合鑑定所	7.8	無
			OT-13	M-City 江戸川橋ビル	信託受益権	4,070	4,131	4,240	JLL森井鑑 定株式会社	1.4	無
			OT-14	イーストスクエア 東京	信託受益権	9,500	9,916	10,200	株式会社谷澤 総合研究所	3.4	無
		大阪圏	00-1	ツイン21	信託受益権	68,700	65,808	61,400	JLL森井鑑 定株式会社	24.3	無
			00-5	MID今橋ビル	信託受益権	3,270	3,060	2,590	株式会社谷澤 総合鑑定所	1.2	無
			00-7	北浜MIDビル	信託受益権	10,800	10,235	11,100	一般財団法人 日本不動産 研究所	3.8	無
			00-8	MID西本町ビル	信託受益権	3,550	3,316	2,570	一般財団法人 日本不動産 研究所	1.3	無
			00-9	肥後橋MIDビル	信託受益権	3,000	2,756	4,070	一般財団法人 日本不動産 研究所	1.1	無
			00-10	大阪YMビル	信託受益権	6,310	6,589	7,650	一般社団法人 日本不動産 研究所	2.2	無
			三大都市圏 を除く政令 指定都市及 びそれに準 ずる主要都 市並びに海 外都市	OR-1	仙台キャピタル タワー	信託受益権	5,500	5,640	6,900	株式会社谷澤 総合鑑定所	1.9
		小計					240,350	240,279	254,330		85.0

用途	地域		物件 番号	物件名称	資産の種類	取得価格 （百万円） （注１）	帳簿価額 （百万円） （注２）	期末 算定価額 （百万円） （注３）	算定機関	投資 比率 （％） （注４）	担保 設定の 有無 （注５）
オフィスビル以外	三大都市圏	東京圏	RT-1	イオンモール 津田沼	信託受益権	26,100	23,387	29,200	大和不動産 鑑定株式会社	9.2	無
			HT-1	ホテルビスタ プレミア東京	信託受益権	11,200	11,683	12,000	株式会社谷澤 総合研究所	4.0	無
		大阪圏	RO-1	コナミスポーツ クラブ京橋	信託受益権	2,780	2,320	3,440	大和不動産 鑑定株式会社	1.0	無
	三大都市圏 を除く政令 指定都市及 びそれに準 ずる主要都 市並びに海 外都市		HR-1	ドームイン 博多祇園	信託受益権	2,280	2,062	4,600	株式会社谷澤 総合鑑定所	0.8	無
	小計					42,360	39,454	49,240		15.0	
合計						282,710	279,734	303,570		100.0	

（注1）「取得価格」は、各信託受益権の売買契約書に記載された売買金額を記載しています（取得に係る諸経費、固定資産税等及び消費税等は含みません。）。なお、準共有物件の場合には、物件全体に係る取得価格に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

（注2）「帳簿価額」は、当該資産の取得価額（取得に係る諸経費を含みます。）から減価償却累計額を控除した価額です。

（注3）「期末算定価額」は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）（以下「投資法人計算規則」といいます。）、規約に定める資産評価の方法及び基準並びに投資信託協会の定める規則に基づき、JLL森井鑑定株式会社、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社、一般財団法人日本不動産研究所が作成した2019年12月31日を価格時点とする不動産鑑定評価書に基づいています。

（注4）「投資比率」は、取得価格の総額に対する各取得価格の比率をいい、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、記載されている数値を合算した数値が、「小計」欄及び「合計」欄の記載数値とは必ずしも一致しない場合があります。

（注5）「担保設定の有無」は、不動産信託受益権に対する質権設定の有無を記載しています。

（注6）記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

B．期末算定価額の概要

本投資法人は2019年12月31日現在の各保有資産について、JLL森井鑑定株式会社、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社及び一般財団法人日本不動産研究所から不動産鑑定評価書を取得しています。なお、JLL森井鑑定株式会社、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社及び一般財団法人日本不動産研究所と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

2019年12月31日現在の各保有資産に係る期末算定価額の概要は以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	算定機関	期末算定価額（百万円）（注１）						
				積算価格 （百万円）	直接還元法		DCF法		
					価格 （百万円）	還元 利回り	価格 （百万円）	割引率	最終還元 利回り
00-1	ツイン21 （注２）	JLL森井鑑定 株式会社	61,400	67,200	61,900	4.1%	60,800	3.9%	4.3%
R0-1	コナミスポーツ クラブ京橋	大和不動産鑑定 株式会社	3,440	2,490	3,450	4.9%	3,430	4.7%	5.1%
RT-1	イオンモール 津田沼	大和不動産鑑定 株式会社	29,200	21,700	29,500	4.6%	29,100	4.4%	4.8%
00-5	MID今橋ビル	株式会社 谷澤総合鑑定所	2,590	2,950	2,550	4.2%	2,610	4.3%	4.4%
00-7	北浜MIDビル	一般財団法人 日本不動産研究所	11,100	8,480	11,200	3.8%	10,900	3.6%	4.0%
00-8	MID西本町 ビル	一般財団法人 日本不動産研究所	2,570	2,470	2,600	4.1%	2,540	3.9%	4.3%
00-9	肥後橋MID ビル	一般財団法人 日本不動産研究所	4,070	3,840	4,130	3.8%	4,010	3.6%	4.0%
HR-1	ドーミーイン 博多祇園	株式会社 谷澤総合鑑定所	4,600	4,340	4,700	4.1%	4,560	4.2% （注３）	4.3%
OT-1	住友不動産 上野ビル6号館	株式会社 谷澤総合鑑定所	8,710	8,670	8,820	3.7%	8,660	3.8%	3.9%
OT-2	Gスクエア 渋谷道玄坂	一般財団法人 日本不動産研究所	16,500	14,900	16,600	3.0%	16,300	2.7%	3.1%
OT-3	渋谷桜丘 スクエア	大和不動産鑑定 株式会社	19,500	20,900	20,100	3.1%	19,200	2.9%	3.3%
OT-4	横浜クリエー ションスクエア	株式会社 谷澤総合鑑定所	8,400	8,680	8,160	4.1%	8,500	4.2%	4.3%
OT-5	キューブ川崎	大和不動産鑑定 株式会社	23,300	24,500	23,200	3.9%	23,400	3.6%	4.0%
OT-6	東日本橋 グリーンビル	一般財団法人 日本不動産研究所	3,190	2,960	3,230	3.9%	3,150	3.6%	4.0%
OR-1	仙台キャピタル タワー	株式会社 谷澤総合鑑定所	6,900	8,860	6,810	4.3%	6,940	4.4%	4.5%
OT-7	笹塚センター ビル	大和不動産鑑定 株式会社	9,360	8,380	9,390	3.9%	9,360	3.7%	4.1%
OT-8	USCビル	株式会社 谷澤総合鑑定所	11,500	11,100	11,800	3.9%	11,300	4.0%	4.1%
OT-9	吉安神田ビル	大和不動産鑑定 株式会社	4,280	3,770	4,360	3.7%	4,250	3.5%	3.9%
OT-10	トヨタモビリティ サービス本社ビル	大和不動産鑑定 株式会社	10,500	9,170	10,600	3.7%	10,400	3.5%	3.9%
OT-11	M-City 赤坂一丁目ビル	一般財団法人 日本不動産研究所	4,470	4,820	4,510	3.3%	4,420	3.0%	3.4%
OT-12	横浜アイランド タワー	株式会社 谷澤総合鑑定所	23,900	22,200	25,700	4.0%	23,100	4.0%	4.1%
OT-13	M-City 江戸川橋ビル	JLL森井鑑定 株式会社	4,240	3,220	4,440	3.9%	4,150	3.7%	4.1%

物件 番号	物件名称	算定機関	期末算定価額（百万円）（注１）						
			積算価格 （百万円）	直接還元法		ＤＣＦ法			
				価格 （百万円）	還元 利回り	価格 （百万円）	割引率	最終還元 利回り	
OT-14	イーストスクエア 東京	株式会社 谷澤総合鑑定所	10,200	10,300	10,300	4.2%	10,200	4.3%	4.4%
OO-10	大阪ＹＭビル	一般財団法人 日本不動産研究所	7,650	7,670	7,690	3.9%	7,610	3.6%	4.0%
HT-1	ホテルビスタ プレミア東京	株式会社 谷澤総合鑑定所	12,000	12,300	12,200	3.5%	11,900	3.5%	3.7%
合計			303,570	295,870	307,940	-	300,790	-	-

（注１）「期末算定価額」は、投資法人計算規則、規約に定める資産評価の方法及び基準並びに投資信託協会の定める規則に基づき、JLL森井鑑定株式会社、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社又は一般財団法人日本不動産研究所が作成した2019年12月31日を価格時点とする不動産鑑定評価書に基づいています。

（注２）「ツイン21（底地部分）」の信託受益権を含んでいます。

（注３）１～９年度4.2%、10年度以降は4.3%となります。

C. 信託不動産の用途、地域、物件名称、所在地、資産の種類、構造・階数、竣工年月、所有形態用途

用途	地域		物件 番号	物件名称	所在地 （住居表示） （注１）	資産の種類	構造・階数	竣工年月 （注２）	所有形態	
									土地	建物
オフィスビル	三大都市圏	東京圏	OT-1	住友不動産 上野ビル6号館	東京都台東区東上野五丁目24番8号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付11階建	1993年 11月	所有権	所有権
			OT-2	Gスクエア 渋谷道玄坂	東京都渋谷区道玄坂二丁目11番1号	信託受益権	鉄骨・鉄骨鉄筋コンク リート造陸屋根地下2階 付9階建	2009年 10月	所有権	所有権
			OT-3	渋谷桜丘スクエア	東京都渋谷区桜丘町31番15号	信託受益権	鉄骨・鉄筋コンクリート 造陸屋根地下1階付10階 建	2010年 3月	所有権	所有権
			OT-4	横浜クリエー ションスクエア	神奈川県横浜市神奈川区栄町5番1号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造アルミニウム板 葺陸屋根地下1階付20階 建	1994年 3月	所有権 （敷地権）	区分 所有権
			OT-5	キューブ川崎	神奈川県川崎市川崎区日進町1番14号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付10階建	1982年 5月	所有権	所有権
			OT-6	東日本橋 グリーンビル	東京都中央区東日本橋二丁目8番3号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根10階建	1988年 3月	所有権	区分 所有権 （注３）
			OT-7	笹塚センタービル	東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付8階建	1995年 3月	所有権	所有権
			OT-8	U S Cビル	東京都江東区東陽四丁目11番38号	信託受益権	本棟：鉄骨鉄筋コンク リート・鉄骨造陸屋根地 下1階付8階建 附属建物：鉄筋コンク リート造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	1990年 1月 2007年 1月増築	所有権	所有権
			OT-9	吉安神田ビル	東京都千代田区岩本町二丁目1番15号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄骨造陸屋根9階建	1989年 5月 2008年 8月一部 取壊し	所有権	所有権
			OT-10	トヨタモビリティ サービス本社ビル	東京都中央区日本橋浜町二丁目12番4号	信託受益権	鉄骨造陸屋根10階建	2008年 1月	所有権	所有権
			OT-11	M-C i t y赤坂一 丁目ビル	東京都港区赤坂一丁目11番28号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根10階建	1985年 3月	所有権	所有権
			OT-12	横浜アイランド タワー	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号	信託受益権	鉄骨・鉄骨鉄筋コンク リート・鉄筋コンクリ ート造陸屋根地下3階付27 階建	2003年 2月	所有権 （敷地権）	区分 所有権
			OT-13	M-C i t y 江戸川橋ビル	東京都文京区関口一丁目44番10号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建	1992年 9月	所有権	所有権
			OT-14	イーストスクエア 東京	東京都江東区新砂一丁目6番35号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造陸屋 根7階建	1989年 11月	所有権	所有権
	大阪圏	00-1-1	ツイン21	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根・ガラス板葺地下 1階付38階建、 鉄筋コンクリート造陸屋 根・銅板葺地下1階建	1986年 3月	所有権 （注４）	所有権	
		00-1-2	ツイン21 （底地一部）	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番2号	信託受益権	-	-	所有権	-	
		00-5	M I D今橋ビル	大阪府大阪市中央区今橋二丁目3番16号	信託受益権	鉄骨・鉄筋コンクリート 造陸屋根地下2階付11階 建	1990年 10月	所有権	所有権	
		00-7	北浜M I Dビル	大阪府大阪市中央区道修町一丁目6番7号	信託受益権	鉄骨・鉄骨鉄筋コンク リート造陸屋根地下1階 付18階建	2008年 2月	所有権	所有権	
		00-8	M I D西本町ビル	大阪府大阪市西区阿波座一丁目6番1号	信託受益権	鉄骨・鉄筋コンクリート 造陸屋根地下3階付9階 建	1989年 3月	所有権	所有権	
		00-9	肥後橋M I Dビル	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目5番16号	信託受益権	鉄骨造陸屋根地下1階付 11階建	2010年 1月	所有権	所有権	
		00-10	大阪Y Mビル	大阪府大阪市福島区福島七丁目15番26号	信託受益権	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造陸屋 根地下2階付12階建	1991年 3月	所有権	所有権	
	三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外都市		OR-1	仙台キャピタルタワー	宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号	信託受益権	事務所棟：鉄骨鉄筋コン クリート造陸屋根地下2 階付19階建 駐車場棟：鉄筋コンク リート造陸屋根地下1階 付6階建	1974年 3月	所有権	所有権

用途	地域		物件 番号	物件名称	所在地 （住居表示） （注１）	資産の種類	構造・階数	竣工年月 （注２）	所有形態	
									土地	建物
オフィスビル以外	三大都市圏	東京圏	RT-1	イオンモール津田沼	千葉県習志野市津田沼一丁目23番１号	信託受益権	鉄骨造陸屋根地下１階付５階建	2003年 ９月 2007年 12月増築	所有権	所有権
			HT-1	ホテルビスタプレミアオ東京	東京都港区赤坂四丁目３番２号	信託受益権	本棟：鉄骨造陸屋根11階建 附属建物：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	2018年 ４月	所有権	所有権
		大阪圏	RO-1	コナミスポーツクラブ京橋	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目８番17号	信託受益権	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺７階建	1999年 ６月	所有権	所有権
	三大都市圏を除く政令指定都市及びそれに準ずる主要都市並びに海外都市		HR-1	ドーミーイン博多祇園	福岡県福岡市博多区冷泉町１番12号	信託受益権	鉄筋コンクリート造陸屋根10階建	2009年 １月	所有権	所有権

（注１）「所在地（住居表示）」は各不動産の住居表示を記載しています。「住居表示」未実施の場合には、登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。

（注２）「竣工年月」については、登記簿上の表示をもとに記載しています。

（注３）本物件は区分所有建物となっていますが、専有部分の全てを信託財産とする不動産信託受益権であり、他に区分所有者は存在しません。

（注４）一部借地権になっていますが、本投資法人が、当該借地部分を取得しています。

D．信託不動産の賃貸可能面積、賃貸面積、稼働率、テナント数、賃貸事業収入、敷金・保証金

用途	地域		物件 番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	稼働率 (%) (注3)	テナント数 (注4)	賃貸事業 収入 (千円) (注5、6)	敷金・保証金 (千円) (注6、8)
オフィスビル	三大都市圏	東京圏	OT-1	住友不動産 上野ビル6号館	6,858.16	6,858.16	100.0	2	(注7)	(注7)
			OT-2	Gスクエア 渋谷道玄坂	5,049.36	5,049.36	100.0	9	298,626	638,207
			OT-3	渋谷桜丘スクエア	6,379.66	6,379.66	100.0	4	344,655	671,633
			OT-4	横浜クリエーション スクエア	12,704.18	12,704.18	100.0	43	350,613	633,857
			OT-5	キューブ川崎	24,494.06	24,494.06	100.0	10	642,757	1,020,854
			OT-6	東日本橋 グリーンビル	3,254.77	3,254.77	100.0	7	83,858	102,752
			OT-7	笹塚センタービル	8,240.30	8,240.30	100.0	9	271,297	445,389
			OT-8	USCビル	12,489.08	11,724.28	93.9	9	283,863	321,680
			OT-9	吉安神田ビル	3,149.39	3,149.39	100.0	7	98,963	138,222
			OT-10	トヨタモビリティ サービス本社ビル	6,123.81	6,123.81	100.0	1	(注7)	(注7)
			OT-11	M-City 赤坂一丁目ビル	2,581.79	2,581.79	100.0	12	90,474	180,955
			OT-12	横浜アイランド タワー	25,460.50	25,460.50	100.0	7	666,640	106,830
			OT-13	M-City 江戸川橋ビル	3,472.70	3,472.70	100.0	2	(注7)	(注7)
			OT-14	イーストスクエア 東京	12,208.42	9,888.58	81.0	13	58,706	375,611
		大阪圏	00-1	ツイン21	82,304.83	80,790.13	98.2	109	2,270,201	4,046,383
			00-5	MID今橋ビル	4,277.63	4,277.63	100.0	21	95,784	160,904
			00-7	北浜MIDビル	10,189.49	10,189.49	100.0	11	281,370	510,410
			00-8	MID西本町ビル	3,881.74	3,881.74	100.0	18	86,873	171,348
			00-9	肥後橋MIDビル	4,655.57	4,655.57	100.0	12	113,437	151,960
			00-10	大阪YMビル	9,957.53	9,957.53	100.0	25	44,725	303,863
	三大都市圏 を除く政令 指定都市及 びそれに準 ずる主要都 市並びに海 外都市		OR-1	仙台キャピタル タワー	12,997.43	12,094.07	93.0	74	261,851	366,999
	小計					260,730.40	255,227.70	97.9	405	-

用途	地域		物件 番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	稼働率 (%) (注3)	テナント数 (注4)	賃貸事業 収入 (千円) (注5、6)	敷金・保証金 (千円) (注6、8)
オフィス ビル 以外	三大 都市 圏	東京 圏	RT-1	イオンモール津田沼	101,210.44	101,210.44	100.0	1	726,000	2,000,000
			HT-1	ホテルビスタ プレミオ東京	4,236.46	4,236.46	100.0	2	(注7)	(注7)
		大阪 圏	RO-1	コナミスポーツ クラブ京橋	9,586.26	9,586.26	100.0	1	(注7)	(注7)
	三大都市圏 を除く政令 指定都市及 びそれに準 ずる主要都 市並びに海 外都市		HR-1	ドーミーイン 博多祇園	5,554.91	5,554.91	100.0	2	(注7)	(注7)
	小計				120,588.07	120,588.07	100.0	6	-	-
合計(注6)					381,318.47	375,815.77	98.6	411	7,869,468	14,101,696

(注1)「賃貸可能面積」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書等において各物件に係る信託不動産のうち建物について賃貸可能な面積（各物件に関して複数の建物が存在する場合には、各建物の賃貸可能な面積の合計。なお、貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。ただし、一棟全体を賃貸しているコナミスポーツクラブ京橋及びイオンモール津田沼については共用部面積及び駐車場面積を、ホテルビスタプレミオ東京及びドーミーイン博多祇園については共用部面積を、それぞれ賃貸可能面積に含みます。）を記載しています。また、将来、テナント入れ替わり時における貸室のレイアウト変更等に伴い賃貸可能面積は変動する可能性があります。準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

(注2)「賃貸面積」は、2019年12月31日現在において有効なエンドテナントとの賃貸借契約書等に表示された面積（貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。ただし、一棟全体を賃貸しているコナミスポーツクラブ京橋及びイオンモール津田沼については共用部面積及び駐車場面積を、ホテルビスタプレミオ東京及びドーミーイン博多祇園については共用部面積を、それぞれ賃貸面積に含みます。）を記載しています。なお、準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

(注3)「稼働率」は、2019年12月31日現在における賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を百分率で記載しています。また「小計」欄及び「合計」欄は、各資産の賃貸面積の合計を賃貸可能面積の合計で除して得られた数値を百分率で記載しています。

(注4)「テナント数」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書に基づくテナント数（貸室に限り、倉庫、ホール、駐車場等のみを賃借しているテナントは含みません。）を記載しています。同一のテナントが複数の賃貸借契約に基づき複数の貸室を賃借している場合、それぞれ個別のテナントとして数え、その合計を記載していますが、同一のテナントが同一物件内に複数の貸室を賃借している場合は、1テナントとして数えています。また、マスターリース契約が締結されている場合には、全てのエンドテナントより当該マスターリース契約上の賃借人が賃貸人になることの同意を取得したものと仮定し、当該マスターリース契約上の賃借人から転賃を受けているエンドテナントの数を記載しています。なお、本投資法人が底地のみを保有する場合、土地の賃借人の数を記載しています。

(注5)「賃貸事業収入」には、後記「(ハ)個別信託不動産の収支状況」に記載された「賃貸事業収入」の金額を記載しており、水道光熱費収入、解約違約金、その他賃貸収入を含めていません。以下同じです。

(注6)「賃貸事業収入」及び「敷金・保証金」の合計については、住友不動産上野ビル6号館、トヨタモビリティサービス本社ビル、M-City 江戸川橋ビル、ホテルビスタプレミオ東京、コナミスポーツクラブ京橋及びドーミーイン博多祇園の数値を含んでいます。

(注7)テナントから開示について同意が得られていないため「賃貸事業収入」及び「敷金・保証金」は記載していません。

(注8)「敷金・保証金」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書等に基づく金額を記載しています。

E．稼働率等の推移

	第17期 (2014年12月末)	第18期 (2015年6月末)	第19期 (2015年12月末)	第20期 (2016年6月末)	第21期 (2016年12月末)
物件数	12	13	18	18	18
テナント数(注1)	244	249	309	310	313
賃貸可能面積(㎡) (注2)	277,516.98	284,330.63	331,034.57	331,015.96	330,999.31
賃貸面積(㎡) (注3)	271,234.41	280,156.76	323,001.63	325,095.86	323,336.91
稼働率(%) (注4)	97.7	98.5	97.6	98.2	97.7

	第22期 (2017年6月末)	第23期 (2017年12月末)	第24期 (2018年6月末)	第25期 (2018年12月末)	第26期 (2019年6月末)
物件数	19	19	22	22	22
テナント数(注1)	394	394	413	427	371
賃貸可能面積(㎡) (注2)	349,595.39	349,515.43	368,099.75	368,250.14	354,878.02
賃貸面積(㎡) (注3)	340,813.59	339,155.59	361,059.89	362,847.24	352,652.13
稼働率(%) (注4)	97.5	97.0	98.1	98.5	99.4

	2019年 7月末	2019年 8月末	2019年 9月末	2019年 10月末	2019年 11月末	2019年 12月末
物件数	22	22	22	22	25	25
テナント数(注1)	374	374	374	371	410	411
賃貸可能面積(㎡) (注2)	354,879.24	354,912.47	354,909.18	354,909.34	381,309.86	381,318.47
賃貸面積(㎡) (注3)	352,883.03	352,777.82	352,857.12	350,768.37	374,417.84	375,815.77
稼働率(%) (注4)	99.4	99.4	99.4	98.8	98.2	98.6

(注1)「テナント数」は、各決算期又は各月末現在における有効な賃貸借契約書に基づくテナント数(貸室に限り、倉庫、ホール、駐車場等のみを賃借しているテナントは含みません。)を記載しています。同一のテナントが複数の賃貸借契約に基づき複数の貸室を賃借している場合、それぞれ個別のテナントとして数え、その合計を記載していますが、同一のテナントが同一物件内に複数の貸室を賃借している場合は、1テナントとして数えています。また、マスターリース契約が締結されている場合には、全てのエンドテナントより当該マスターリース契約上の賃借人が賃借人になることの同意を取得したものと仮定し、当該マスターリース契約上の賃借人から転貸を受けているエンドテナントの数を記載しています。なお、本投資法人が底地のみを保有する場合、土地の賃借人の数を記載しています。

(注2)「賃貸可能面積」は、各決算期又は各月末現在における有効な賃貸借契約書等において各物件に係る信託不動産のうち建物について賃貸可能な面積(各物件に関して複数の建物が存在する場合には、各建物の賃貸可能な面積の合計。なお、貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。ただし、一棟全体を賃貸しているコナミススポーツクラブ京橋及びイオンモール津田沼については共用部面積及び駐車場面積を、ホテルビスタプレミオ東京及びドーマーイン博多祇園については共用部面積を、それぞれ賃貸可能面積に含みます。)を記載しています。また、将来、テナント入れ替わり時における貸室のレイアウト変更等に伴い賃貸可能面積は変動する可能性があります。準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

(注3)「賃貸面積」は、各決算期又は各月末現在において有効なエンドテナントとの賃貸借契約書等に表示された面積(貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。ただし、一棟全体を賃貸しているコナミススポーツクラブ京橋及びイオンモール津田沼については共用部面積及び駐車場面積を、ホテルビスタプレミオ東京及びドーマーイン博多祇園については共用部面積を、それぞれ賃貸面積に含みます。)を記載しています。なお、準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

(注4)「稼働率」は、各決算期又は各月末現在における各資産の賃貸面積の合計を賃貸可能面積の合計で除して得られた数値を百分率で記載しています。

（ロ）個別信託不動産の概要

2019年12月31日現在の保有資産である信託受益権に係る信託不動産の個別の概要は、以下の表のとおりです。なお、以下に記載する保有資産に関する「所在地」、「土地」、「建物」、「PM委託先」、「建物管理委託先」、「特記事項」の各欄の記載事項の説明は以下のとおりです。

A．「所在地」欄に関する説明

「地番」は登記簿上の記載に基づいています。

また「住居表示」未実施の場合は、登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。

B．「土地」欄に関する説明

（ ）「敷地面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。

（ ）「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。

（ ）「所有形態」は、信託不動産に関して不動産信託の信託受託者が保有している権利の種類を記載しています。

（ ）「容積率」は、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて個別信託不動産に適用される数値（いわゆる基準容積率）を記載しています。

（ ）「建蔽率」は、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて個別信託不動産に適用される数値（いわゆる基準建蔽率）を記載しています。

C．「建物」欄に関する説明

（ ）「構造・階数」は、登記簿上の記載に基づいています。

（ ）「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、附属建物がある場合には別途記載しています。

（ ）「所有形態」は、信託不動産に関して不動産信託の信託受託者が保有している権利の種類を記載しています。

（ ）「用途」は、登記簿上の建物種別のうち主要なものを記載しています。

（ ）「建築年月日」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。また増改築等があればその時点を併せて記載しています。

D．「PM委託先」欄に関する説明

「PM委託先」は、各保有資産について本書の日付現在において有効なプロパティマネジメント契約を締結している会社を記載しています。

E．「建物管理委託先」欄に関する説明

「建物管理委託先」は、各保有資産について本書の日付現在において有効な建物管理業務委託契約を締結している会社を記載しています。

F．「信託受託者」欄に関する説明

「信託受託者」は、各保有資産について、本書の日付現在における信託受託者を記載しています。

G．「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」の記載については、個々の資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項に関して記載しています。

< 物件番号00-1-1> ツイン21

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番2、1番3、1番7、1番8、1番9、1番10、1番11（注1）		
	住居表示	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号		
土地	敷地面積	28,163.07㎡（注2）		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率／建蔽率	573.93%（注3）／100%（注4）		
建物	構造・階数	1番2の1：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・ガラス板葺地下1階付38階建 1番2の1（附属建物／符号1）：鉄骨造陸屋根地下1階付6階建 1番2の1（附属建物／符号2）：鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階建 1番2の2：鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板葺地下1階建		
	延床面積	1番2の1：129,720.49㎡ 1番2の1（附属建物／符号1）：9,770.68㎡ 1番2の1（附属建物／符号2）：4,305.61㎡ 1番2の2：2,238.20㎡ 合計：146,034.98㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	1番2の1：事務所・店舗・機械室 1番2の1（附属建物／符号1）：車庫 1番2の1（附属建物／符号2）：車庫 1番2の2：会館	建築年月日	1986年3月14日
PM委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		関電ファシリティーズ	取得年月日	2006年8月31日
（特記事項） 1．本物件の土地の一部には、大阪市高速電気軌道施設構築物の所有を目的として、大阪市高速電気軌道株式会社を地上権者とする区分地上権が設定されています。 2．本物件は敷地の一部を公開空地として計画することにより、下記（注3）記載のとおり容積率の緩和を受けています。また、公開空地については、一般の通行の用に供するとともに公開空地の維持管理等を行う必要があります。 3．本物件は松下IMPビルと屋根付き連絡通路である城見中央歩道橋（通称「スカイウェイ」）で接続されています。当該歩道橋については、大阪市と信託受託者との間で歩道橋の維持管理に関する協定書が締結されており、また、本物件及び松下IMPビルの信託受託者並びに本投資法人及び松下IMPビルを信託財産とする信託受益権を保有する受益者との間で、城見中央歩道橋の維持管理等に係る合意書が締結されており、信託受託者は、当該協定書及び当該合意書に基づく歩道橋の維持管理等に係る負担を行う必要があります。 4．本物件にはアスベスト材が使用されている箇所がありますが、定期的実施している空気環境調査の結果により、安定した状態であることが確認されています。今後も継続して点検・記録等による管理を行う必要があります。				

（注1）地番：1番2（ツイン21（底地一部））は借地ではありますが、本投資法人が当該借地部分も保有しており、本投資法人はツイン21として記載の建物及びその敷地の全てに係る信託受益権を保有しています。

（注2）敷地面積には、ツイン21（底地一部）（地番：1番2）の面積（13,840.00㎡）を含みます。

（注3）本投資法人及び関電不動産開発並びに本物件の信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で、本投資法人の保有物件であったパナソニック大阪京橋ビル（以下「旧パナソニック大阪京橋ビル」といいます。）とツイン21の敷地を一団の土地として有効に利用することを目的とする「土地利用に関する協定書」を締結しています。本物件は、2013年6月21日付でMID都市開発株式会社（現関電不動産開発）に譲渡した旧パナソニック大阪京橋ビルが取り壊された後、2015年4月30日付建築確認済証に基づき、2017年9月末に竣工したオブテージビルと一体で建蔽率・容積率が算出されています。本物件に係る土地の容積率は本来400%であるところ、一団地型総合設計制度を適用した許容容積率は573.93%となっています。

（注4）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

< 物件番号00-1-2> ツイン21（底地一部）

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番2		
	住居表示	-		
土地	敷地面積	13,840.00m ²		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	（注2）		
建物	構造・階数	-		
	延床面積	-		
	所有形態	-		
	用途	-	建築年月日	-
PM委託先		-	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		-	取得年月日	2006年8月31日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注1）ツイン21の底地の一部であり、本投資法人は、ツイン21として記載の建物及びその敷地の全てに係る信託受益権を保有しています。

（注2）< 物件番号00-1-1> ツイン21をご参照下さい。

< 物件番号R0-1> コナミスポーツクラブ京橋

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目8番2、8番3、8番5、8番7、8番15		
	住居表示	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目8番17号		
土地	敷地面積	2,339.35m ²		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	400% / 90%（注1）		
建物	構造・階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺7階建		
	延床面積	9,433.34m ²		
	所有形態	所有権		
	用途	スポーツセンター・駐車場	建築年月日	1999年6月22日
PM委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		-（注2）	取得年月日	2006年8月31日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注1）本物件に係る土地の建蔽率は本来80%であるところ、角地による割増を受け、建蔽率は90%となっています。

（注2）本物件のエンドテナントが選定の上建物管理を委託しており、本投資法人又は信託受託者と建物管理委託先との間に契約関係はありません。

< 物件番号RT-1> イオンモール津田沼

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	千葉県習志野市津田沼一丁目511番 8、511番21、511番90、511番110		
	住居表示	千葉県習志野市津田沼一丁目23番 1 号		
土地	敷地面積	29,397.03m ²		
	用途地域	商業地域（注 1）		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	350%（注 2） / 100%（注 3）		
建物	構造・階数	鉄骨造陸屋根地下 1 階付 5 階建		
	延床面積	96,033.49m ²		
	所有形態	所有権		
	用途	店舗・駐車場・倉庫	建築年月日	2003年 9 月19日 2007年12月10日増築
P M委託先		BMS株式会社（注 4）	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		-（注 5）	取得年月日	2006年 8 月31日 2007年12月10日（増築部分）
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注 1）本物件に係る土地の用途地域は、習志野市が2007年 3 月20日に決定した都市計画の変更により、商業地域となっています。

（注 2）本物件に係る土地の容積率は（注 1）記載の用途地域の変更により本来400%であるところ、新津田沼駅北口地区の地区計画により350%となっています。

（注 3）本物件に係る土地の建蔽率は（注 1）記載の用途地域の変更により本来80%であるところ、防火地域内にある耐火建築物であるため割増を受けています。

（注 4）本物件の P M委託先は、2020年 2 月 1 日付で関電不動産開発からBMS株式会社に変更されました。

（注 5）本物件のエンドテナントが選定の上建物管理を委託しており、本投資法人又は信託受託者と建物管理委託先との間に契約関係はありません。

< 物件番号00-5> MID今橋ビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市中央区今橋二丁目19番 1		
	住居表示	大阪府大阪市中央区今橋二丁目 3 番16号		
土地	敷地面積	1,187.43m ²		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	627%（注 1） / 100%（注 2）		
建物	構造・階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付11階建		
	延床面積	7,482.53m ²		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・車庫	建築年月日	1990年10月31日
P M委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		関電プロパティーズ	取得年月日	2007年 4 月 3 日
（特記事項） 1．本物件は敷地の一部を公開空地として計画することにより、下記（注 1）記載のとおり容積率の緩和を受けています。また、公開空地については、一般の通行の用に供するとともに公開空地の維持管理等を行う必要があります。 2．本物件にはアスベスト材が使用されている箇所がありますが、定期的実施している空気環境調査の結果により、安定した状態であることが確認されています。今後も継続して点検・記録等による管理を行う必要があります。				

（注 1）本物件に係る土地の容積率は本来600%であるところ、総合設計制度の適用のため割増後容積率は627%となっています。

（注 2）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

< 物件番号00-7> 北浜M I Dビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市中央区道修町一丁目 1 番 2、2 番 1、3 番 1、4 番 6、4 番 9		
	住居表示	大阪府大阪市中央区道修町一丁目 6 番 7 号		
土地	敷地面積	1,802.49㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	925.40%（注 1） / 100%（注 2）		
建物	構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付18階建		
	延床面積	14,648.13㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・車庫・店舗	建築年月日	2008年 2 月22日
P M委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
建物管理委託先		関電プロパティーズ	取得年月日	2008年 4 月24日
（特記事項） 本物件は敷地の一部を公開空地として計画することにより、下記（注 1）記載のとおり容積率の緩和を受けています。また、公開空地については、緑地を設置するとともに公開空地の維持管理等を行う必要があります。				

（注 1）本物件に係る土地の容積率は本来800%であるところ、総合設計制度の適用のため割増後容積率は925.40%となっています。

（注 2）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

< 物件番号00-8> M I D西本町ビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市西区阿波座一丁目23番		
	住居表示	大阪府大阪市西区阿波座一丁目 6 番 1 号		
土地	敷地面積	659.86㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	800% / 100%（注 1）		
建物	構造・階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3 階付 9 階建		
	延床面積	6,260.16㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・店舗・駐車場	建築年月日	1989年 3 月15日（注 2）
P M委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		関電プロパティーズ	取得年月日	2008年10月30日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注 1）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

（注 2）本物件の建物は、1967年 2 月20日に建築された建築物（R C 地上 3 階付地下 3 階建）の地下部分を利用し、1989年に建て替えられています。

< 物件番号00-9 > 肥後橋M I Dビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目 1 番38		
	住居表示	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目 5 番16号		
土地	敷地面積	797.86㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	800% / 100%（注）		
建物	構造・階数	鉄骨造陸屋根地下 1 階付11階建		
	延床面積	6,519.63㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所	建築年月日	2010年 1 月18日
P M委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		関電プロパティーズ	取得年月日	2013年 6 月21日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

< 物件番号HR-1 > ドーミーイン博多祇園

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	福岡県福岡市博多区冷泉町46番地		
	住居表示	福岡県福岡市博多区冷泉町 1 番12号		
土地	敷地面積	1,002.19㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	556% / 100%（注 1）		
建物	構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根10階建		
	延床面積	5,633.28㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	ホテル	建築年月日	2009年 1 月29日
P M委託先		関電プロパティーズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		-（注 2）	取得年月日	2013年 9 月30日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注 1）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

（注 2）本物件のエンドテナントが選定の上建物管理を委託しており、本投資法人又は信託受託者と建物管理委託先との間に契約関係はありません。

< 物件番号OT-1> 住友不動産上野ビル6号館

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都台東区東上野五丁目 34番16、34番37、34番39、34番43～46、34番50～51、34番63、37番10～11、37番13～15		
	住居表示	東京都台東区東上野五丁目24番8号		
土地	敷地面積	1,323.78㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	677.87%（注1） / 100%（注2）		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付11階建		
	延床面積	9,631.83㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・車庫	建築年月日	1993年11月17日
PM委託先		住友不動産株式会社	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		住友不動産株式会社	取得年月日	2015年5月1日
（特記事項） 本物件のマスターリース契約により、本物件の所有者が将来本物件につき全部又は一部の譲渡を行う場合、同契約においてマスターリース業務を受託している住友不動産株式会社が優先的に買取交渉を行うことができる旨が定められています。				

（注1）本物件に係る土地の容積率は本来600%であるところ、総合設計制度の適用のため割増後容積率は677.87%となっています。

（注2）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

< 物件番号OT-2> Gスクエア渋谷道玄坂

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都渋谷区道玄坂二丁目23番1、23番12、162番1、162番2、162番6、162番7、162番8、164番1、164番4		
	住居表示	東京都渋谷区道玄坂二丁目11番1号		
土地	敷地面積	918.49㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	714.76%（注1） / 100%（注2）		
建物	構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建		
	延床面積	6,565.87㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・店舗・駐車場	建築年月日	2009年10月8日
PM委託先		シービーアールイー株式会社	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		シービーアールイー株式会社	取得年月日	2015年8月3日
（特記事項） 本物件の土地の一部には、地下鉄道施設の保全を目的として、京王電鉄株式会社を地上権者とする区分地上権が設定されています。				

（注1）本物件は容積率800%の区域と600%の区域に跨って所在するため、加重平均後の許容容積率を記載しています。

（注2）本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建蔽率は100%となっています。

< 物件番号OT-3> 渋谷桜丘スクエア

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都渋谷区桜丘町109番 7、109番 8、109番13		
	住居表示	東京都渋谷区桜丘町31番15号		
土地	敷地面積	1,200.08㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	704.31%（注 1） / 100%（注 2）		
建物	構造・階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付10階建		
	延床面積	8,655.61 ㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・店舗・駐車場	建築年月日	2010年 3 月15日
PM委託先		シービーアールイー株式会社	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
建物管理委託先		シービーアールイー株式会社	取得年月日	2015年 8 月 3 日（土地準共有持分40%） 2017年 2 月 1 日（土地準共有持分60%、建物）
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注 1）本物件は容積率800%の区域と500%の区域に跨って所在するため、加重平均後の許容容積率を記載しています。

（注 2）本物件に係る適用建蔽率は本来80%であるところ、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。

< 物件番号OT-4> 横浜クリエーションスクエア

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	神奈川県横浜市神奈川区栄町 5 番 1		
	住居表示	神奈川県横浜市神奈川区栄町 5 番 1 号		
土地	敷地面積	5,244.81㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権（敷地権）（注 1）		
	容積率 / 建蔽率	530.97%（注 2） / 80%		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板葺陸屋根地下 1 階付20階建		
	延床面積	21,054.60㎡		
	所有形態	区分所有権（注 3）		
	用途	事務所・店舗	建築年月日	1994年 3 月25日
PM委託先		株式会社第一ビルディング	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社第一ビルディング	取得年月日	2015年 8 月 3 日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注 1）敷地権割合：75.39917959%。本物件の土地は、隣接する区分所有建物であるヨコハマポートサイドレイナに係る土地と共通であり、本物件の建物及びヨコハマポートサイドレイナを一体として所有権敷地権が登記されています。なお、敷地面積はヨコハマポートサイドレイナに係る土地の面積も含んでいます。

（注 2）本物件に係る土地の容積率は本来500%であるところ、割増により530.97%となっています。

（注 3）専有面積割合：96.47%

< 物件番号0T-5 > キューブ川崎

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番13、 1 番14		
	住居表示	神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番14号		
土地	敷地面積	6,247.94㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	673% / 80%（注）		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付10階建		
	延床面積	41,290.91㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所	建築年月日	1982年 5 月17日
PM委託先		株式会社第一ビルディング	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社第一ビルディング	取得年月日	2015年 8 月 7 日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注）本物件は、建築基準法に基づく一団地認定を受けた区域内の不動産であり、川崎駅前日進町地区（変更）建築協定に基づき定められた容積率・建蔽率を記載しています。

< 物件番号0T-6 > 東日本橋グリーンビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都中央区東日本橋二丁目32番 1、32番 5、32番 6、32番 8、32番21、32番22（注 1）		
	住居表示	東京都中央区東日本橋二丁目 8 番 3 号		
土地	敷地面積	599.07㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	700% / 100%（注 2）		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根10階建		
	延床面積	4,210.72㎡		
	所有形態	区分所有権（注 3）		
	用途	事務所・車庫・倉庫・物置	建築年月日	1988年 3 月19日
PM委託先		シービーアールイー株式会社	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		シービーアールイー株式会社	取得年月日	2015年12月21日
（特記事項） 本物件の土地の一部（32番22）には、通行を目的として、東京都中央区東日本橋二丁目32番17及び同32番20の土地を要役地とする地役権が設定されています。				

（注 1）本物件に係る土地のうち、32番22については、本物件に係る建物の規約敷地となっています。また、本物件に係る建物の延床面積については、専有部分の全てを信託財産とする不動産信託受益権を保有しているため、一棟の建物の面積を記載しています。

（注 2）本物件に係る適用建蔽率は、本来80%であるところ、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。

（注 3）本物件は区分所有建物となっていますが、専有部分の全てを信託財産とする不動産信託受益権であり、他に区分所有者は存在しません。

< 物件番号OT-7> 笹塚センタービル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都渋谷区笹塚二丁目1番8、1番9		
	住居表示	東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号		
土地	敷地面積	3,032.26㎡		
	用途地域	準工業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	388.37%（注1）/70%（注2）		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付8階建		
	延床面積	11,973.11㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・駐車場	建築年月日	1995年3月2日
PM委託先		株式会社日本プロパティ・ソリューションズ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社日本プロパティ・ソリューションズ	取得年月日	2017年3月22日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注1）本物件は容積率400%の区域と300%の区域に跨って所在するため、加重平均後の許容容積率を記載しています。

（注2）本物件に係る適用建蔽率は、本来60%であるところ、角地による緩和により70%となっています。

< 物件番号OT-8> U S Cビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都江東区東陽四丁目1番9、1番44、1番60、1番61、1番66		
	住居表示	東京都江東区東陽四丁目11番38号		
土地	敷地面積	4,565.21㎡		
	用途地域	商業地域、第二種住居地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	356.06%（注1）/78.40%（注2）		
建物	構造・階数	本棟：鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付8階建 附属建物：鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		
	延床面積	18,506.16㎡（附属建物含む。）		
	所有形態	所有権		
	用途	本棟：事務所・駐車場 附属建物：塵芥室	建築年月日	1990年1月31日 2007年1月12日変更、一部取毀、増築
PM委託先		株式会社ザイマックスアルファ（注3）	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社ザイマックスアルファ（注3）	取得年月日	2017年4月6日（準共有持分約46%（108分の50）） 2018年2月16日（準共有持分約54%（108分の58））
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注1）本物件は容積率500%の区域と300%の区域に跨って所在するため、加重平均後の許容容積率を記載しています。

（注2）本物件の用途地域が商業地域である土地の建蔽率は、本来80%であり、用途地域が第二種住居地域である土地の建蔽率は、本来60%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は、それぞれ100%と70%となり、これらを加重平均した数値を建蔽率として記載しています。

（注3）本物件のPM委託先及び建物管理委託先は、2019年8月1日付でジョーンズラングラサル株式会社から株式会社ザイマックスアルファに変更されました。

< 物件番号OT-9 > 吉安神田ビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都千代田区岩本町二丁目162番2、162番4、162番5、162番6、163番2、163番6		
	住居表示	東京都千代田区岩本町二丁目1番15号		
土地	敷地面積	715.69㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率 (注1)	600% / 100%		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根9階建		
	延床面積	4,554.00㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・駐車場	建築年月日	1989年5月9日 2008年8月11日一部取壊し
PM委託先		株式会社ザイマックスアルファ（注2）	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社ザイマックスアルファ（注2）	取得年月日	2018年2月16日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注1）本物件の用途地域が商業地域である土地の建蔽率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は100%となります。

（注2）本物件のPM委託先及び建物管理委託先は、2019年8月1日付でジョーンズラングラサル株式会社から株式会社ザイマックスアルファに変更されました。

< 物件番号OT-10 > トヨタモビリティサービス本社ビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都中央区日本橋浜町二丁目236番1、236番2、237番1、237番2		
	住居表示	東京都中央区日本橋浜町二丁目12番4号		
土地	敷地面積	1,135.18㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率 (注)	700% / 80%		
建物	構造・階数	鉄骨造陸屋根10階建		
	延床面積	8,123.17㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・店舗	建築年月日	2008年1月29日
PM委託先		株式会社ザイマックスアルファ	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社ザイマックスアルファ	取得年月日	2018年3月1日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注）建蔽率が80%以下であることが建築基準法上の高さ制限適用除外の認定条件になっています。

< 物件番号OT-11> M-C i t y 赤坂一丁目ビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都港区赤坂一丁目1102番 5		
	住居表示	東京都港区赤坂一丁目11番28号		
土地	敷地面積	510.22㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率 （注）	700% / 100%		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根10階建		
	延床面積	3,308.20㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所	建築年月日	1985年 3 月 1 日
P M委託先		シービーアールイー株式会社	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
建物管理委託先		シービーアールイー株式会社	取得年月日	2018年 3 月 1 日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注）本物件の用途地域が商業地域である土地の建蔽率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は100%となります。

< 物件番号OT-12 > 横浜アイランドタワー

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番 1		
	住居表示	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番 1 号		
土地	敷地面積	3,840.76㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権（敷地権）（注 1）		
	容積率 / 建蔽率 （注 2）	1,080% / 80%		
建物	構造・階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3 階付27階建		
	延床面積	41,154.75㎡		
	所有形態	区分所有権（注 3）		
	用途	事務所・店舗・駐車場	建築年月日	2003年 2 月28日
P M委託先		株式会社第一ビルディング	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社第一ビルディング、 株式会社アサヒファシリティズ（注 4）	取得年月日	2018年 9 月14日
（特記事項） 1．本投資法人は、2018年 4 月 9 日から起算して10年を経過するまでの間は、独立行政法人都市再生機構（以下「UR」といいます。）の承諾なく、(i)本物件及び本物件に係る信託受益権の全部又は一部について、第三者に移転することができず、(ii)本物件の全部又は一部について、抵当権、質権、留置権、先取特権若しくは譲渡担保権その他の担保を目的とする権利、地上権、永小作権、地役権、入会権、通行権、使用借権若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、変更し、若しくは移転することができず、(iii)一定の例外を除き本物件を事務所・店舗・駐車場以外の用途に供すること等ができません。 2．本投資法人は、2018年 4 月 9 日から起算して10年を経過するまでの間は、URの承諾なく、本物件の資産運用業務を受託する者又は本物件の建物管理業務を受託する者を変更することができません。				

（注 1）敷地権割合：89.57%。

（注 2）本物件は容積率800%と600%の区域に跨って所在していますが、北仲通南地区再開発地区計画により許容容積率が1,080%に緩和されています。また、商業地域かつ防火地域内の耐火建築物は建蔽率の制限を受けませんが、本物件の許容建蔽率は北仲通南地区再開発地区計画により80%に制限されています。

（注 3）全体共用部分共有持分割合：93.41476%、高層棟一部共用部分共有持分割合：100%。

（注 4）本物件の専有部についてはP M委託先である株式会社第一ビルディングが建物管理業務を受託していますが、本物件の区分所有者から構成される横浜アイランドタワー管理組合と株式会社アサヒファシリティズとの間で、本区分所有建物の全体共用部及び高層棟一部共用部に関して、2017年 2 月28日付建物総合管理業務委託契約（契約期間：2017年 4 月 1 日から2022年 3 月31日）が締結されており、これに基づき株式会社アサヒファシリティズが本区分所有建物の全体共用部及び高層棟一部共用部の建物管理業務を受託しています。そのため、両社を建物管理委託先として記載しています。

< 物件番号OT-13> M-City江戸川橋ビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都文京区関口一丁目45番1、45番4、45番5		
	住居表示	東京都文京区関口一丁目44番10号		
土地	敷地面積	911.25㎡		
	用途地域	商業地域、準工業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率/建蔽率	475.98%（注1）/95.19%（注2）		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建		
	延床面積	4,487.41㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・店舗	建築年月日	1992年9月30日
PM委託先		株式会社第一ビルディング（注3）	信託受益者	三菱UFJ信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社第一ビルディング（注3）	取得年月日	2019年3月19日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注1）本物件は商業地域と準工業地域に跨って所在するため、加重平均後の許容容積率を記載しています。

（注2）本物件の用途地域が商業地域である土地の建蔽率は本来80%であり、用途地域が準工業地域である土地の建蔽率は本来60%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は、それぞれ100%と70%となり、これらを加重平均した数値を建蔽率として記載しています。

（注3）本物件のPM委託先及び建物管理委託先は、2019年10月1日付でジョーンズラングラサル株式会社から株式会社第一ビルディングに変更されました。

< 物件番号OR-1> 仙台キャピタルタワー

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	宮城県仙台市青葉区中央四丁目9番1、9番2、9番14、10番1、10番2、10番3、10番9、10番10		
	住居表示	宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号		
土地	敷地面積	3,420.02㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率/建蔽率	500%/600%（注1）/100%（注2）		
建物	構造・階数	事務所棟：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付19階建 駐車場棟：鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建		
	延床面積	23,702.00㎡（駐車場棟含む。）		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所棟：事務所、店舗 駐車場棟：車庫	建築年月日	1974年3月11日
PM委託先		株式会社ザイマックスアルファ（注3）	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社ザイマックスアルファ（注3）	取得年月日	2017年2月1日
（特記事項） 本物件にはアスベスト材が使用されている箇所がありますが、定期的を実施している空気環境調査の結果により、安定した状態であることが確認されています。今後も継続して点検・記録等による管理を行う必要があります。				

（注1）本物件東側道路境界から50m以内の範囲は600%、50m超の範囲は500%となっています。

（注2）本物件に係る適用建蔽率は、本来80%であるところ、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%になっています。

（注3）本物件のPM委託先及び建物管理委託先は、2019年8月1日付でジョーンズラングラサル株式会社から株式会社ザイマックスアルファに変更されました。

< 物件番号0T-14 > イーストスクエア東京

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都江東区新砂一丁目624番69		
	住居表示	東京都江東区新砂一丁目 6 番35号		
土地	敷地面積	8,926.00㎡		
	用途地域	工業専用地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	200% / 60%		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建		
	延床面積	18,051.08㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・電気室・駐車場	建築年月日	1989年11月 9 日
PM委託先		株式会社ザイマックスアルファ	信託受益者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		株式会社ザイマックスアルファ	取得年月日	2019年11月20日
（特記事項） 該当事項はありません。				

< 物件番号00-10 > 大阪YMビル

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	大阪府大阪市福島区福島七丁目15番 3、15番 4、15番 5、15番 6、15番 7、15番 8		
	住居表示	大阪府大阪市福島区福島七丁目15番26号		
土地	敷地面積	2,869.79㎡		
	用途地域	商業地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	505.14%（注 1） / 90%（注 2）		
建物	構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付12階建		
	延床面積	16,533.95㎡		
	所有形態	所有権		
	用途	事務所・駐車場・店舗	建築年月日	1991年 3 月21日
PM委託先		関電プロパティーズ株式会社	信託受益者	三菱UFJ 信託銀行株式会社
建物管理委託先		関電プロパティーズ株式会社	取得年月日	2019年11月20日
（特記事項） 本物件は敷地の一部を公開空地として計画することにより、容積率の緩和を受けています。また、公開空地については、一般の通行の用に供するとともに公開空地の維持管理等を行う必要があります。				

（注 1）本物件に係る土地の容積率は本来400%であるところ、総合設計制度の適用のため割増後の許容容積率は505.14%となっています。

（注 2）本物件に係る土地の建蔽率は本来80%であるところ、角地による割増を受け、建蔽率は90%となっています。

< 物件番号HT-1> ホテルビスタプレミオ東京

特定資産の種類		不動産信託受益権		
所在地	地番	東京都港区赤坂四丁目301番 1、301番 3		
	住居表示	東京都港区赤坂四丁目 3 番 2 号		
土地	敷地面積	930.29㎡		
	用途地域	商業地域、第 2 種住居地域		
	所有形態	所有権		
	容積率 / 建蔽率	441.57%（注 1） / 94.15%（注 2）		
建物	構造・階数	本棟：鉄骨造陸屋根11階建 附属建物：鉄骨造亜鉛メッキ銅板ぶき平家建		
	延床面積	4,248.19㎡（附属建物も含む。）		
	所有形態	所有権		
	用途	本棟：ホテル・店舗 附属建物：駐車場	建築年月日	2018年 4 月30日
PM委託先		フジタビルメンテナンス株式会社	信託受益者	三井住友信託銀行株式会社
建物管理委託先		フジタビルメンテナンス株式会社	取得年月日	2019年11月22日
（特記事項） 該当事項はありません。				

（注 1）本物件は容積率500%の区域と300%の区域に跨って所在するため、加重平均後の許容容積率を記載しています。

（注 2）本物件の用途地域が商業地域である土地の建蔽率は、本来80%であり、用途地域が第二種住居地域である土地の建蔽率は、本来60%ですが、防火地域内にある耐火建築物であること及び角地により緩和され、適用される建蔽率は、それぞれ100%と80%となり、これらを加重平均した数値を建蔽率として記載しています。

（ハ）個別信託不動産の収支状況

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

物件名	住友不動産 上野ビル6号館 （注2）	Gスクエア 渋谷道玄坂	渋谷桜丘スクエア	横浜クリエーショ ンスクエア	キューブ川崎
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日
賃貸料	-	270,130	287,569	251,594	566,113
共益費	-	25,255	52,105	85,283	74,124
駐車場収入	-	3,240	4,980	13,735	2,519
賃貸事業収入	-	298,626	344,655	350,613	642,757
水道光熱費収入	-	15,101	26,403	13,343	49,583
解約違約金	-	-	-	-	-
その他賃貸収入	-	996	2,683	540	4,949
その他賃貸事業収入	-	16,097	29,087	13,883	54,533
賃貸事業収益	-	314,723	373,743	364,497	697,290
管理業務費	-	13,026	17,004	96,901	65,715
水道光熱費	-	13,732	25,296	35,937	76,908
公租公課	-	25,336	29,431	26,785	64,105
損害保険料	-	141	182	-	674
修繕費	-	3,789	5,795	2,847	13,899
その他賃貸事業費用	-	5,326	504	16,725	9,017
賃貸事業費用（ 、 加算前）	-	61,351	78,215	179,197	230,320
NOI（ - ）	185,280	253,372	295,527	185,299	466,970
減価償却費	33,903	31,418	55,088	25,499	54,713
固定資産除却損	786	-	-	-	-
賃貸事業利益（ - - ）	150,591	221,953	240,438	159,799	412,256

物件名	東日本橋 グリーンビル	笹塚センタービル	USCビル	吉安神田ビル	トヨタモビリティ サービス本社ビル （注2）
運用日数	184日	184日	184日	184日	184日
賃貸料	56,757	232,510	186,766	74,947	-
共益費	23,801	37,226	84,367	16,306	-
駐車場収入	3,300	1,560	12,729	7,709	-
賃貸事業収入	83,858	271,297	283,863	98,963	-
水道光熱費収入	6,242	9,956	23,900	9,645	-
解約違約金	-	-	-	-	-
その他賃貸収入	2,656	1,049	8,047	154	-
その他賃貸事業収入	8,899	11,005	31,948	9,800	-
賃貸事業収益	92,757	282,303	315,811	108,764	-
管理業務費	7,276	21,741	23,690	6,939	-
水道光熱費	6,942	17,805	33,438	8,229	-
公租公課	6,300	25,132	27,528	8,805	-
損害保険料	75	203	347	82	-
修繕費	1,487	34,359	3,590	4,001	-
その他賃貸事業費用	350	564	520	1,507	-
賃貸事業費用（ 、 加算前）	22,434	99,807	89,115	29,567	-
NOI（ - ）	70,323	182,495	226,696	79,197	180,664
減価償却費	9,586	21,908	31,923	6,020	43,056
固定資産除却損	-	-	-	-	-
賃貸事業利益（ - - ）	60,736	160,587	194,773	73,177	137,608

物件名		M-C i t y 赤坂一丁目ビル	横浜 アイランドタワー	M-C i t y 江戸川橋ビル (注2)	イーストスクエア 東京 (注3)	ツイン21
運用日数		184日	184日	184日	42日	184日
	賃貸料	85,668	473,808	-	46,618	1,754,643
	共益費	4,254	192,832	-	10,486	434,558
	駐車場収入	552	-	-	1,601	81,000
賃貸事業収入		90,474	666,640	-	58,706	2,270,201
	水道光熱費収入	6,353	-	-	22,867	146,894
	解約違約金	-	-	-	-	4,236
	その他賃貸収入	459	2,197	-	25,619	24,380
その他賃貸事業収入		6,812	2,197	-	48,487	175,511
賃貸事業収益		97,287	668,838	-	107,193	2,445,712
管理業務費		7,454	118,731	-	16,347	307,710
水道光熱費		6,893	18,858	-	13,781	244,920
公租公課		11,942	60,544	-	-	200,918
損害保険料		62	1,186	-	74	2,592
修繕費		7,653	50,019	-	1,805	106,982
その他賃貸事業費用		3,893	3,166	-	301	20,961
賃貸事業費用（ 、 加算前）		37,900	252,506	-	32,311	884,085
NOI（ - ）		59,387	416,332	86,117	74,882	1,561,627
減価償却費		6,027	94,453	7,046	9,109	461,953
固定資産除却損		-	-	-	-	613
賃貸事業利益（ - - ）		53,360	321,878	79,071	65,773	1,099,060

物件名		M I D今橋ビル	北浜M I Dビル	M I D 西本町ビル	肥後橋 M I Dビル	大阪Y Mビル (注3)
運用日数		184日	184日	184日	184日	42日
	賃貸料	82,175	223,585	77,127	92,163	35,900
	共益費	4,874	49,253	6,718	19,460	6,399
	駐車場収入	8,733	8,531	3,027	1,813	2,425
賃貸事業収入		95,784	281,370	86,873	113,437	44,725
	水道光熱費収入	7,583	41,181	10,400	12,526	2,624
	解約違約金	-	-	-	-	-
	その他賃貸収入	180	1,287	731	263	152
その他賃貸事業収入		7,763	42,469	11,131	12,790	2,777
賃貸事業収益		103,547	323,839	98,005	126,228	47,503
管理業務費		14,146	26,482	11,382	13,066	7,963
水道光熱費		7,962	25,692	8,639	9,586	4,345
公租公課		12,612	22,729	8,696	13,375	-
損害保険料		155	228	94	118	67
修繕費		4,296	3,189	3,469	2,708	122
その他賃貸事業費用		400	862	400	480	456
賃貸事業費用（ 、 加算前）		39,573	79,186	32,682	39,335	12,956
NOI（ - ）		63,973	244,653	65,322	86,892	34,546
減価償却費		25,822	39,389	21,171	22,467	4,179
固定資産除却損		-	-	-	6	-
賃貸事業利益（ - - ）		38,150	205,264	44,151	64,419	30,367

物件名		仙台 キャピタルタワー	イオンモール 津田沼	ホテルビスタ プレミオ東京 (注2)(注3)	コナミスポーツ クラブ京橋 (注2)	ドーミーイン 博多祇園 (注2)
運用日数		184日	184日	40日	184日	184日
	賃貸料	200,439	726,000	-	-	-
	共益費	42,514	-	-	-	-
	駐車場収入	18,896	-	-	-	-
賃貸事業収入		261,851	726,000	-	-	-
	水道光熱費収入	16,315	-	-	-	-
	解約違約金	-	-	-	-	-
	その他賃貸収入	1,975	1	-	-	-
その他賃貸事業収入		18,291	1	-	-	-
賃貸事業収益		280,142	726,001	-	-	-
管理業務費		32,788	2,920	-	-	-
水道光熱費		38,380	-	-	-	-
公租公課		25,529	61,702	-	-	-
損害保険料		380	660	-	-	-
修繕費		6,647	5,393	-	-	-
その他賃貸事業費用		317	-	-	-	-
賃貸事業費用（ 、 加算前）		104,045	70,676	-	-	-
NOI（ - ）		176,097	655,325	37,128	86,709	97,425
減価償却費		27,748	115,095	7,974	18,524	19,439
固定資産除却損		-	-	-	-	-
賃貸事業利益（ - - ）		148,348	540,229	29,153	68,185	77,985

物件名		当期合計 (注2)
運用日数		
	賃貸料	6,387,919
	共益費	1,283,208
	駐車場収入	198,339
賃貸事業収入		7,869,468
	水道光熱費収入	451,120
	解約違約金	4,236
	その他賃貸収入	81,581
その他賃貸事業収入		536,938
賃貸事業収益		8,406,407
管理業務費		872,386
水道光熱費		630,800
公租公課		679,750
損害保険料		8,000
修繕費		275,203
その他賃貸事業費用		68,016
賃貸事業費用（ 、 加算前）		2,534,158
NOI（ - ）		5,872,248
減価償却費		1,193,524
固定資産除却損		1,405
賃貸事業利益（ - - ）		4,677,318

（注1）金額については、千円未満を切り捨てて記載しています。

（注2）テナントから開示について同意が得られていないため、NOI、減価償却費、固定資産除却損及び賃貸事業利益以外は記載していません。

ただし、当期合計には、NOI、減価償却費、固定資産除却損及び賃貸事業利益以外の数値も含めて記載しています。

（注3）イーストスクエア東京及び大阪YMビルは2019年11月20日に、ホテルビスタプレミオ東京は2019年11月22日に、それぞれ取得しています。

(二) 主要な不動産等に関する情報

保有資産のうち、当期の総賃貸事業収入の合計に占める割合が10%以上のものの状況は以下のとおりです。

物件名	ツイン21
テナント数（注１）	109
賃貸事業収入（千円）	2,270,201
賃貸事業収入の合計に占める割合（％）	28.8
賃貸面積（㎡）（注２）	80,790.13
賃貸可能面積（㎡）（注３）	82,304.83

最近５年間の稼働率（％）（注４）

2015年６月30日	97.6
2015年12月31日	97.6
2016年６月30日	98.0
2016年12月31日	97.7
2017年６月30日	98.2
2017年12月31日	97.8
2018年６月30日	98.1
2018年12月31日	98.2
2019年６月30日	99.2
2019年12月31日	98.2

（注１）「テナント数」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書に基づくテナント数（貸室に限り、倉庫、ホール、駐車場等のみを賃借しているテナントは含みません。）を記載しています。同一のテナントが複数の賃貸借契約に基づき複数の貸室を賃借している場合、それぞれ個別のテナントとして数え、その合計を記載していますが、同一のテナントが同一物件内に複数の貸室を賃借している場合は、１テナントとして数えています。

（注２）「賃貸面積」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書等に表示された面積（貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。）を記載しています。

（注３）「賃貸可能面積」は、2019年12月31日現在における賃貸可能な面積（貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場等の面積は含みません。）を記載しています。

（注４）「稼働率」は、賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値を百分率で記載しています。

（注５）記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

（ホ）主要なテナントの概要

保有資産について、2019年12月31日現在において、特定のテナントに対する賃貸面積が、同日時点の全ての資産の全賃貸面積の10%以上を占めるテナントに対する賃貸状況は、以下のとおりです。

なお、物件については、本投資法人をマスターリース会社とするマスターリース（マスターリース会社である本投資法人がエンドテナントから受領する賃料と同額の賃料を賃貸人である信託受託者に支払う「パス・スルー型」のマスターリース）の形態を取っています。

テナント名称 （業種）	入居 物件名	賃貸面積 （㎡） （注1）	年間賃料 （千円） （注2） （注4）	敷金・ 保証金 （千円） （注3） （注4）	全賃貸面積に 占める割合 （注4）	契約形態 （注5）	契約満了日 （注5）	契約更改の 方法 （注5）
イオンリテール 株式会社 （卸売・小売業）	イオンモール 津田沼	101,210.44	1,452,000	2,000,000	26.9%	定期建物 賃貸借	2023年 9月29日 （注6）	更新なし
パナソニック 株式会社 （電気機器）	ツイン21	40,914.84	1,930,735	1,483,561	10.9%	普通賃貸借	2022年 3月31日	期間満了6ヶ 月前に相手方 に対し、文書 による解約の 通知がないと きは、2年間 継続され、以 後も同様。

（注1）「賃貸面積」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書等に表示された面積（貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場の面積は含みません。）を記載しています。なお、準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

（注2）「年間賃料」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書等に表示された月額賃料（売上歩合賃料等は歩合部分等を含まず最低保証賃料に基づいて算出しています。）及び月額共益費の合計を12倍して記載しています（貸室に係る賃料及び共益費に限り、倉庫等に係る賃料及び共益費は含みません。）。また、水道光熱費収入等は含みません。

（注3）「敷金・保証金」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約等に基づく敷金及び保証金（貸室に限り、倉庫等に係る敷金・保証金は含みません。）の残高を記載しています。

（注4）記載未満の数値について、金額は切捨て、比率は四捨五入により記載しています。

（注5）複数の賃貸借契約等がある場合には、賃貸面積が最も大きい賃貸借契約等の内容を記載しています。

（注6）本物件については、2023年9月30日から2043年9月29日までを契約期間とする定期建物賃貸借契約を、2019年9月30日に締結しています。

（ヘ）主要な（賃貸面積上位）10テナントの概要

2019年12月31日現在において、特定のテナントに対する賃貸面積の、同日時点の全ての資産の全賃貸面積に占める割合の上位10位までのテナントは、以下のとおりです。

テナント名（注1）	入居物件名	契約満了日（注2）	賃貸面積 （㎡） （注3）	全賃貸面積に 占める割合 （％） （注4）
イオンリテール株式会社	イオンモール津田沼	2023年9月29日 （注5）	101,210.44	26.9
パナソニック株式会社	ツイン21	2022年3月31日	40,914.84	10.9
独立行政法人都市再生機構	横浜アイランドタワー	2028年4月8日	13,031.37	3.5
コナミスポーツ株式会社	コナミスポーツクラブ京橋	（注6）	9,586.26	2.6
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	横浜アイランドタワー	（注6）	9,491.68	2.5
三菱電機プラントエンジニアリング 株式会社	住友不動産上野ビル6号館	（注6）	6,459.17	1.7
株式会社ザイマックス	トヨタモビリティサービス 本社ビル	2020年2月29日	6,123.81	1.6
株式会社共立メンテナンス	ドーミーイン博多祇園	2029年3月31日	5,397.66	1.4
TAC株式会社	渋谷桜丘スクエア	（注6）	5,296.78	1.4
東京電力パワーグリッド株式会社	USCビル	2021年5月31日	4,911.76	1.3
合計			202,423.77	53.9

（注1）「テナント名」は、マスターリース会社がエンドテナントから受領する賃料と同額の賃料を賃貸人に支払う「パス・スルー型」のマスターリースが行われている場合にはエンドテナントの名称を記載しています。

（注2）複数の賃貸借契約等がある場合には、賃貸面積が最も大きい契約の満了日を記載しています。

（注3）「賃貸面積」は、2019年12月31日現在における有効な賃貸借契約書等に表示された面積（貸室面積に限り、倉庫、ホール、駐車場の面積は含みません。）を記載しています。なお、準共有物件の場合には、物件全体に係る面積に信託受益権の準共有持分割合を乗じて記載することとしています。

（注4）「全賃貸面積に占める割合」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。そのため、記載されている数値を合算した数値が、「合計」欄の記載数値とは必ずしも一致しない場合があります。

（注5）本物件については、2023年9月30日から2043年9月29日までを契約期間とする定期建物賃貸借契約を、2019年9月30日に締結しています。

（注6）「契約満了日」については、テナントから開示について同意が得られていないため、記載していません。

(ト)地震リスク評価報告書及び建物状況評価報告書の概要

本投資法人は、運用資産について、株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社に依頼し、地震リスク分析の評価を行っています。当該分析は、目視可能な範囲での現地調査、構造図面・構造計算書をもとに、地震応答解析に基づき建物固有の地震に対する脆弱性を考慮し、地震ハザード及び地盤条件を含めた総合的な評価を行い、地震による建物のPML値（予想最大損失率）（注1）を算定しています。株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社作成の2019年10月付の地震リスク評価（ポートフォリオ）報告書に基づく本投資法人の各保有資産に係る建物のPML値は、以下のとおりです。

また、本投資法人は、本投資法人の各保有資産について、建物検査、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物状況評価報告書（建物エンジニアリングレポート）を日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社、株式会社安井建築設計事務所、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社イー・アール・エス、株式会社東京建築検査機構、SOMPOリスクマネジメント株式会社及び大和不動産鑑定株式会社より取得しています。建物状況評価報告書の記載は報告者の意見を示したものととどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社、株式会社安井建築設計事務所、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社イー・アール・エス、株式会社東京建築検査機構、SOMPOリスクマネジメント株式会社及び大和不動産鑑定株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、本書の提出日現在、本投資法人の保有資産について、地震保険は付保していません。

物件 番号	物件名称	地震リスク評価報告書	建物状況評価報告書	
		PML値（予想最大損失率）（%） （注1）	長期修繕費用 見積り額（千円） （注2）	作成者 報告書作成日
00-1	ツイン21	3.9	9,457,240 （注3）	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年6月
R0-1	コナミスポーツクラブ京橋	6.3	85,300	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年6月
RT-1	イオンモール津田沼	4.1	550,400	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年6月
00-5	MID今橋ビル	6.9	309,910	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年6月
00-7	北浜MIDビル	3.4	286,650	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年6月
00-8	MID西本町ビル	6.1	252,050	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年6月
00-9	肥後橋MIDビル	6.2	98,480	株式会社安井建築設計事務所 2015年6月
HR-1	ドーマーイン博多祇園	0.4	25,410	株式会社安井建築設計事務所 2015年6月
OT-1	住友不動産上野ビル6号館	3.2	399,700	日建設計コンストラクション・ マネジメント株式会社 2015年3月
OT-2	Gスクエア渋谷道玄坂	4.2	81,512	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2015年6月
OT-3	渋谷桜丘スクエア	3.3	133,286	株式会社イー・アール・エス 2016年12月

物件 番号	物件名称	地震リスク評価報告書	建物状況評価報告書	
		PML値（予想最大損失率）（%） （注１）	長期修繕費用 見積り額（千円） （注２）	作成者 報告書作成日
OT-4	横浜クリエーションスクエア	4.5	491,167 （注４）	株式会社東京建築検査機構 2015年６月
OT-5	キューブ川崎	7.0	1,306,350	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2015年６月
OT-6	東日本橋グリーンビル	10.4	146,898	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2015年12月
OR-1	仙台キャピタルタワー	0.2	642,578 （注５）	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2016年12月
OT-7	笹塚センタービル	4.1	411,192	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2017年２月
OT-8	USCビル	4.8	367,888	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2016年12月
OT-9	吉安神田ビル	8.7	124,670	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2017年９月
OT-10	トヨタモビリティサービス本社ビル	5.1	201,330	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2017年４月
OT-11	M-City赤坂一丁目ビル	8.4	111,457	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2017年８月
OT-12	横浜アイランドタワー	3.0	741,463 （注６）	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2018年７月
OT-13	M-City江戸川橋ビル	4.8	251,480	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2019年３月
OT-14	イーストスクエア東京	3.9	671,907	東京海上日動リスク コンサルティング株式会社 2019年10月
OO-10	大阪YMビル	6.0	513,720	SOMPOリスクマネジメント 株式会社 2019年10月
HT-1	ホテルビスタプレミア東京	5.2	314,806 （注７）	大和不動産鑑定株式会社 2019年８月
合 計		2.0 （注８）	17,976,844	—

（注１）「PML値」は、不動産・保険業界において「予想最大損失」として訳されており、建物に関する地震リスクの評価指標として用いられています。ただし、統一された評価方法はなく、目的や用途に応じて様々な方法で評価が行われています。

本書においては、株式会社イー・アール・エス及び応用アール・エム・エス株式会社により算出された損失額及び年超過確率の関係を表す「リスクカーブ」から「再現期間475年に対する建物の予想損失額」を「PML値（予想最大損失）」と定義しています。ここで再現期間475年の予想損失はBELCAガイドラインにおける「50年間での超過確率10%の損失」に相当します。分析においては、現地調査、建物状況や設計図書との整合性の確認、及び構造検討に基づき、建物に固有な損失率曲線（地震動の大きさと損失の関係）を求め、応用アール・エム・エス株式会社所有の自然災害リスク分析ソフトウェアRiskLink®を用いてPML値を評価しています。

ただし、予想損失は、地震動による建物（構造部材・非構造部材・建築設備）のみの直接損失に関するものであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

（注２）「長期修繕費用見積り額」は、上記表に記載の作成者による建物状況評価報告書に基づく今後12年間に必要と予測される修繕に係る費用を記載しています。

（注３）建物全体（附属建物等を含みます。）を合算した金額です。

（注４）一棟の建物全体について算出された数値に専有面積割合（96.47%）を乗じた数値を記載しています。

（注５）事務所棟に係る長期修繕費用見積り額586,683千円及び駐車場棟に係る長期修繕費用見積り額55,895千円の合計額を記載しています。

（注６）一棟の建物全体について算出された数値に、本投資法人が保有する部分に対応する割合（全体共用部分共有持分割合：93.41476%、高層棟一部共用部分共有持分割合：100%）を乗じた数値を記載しています。

(注7) 建物建築後3年以内であるため、上記表に記載の作成者による建物状況評価報告書に基づく今後20年間に必要と予測される修繕に係る費用を記載しています。

(注8) ポートフォリオ全体(「名古屋ルーセントタワー(匿名組合出資持分)」を除く25物件)のPML値を記載しています。

（チ）設計者、施工者及び建築確認機関の概要

2019年12月31日現在の各保有資産における設計者、施工者及び建築確認機関は以下のとおりです。

物件 番号	物件名称	設計者	施工者	建築確認機関
00-1	ツイン21	株式会社日建設計	鹿島建設・竹中工務店・熊谷組共同企業体、大成建設・奥村組・鴻池組・清水建設共同企業体、株式会社大林組、西松建設株式会社	大阪市
R0-1	コナミスポーツクラブ 京橋	株式会社熊谷組	株式会社熊谷組	大阪市
RT-1	イオンモール津田沼	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	財団法人 日本建築セン ター（注１）
00-5	M I D 今橋ビル	株式会社赤松菅野 建築設計事務所	鹿島建設・銭高組共同企業体	大阪市
00-7	北浜M I Dビル	鹿島建設株式会社	鹿島建設株式会社	財団法人 日本建築総合 試験所（注２）
00-8	M I D 西本町ビル	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	大阪市
00-9	肥後橋M I Dビル	株式会社竹中工務店	株式会社竹中工務店	株式会社 日本確認検査 センター
HR-1	ドーミーイン博多祇園	鹿島建設株式会社	鹿島建設株式会社	日本E R I 株式会社
OT-1	住友不動産 上野ビル6号館	株式会社協立建築 設計事務所	株式会社竹中工務店東京本店	東京都
OT-2	Gスクエア渋谷道玄坂	株式会社久米設計	株式会社フジタ	東京都
OT-3	渋谷桜丘スクエア	株式会社日本設計	東急建設株式会社	株式会社J建築 検査センター
OT-4	横浜クリエーション スクエア	住宅・都市整備公団 （注３）	株式会社フジタ	横浜市
OT-5	キューブ川崎	株式会社松田平田 坂本設計事務所 （注４）	株式会社竹中工務店	川崎市
OT-6	東日本橋 グリーンビル	フジタ工業株式会社 東京支店 一級建築士事務所 （注５）	フジタ工業株式会社 東京支店（注５）	東京都中央区
OR-1	仙台キャピタルタワー	株式会社日建設計大 阪事務所一級建築士 事務所	戸田建設株式会社仙台支店	仙台市
OT-7	笹塚センタービル	株式会社日総建	大成建設株式会社	東京都
OT-8	U S C ビル	株式会社下永瀬設計 事務所	清水建設株式会社	東京都江東区
OT-9	吉安神田ビル	湯浅商事株式会社一 級建築士事務所	清水建設株式会社	東京都
OT-10	トヨタモビリティサー ビス本社ビル	大成建設株式会社一 級建築士事務所	大成建設株式会社東京支店	財団法人 日本建築セン ター（注１）
OT-11	M-C i t y 赤坂一丁 目ビル	鹿島建設株式会社	鹿島建設株式会社	東京都港区
OT-12	横浜アイランドタワー	都市基盤整備公団神 奈川地域支社	竹中・清水・戸田建設工事共同事業体	横浜市
OT-13	M-C i t y 江戸川橋ビル	株式会社アイ.エヌ. エー.新建築研究所	株式会社大林組東京本社	東京都文京区
OT-14	イーストスクエア東京	株式会社日本設計事 務所	鹿島・長谷工・大木・浅野建設共同企業体	東京都
00-10	大阪Y Mビル	株式会社メック・デ ザイン・インターナ ショナル	竹中・吉岡共同企業体	大阪市
HT-1	ホテルピスタプレミオ 東京	株式会社梓設計一級 建築士事務所	株式会社フジタ 東京支店	ハウスプラス 確認検査 株式会社

（注１）「財団法人日本建築センター」は、2011年４月１日付で「一般財団法人日本建築センター」へ名称変更をしています。

（注２）「財団法人日本建築総合試験所」は、2012年４月１日付で「一般財団法人日本建築総合試験所」へ名称変更をしています。

（注３）「住宅・都市整備公団」は、1999年10月１日付で解散しています。

（注４）「株式会社松田平田坂本設計事務所」は、2001年に「株式会社松田平田設計」へ名称変更をしています。

（注５）「フジタ工業株式会社」は、2002年に「株式会社フジタ」へ名称変更をしています。

(リ) 運用資産の資本的支出

A. 資本的支出の予定

保有資産において、すでに実施を開始し、又は現在計画している修繕工事等に伴う資本的支出のうち主要なものについては以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上費用に区分経理される部分が含まれている場合があります。

不動産等の名称 (所在地)	目的	予定期間	工事予定金額 (百万円)		
			総額	当期 支払額	既支払 総額
キューブ川崎 (川崎市川崎区)	熱源更新工事	自 2019年 9 月 至 2020年 1 月	238	-	-
ツイン21 (大阪市中央区)	エレベーター部分更新	自 2020年 3 月 至 2020年10月	182	-	-
横浜アイランドタワー (横浜市中区)	喫煙スペース改修工事	自 2020年 4 月 至 2020年 6 月	101	-	-
イオンモール津田沼 (千葉県習志野市)	冷温水発生機更新	自 2020年 5 月 至 2020年12月	95	-	-
ツイン21 (大阪市中央区)	基準階空調機制御改修	自 2020年 8 月 至 2020年11月	82	-	-

(注) 記載未満の数値について、金額は切捨てにより記載しています。

B. 期中に行った資本的支出

保有資産において、当期に行った資本的支出に該当する主な工事の概要は以下のとおりです。当期の資本的支出は1,235百万円であり、当期費用に区分された修繕費275百万円と併せ、1,511百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在地)	目的	工事期間	工事金額 (百万円)
横浜アイランドタワー (横浜市中区)	高層棟一部共用セキュリティシステム更新工事	自 2019年 5 月 至 2019年12月	541
ツイン21 (大阪市中央区)	雑排水管更新	自 2019年 8 月 至 2019年12月	70
ツイン21 (大阪市中央区)	パークアベニュー改修	自 2019年10月 至 2019年12月	63
ツイン21 (大阪市中央区)	基準階空調機制御改修	自 2018年12月 至 2019年 8 月	62
横浜アイランドタワー (横浜市中区)	全体共用セキュリティシステム更新工事	自 2019年 5 月 至 2019年12月	49
その他不動産等	その他資本的支出		447
合計			1,235

C．長期修繕計画のために積み立てた金銭(修繕積立金)

本投資法人は物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の修繕等の資金に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積み立てています。

営業期間	第18期 自2015年 1月1日 至2015年 6月30日	第19期 自2015年 7月1日 至2015年 12月31日	第20期 自2016年 1月1日 至2016年 6月30日	第21期 自2016年 7月1日 至2016年 12月31日	第22期 自2017年 1月1日 至2017年 6月30日
当期首積立金残高（百万円）	702	577	781	1,232	1,546
当期積立額（百万円）	458	550	801	801	851
当期積立金取崩額（百万円）	583	346	350	488	858
次期繰越額（百万円）	577	781	1,232	1,546	1,539

営業期間	第23期 自2017年 7月1日 至2017年 12月31日	第24期 自2018年 1月1日 至2018年 6月30日	第25期 自2018年 7月1日 至2018年 12月31日	第26期 自2019年 1月1日 至2019年 6月30日	第27期 自2019年 7月1日 至2019年 12月31日
当期首積立金残高（百万円）	1,539	1,581	389	-	-
当期積立額（百万円）	817	298	12	-	-
当期積立金取崩額（百万円）	775	1,490	401	-	-
次期繰越額（百万円）	1,581	389	-	-	-

（注）第25期の期中より長期修繕計画のための金銭の積立は行わないこととしました。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

本投資法人の各計算期間末における総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額の推移は以下のとおりです。

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たりの純資産額 (円)
第22期計算期間末 (2017年6月30日)	248,821 (246,478)	127,675 (125,332)	86,085 (84,505)
第23期計算期間末 (2017年12月31日)	248,837 (246,431)	127,737 (125,332)	86,127 (84,505)
第24期計算期間末 (2018年6月30日)	272,674 (269,907)	139,404 (136,637)	84,840 (83,156)
第25期計算期間末 (2018年12月31日)	280,790 (276,608)	141,257 (137,076)	85,969 (83,424)
第26期計算期間末 (2019年6月30日)	274,736 (270,215)	142,070 (137,550)	86,463 (83,712)
第27期計算期間末 (2019年12月31日)	301,075 (297,588)	156,027 (152,539)	87,453 (85,498)

(注1) 「総資産額」、「純資産総額」及び「1口当たりの純資産額」については、期中では正確に把握できていないため、各月末における推移は記載していません。

(注2) () 内の数値は各計算期間末に分配を行った後の分配落ち後の金額を記載しています。

(注3) 2017年12月31日を基準日、2018年1月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行いました。1口当たりの純資産額については、第22期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

（本投資証券の取引所価格の推移）

	回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
計算期間の最高・最低投資口価格（円）	決算年月	2017年 6月	2017年 12月 （注3）	2018年 6月	2018年 12月	2019年 6月	2019年 12月
	最高	359,000	397,500 □76,200	85,400	93,200	106,300	127,200
	最低	324,000	313,000 □75,000	73,300	77,300	84,900	102,500

	月別	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月
月別最高・最低投資口価格（円）	最高	109,400	112,800	118,700	127,200	124,800	121,000
	最低	102,500	107,000	109,500	118,500	112,500	113,300

（注1）本投資証券は、2006年8月29日に東京証券取引所に上場しました。

（注2）最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場における終値によります。

（注3）本投資法人は、2017年12月31日を基準日、2018年1月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合をもって投資口の分割を行っています。なお、第23期については、2017年12月27日より当該投資口分割による権利落後の投資口価格にて取引されており、□印は、当該投資口分割による権利落後の投資口価格を示しています。

【分配の推移】

計算期間	分配総額 （千円）	1口当たり利益 分配金（円）
第22期（自 2017年1月1日 至 2017年6月30日）	2,343,337	7,900
第23期（自 2017年7月1日 至 2017年12月31日）	2,405,628	8,110
第24期（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）	2,767,022	1,684
第25期（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）	4,181,753	2,545
第26期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）	4,520,236	2,751
第27期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）	3,487,964	1,955

【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間	自己資本利益率 （注1）	（年換算） （注2）
第22期（自 2017年1月1日 至 2017年6月30日）	2.1%	(4.2%)
第23期（自 2017年7月1日 至 2017年12月31日）	1.9%	(3.7%)
第24期（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）	2.1%	(4.2%)
第25期（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）	3.3%	(6.5%)
第26期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）	3.5%	(7.1%)
第27期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）	2.3%	(4.5%)

（注1）当期純利益/{(期首純資産額+期末純資産額)÷2}×100

（注2）日数に基づき年換算しています。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

2006年5月26日	設立企画人（MIDリートマネジメント株式会社）による投信法第69条に基づく設立に係る届出
2006年6月1日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立
2006年6月8日	投信法第188条に基づく登録の申請
2006年6月22日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 近畿財務局長 第2号）
2006年8月29日	東京証券取引所に上場
2006年8月31日	資産運用の開始
2015年6月16日	MIDリート投資法人からMCUBS MidCity投資法人へ商号変更
2015年10月5日	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号へ本店移転（登録番号 関東財務局長 第109号）
2018年1月1日	投資口の分割（投資口1口を5口に分割）、発行可能投資口総口数の変更

2【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	土屋 勝裕	1999年4月 1999年4月 2005年4月 2005年12月 2006年5月 2008年4月 2012年4月 2013年6月 2017年6月	弁護士登録 常松・築瀬・関根法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所 弁護士法人キャスト系賀入所 リプラスリートマネジメント株式会社（現 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社）コンプライアンス委員 MIDリートマネジメント株式会社（現 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社）コンプライアンス委員 シティユーワ法律事務所入所 土屋国際経済経営法律事務所（現 M & A 総合法律事務所）代表弁護士（現任） オーケー株式会社 監査役（現任） MCUBS MidCity投資法人 執行役員（現任）	0
監督役員	喜多村 晴雄	1983年9月 1987年3月 1994年5月 1996年12月 2000年6月 2002年8月 2003年2月 2004年6月 2005年12月 2006年6月 2009年6月 2010年6月 2015年6月 2015年10月 2016年5月 2016年6月 2019年6月 2019年10月	アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 公認会計士登録 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）社員 朝日アーサーアンダーセン株式会社 取締役 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員 喜多村公認会計士事務所 開設、所長（現任） チャールズウェインコンサルティング株式会社（現 セルウィンコンサルティング株式会社）代表取締役（現任） ローム株式会社 社外監査役（非常勤） 住商グレンジャー株式会社（現 株式会社MonotaRO）社外取締役（非常勤）（現任） MIDリート投資法人（現 MCUBS MidCity投資法人）監督役員（現任） ヤマハ株式会社 監査役（非常勤） 同社 取締役（非常勤） アスモ株式会社 社外監査役（非常勤） 株式会社リーガル不動産 社外監査役（非常勤）（現任） 公益社団法人日本脳卒中協会 監事（非常勤）（現任） 東洋アルミニウム株式会社 社外監査役（非常勤）（現任） 株式会社デンソー 社外監査役（非常勤）（現任） 株式会社三鈴 社外監査役（非常勤）（現任）	0
監督役員	伊藤 治	1998年4月 2005年4月 2015年4月 2015年6月	弁護士登録、虎門中央法律事務所入所 虎門中央法律事務所 パートナー 扶桑合同法律事務所入所 パートナー（現任） MCUBS MidCity投資法人 監督役員（現任）	0
監督役員	永田 京子	2002年4月 2007年1月 2007年8月 2009年2月 2016年4月 2018年4月 2019年3月	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 専任講師 同大学大学院 社会理工学研究科 准教授 Shidler College of Business, University of Hawaii 客員研究員 文部科学省 独立行政法人評価委員会 臨時委員 東京工業大学 工学院 准教授（現任） 株式会社LOCAL FUTURE 社外取締役 MCUBS MidCity投資法人 監督役員（現任）	0

（注）執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2019年3月15日に開催された本投資法人の第8回投資主総会において、松尾桂が補欠執行役員として選任されています。なお、松尾桂は、本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員オフィス本部長です。

3【その他】

（１）役員の変更

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第72条、第96条、規約第17条第1項）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第17条第2項）。ただし、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げません。また、補欠又は増員のために選任された執行役員及び監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第17条第2項但書）。

補欠執行役員及び補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会とします）において選任された被補欠者である執行役員又は監督役員の任期が満了する時までとします。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとします（規約第17条第3項）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主（6ヶ月前より引き続き当該投資口を有する者に限ります。）は、30日以内に、訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

（２）規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

規約等の重要事項の変更

該当事項はありません。

なお、規約の変更に関する手続等については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 （５）その他 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

出資の状況及びその他の重要事項については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 （５）投資法人の出資総額」をご参照下さい。

（３）訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される訴訟事件その他の事実はありません。

（４）格付

本投資法人は、本書の日付現在、以下の信用格付業者より発行体格付を取得しています。

信用格付業者	発行体格付	格付の方向性
株式会社日本格付研究所（JCR）	A A -	安定的
株式会社格付投資情報センター（R&I）	A +	安定的

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条第1項）。ただし、投資主との合意により本投資口を有償で取得することができます（規約第5条第2項）。

本投資証券は、東京証券取引所を通じて売買することができます。また、同取引所外で本投資証券を譲渡することもできます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「（4）計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たりの純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) \div 発行済投資口の総口数$$

資産評価の方法

（イ）本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人計算規則、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、以下のとおり運用資産の種類毎に定めます（規約第32条第1項）。

A．不動産、不動産の賃借権及び地上権（規約第28条第1項第1号、第2号、又はに定めるもののうち左記に該当するもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とします。ただし、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとします。

B．不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（規約第28条第1項第2号、又はに定めるもののうち左記に該当するもの）

信託財産がA．に掲げる資産の場合はA．に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

C．信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第1項第2号又はに定めるもののうち左記に該当するもの）

信託財産の構成資産がA．に掲げる資産の場合は、A．に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

D．不動産に関する匿名組合出資持分（規約第28条第1項第2号又はに定めるもののうち左記に該当するもの）

不動産に関する匿名組合出資持分の構成資産がA．からC．までに掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とします。

E．信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第1項第2号又はに定めるもののうち左記に該当するもの）

信託財産である不動産に関する匿名組合出資持分についてD．に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

F．有価証券（規約第28条第1項第3号に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じです。）を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

G．有価証券等（規約第28条第2項第1号 及び に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。

H．金銭債権（規約第28条第2項第1号 に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

I．金銭の信託の受益権（規約第28条第2項第1号 に定めるもの）

信託財産の構成資産がF．からH．まで又はK．の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価するものとします。

J．デリバティブ取引に係る権利（規約第28条第2項第2号に定めるもの）

（ ）金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

（ ）金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価します。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

（ ）一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

K．その他

上記に定めがない場合には、投信法、投資信託協会の規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

（ロ）資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記（イ）と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約第32条第2項）。

A．不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

B．不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が上記A．に掲げる資産の場合は上記A．に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

（ハ）資産評価の基準日は、本投資法人の各決算期とします。ただし、規約第28条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第32条第3項）。

（二）公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人計算規則第58条、第68条）。貸借対照表を含む計算書類等は、各営業期間毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条）。

1口当たりの純資産額については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

（照会先）

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 オフィス本部
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
電話番号 03-5293-4150

（２）【保管】

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。その後の改正を含みます。）（以下「決済合理化法」といいます。）の施行により、本投資口については振替投資口（振替法第226条）となり、投資証券を発行することができません。すでに発行された投資証券は決済合理化法の施行日（2009年1月5日）において無効となり（振替法第227条第3項）、投資口の新規発行及び権利の移転は全て振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなりましたので、投資主は、加入者として口座管理機関に投資口を記載又は記録するための口座を開設し、維持する必要があります。投資主は、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。

（３）【存続期間】

規約に存続期間の定めはありません。

（４）【計算期間】

本投資法人の計算期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日までとし、各計算期間の末日をそれぞれ決算期とします（規約第33条）。

（５）【その他】

増減資に関する制限

（イ）投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、10,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らして公正な金額として役員会が承認した金額とします（規約第6条第3項）。

（ロ）国内における募集

本投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第6条第2項）。

（ハ）最低純資産額の変更

本投資法人は、5,000万円を純資産額の最低限度額として保持します（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、現在のところ5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

（イ）投資主総会の決議

（ロ）合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

（ハ）破産手続開始の決定

（ニ）解散を命ずる裁判

（ホ）投信法第187条の登録の取消し

規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。ただし、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主の権利 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更に係る議案を付議する旨の役員会決議がなされた場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は配当の配分方針に関する重要な変更にあたる場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局長に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

（イ）本資産運用会社（三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社）との間の資産運用委託契約

A．契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日（2006年6月2日）から1年間とします。ただし、期間満了の6ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

B．契約期間中の解約に関する事項

（ ）本投資法人又は本資産運用会社は、相手方に対し、6ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、本資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、資産運用委託契約を解約することができます。

（ ）上記（ ）にかかわらず、本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により資産運用委託契約を解約することができるものとします。

（a）本資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

（b）上記（a）に掲げる場合の他、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

（ ）本投資法人は、本資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、資産運用委託契約を解約しなければなりません。この場合、本資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

（a）宅地建物取引業法第3条第1項の免許及び同法第50条の2第1項の認可を受けている金融商品取引業者でなくなったとき

（b）投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

（c）解散したとき

C．契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び本資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

D．委託業務の再委託に関する事項

本資産運用会社は、委託業務の全部を第三者に委託することができないものとされています。また、本資産運用会社は、本投資法人の事前の書面による承諾を得ることなく、委託業務の一部を第三者に委託することはできないものとされています。

E．解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約が解約され、本資産運用会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

（ロ）一般事務受託者（三井住友信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

A．契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、効力発生の日（2006年6月2日）から3年間とします。ただし、かかる有効期間満了日の6ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、文書による別段の申出がなされなかったときは、一般事務委託契約は従前と同一の条件にて自動的に3年間延長するものとし、その後も同様とします。

B．契約期間中の解約に関する事項

前記A．にかかわらず、以下に掲げる事由が生じたときには、一般事務委託契約はその効力を失います。

- （ ）当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には一般事務委託契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。
- （ ）当事者のいずれか一方が一般事務委託契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって一般事務委託契約は失効するものとし、ただし、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。
- （ ）当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたときに、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって一般事務委託契約は失効するものとし、
- （ ）一般事務受託者が上記（ ）及び（ ）に基づき一般事務委託契約を解除する場合は、本投資法人が法令に基づき一般事務の委託を義務付けられていることに鑑み、本投資法人が一般事務受託者以外の者（以下「後任一般事務受託者」といいます。）との間で一般事務の委託に関する契約を締結できるまで、本投資法人は解約通知で指定の解約日（解約の効力が発生する日をいいます。以下同じです。）よりさらに90日間解約の効力発生を延期できるものとし、具体的には以下のとおりとします。
 - （a）解約日時点で本投資法人と後任一般事務受託者との間で一般事務委託契約が締結されている場合は、当該解約日で一般事務委託契約は終了します。
 - （b）解約日時点で本投資法人と後任一般事務受託者との間で一般事務委託契約が締結されていない場合は、当初の解約日より90日間経過時に一般事務委託契約が終了するものとし、

C．契約の内容の変更に関する事項

一般事務委託契約は、両当事者間の合意により変更することができます。ただし、変更に当たっては、本投資法人においては役員会の承認を得た上で行うものとし、また、規約並びに投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとし、

D．契約の変更の開示方法

一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

（ハ）投資法人債に関する一般事務受託者（株式会社みずほ銀行）との間のMCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約並びにMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約

A．契約期間

期間の定めはありません。

B．契約期間中の解約に関する事項

前記A．にかかわらず、当事者のいずれか一方が、反社会的勢力等に該当し、若しくは暴力的な要求行為等をし、又は反社会勢力等に該当しないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他の一方が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、相手方は、書面による通知を行った上で、財務及び発行・支払代理契約を解除することができ、この場合財務及び発行・支払代理契約はその効力を失います。

C．契約の内容の変更に関する事項

財務及び発行・支払代理契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度両当事者は相互にこれに関する協定をすることによって、財務及び発行・支払代理契約を変更することができます。

D．契約の変更の開示方法

財務及び発行・支払代理契約が解除され、投資法人債に関する一般事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、財務及び発行・支払代理契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

(二) 投資主名簿等管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）との間の投資口事務代行委託契約

A．契約期間

投資口事務代行委託契約の有効期間は、効力発生日（2009年1月5日）から2年間とします（なお、当初効力発生日は2006年6月1日）。ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

B．契約期間中の解約に関する事項

以下に掲げる事由が生じたときは、投資口事務代行委託契約はその効力を失います。

- () 当事者間の文書による解約の合意。ただし、この場合には、投資口事務代行委託契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。
- () 当事者のいずれか一方に以下に掲げる事由が生じたときは、他の当事者は契約の解除を文書で通知することができます。投資口事務代行委託契約は、解除の通知において指定する日に失効するものとします。なお、(b)において投資主名簿等管理人が発する解約の通知は、本投資法人の投資主名簿等管理人に対する直近の届出住所に通知することにより、通常到達すべきときに到達したものとします。
 - (a) 会社更生手続き、民事再生手続き、破産手続き、特別清算手続きの各々の開始の申立て（その後の法律改正により新たな倒産手続きが創設された場合、当該手続き開始申立てを含みます。）並びに手形交換所の取引停止処分がなされた場合
 - (b) 本投資法人が投資主名簿等管理人への住所変更の届出を怠る等本投資法人の責めに帰すべき事由により、本投資法人が所在不明となった場合
- () 当事者のいずれか一方が投資口事務代行委託契約に重大な違反をし、催告にも応じない場合、他の当事者は契約の解除を文書で通知することができます。投資口事務代行委託契約は、解除の通知において指定する日に失効するものとします。
- () 当事者のいずれか一方が暴力団等に該当し（その取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員が該当する場合を含みます。）、又は当事者が暴力団等に該当せず、また将来にわたって該当しないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に投資口事務代行委託契約は失効するものとします。

C．契約の内容の変更に関する事項

投資口事務代行委託契約の内容が法令の変更その他当事者の一方若しくは双方の事情の変更によりその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは、本投資法人及び投資主名簿等管理人で協議の上、これを改定することができます。

D．契約の変更の開示方法

投資口事務代行委託契約が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に対して変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

(ホ) 特別口座管理機関（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）との間の特別口座の管理に関する契約

A．契約期間

特別口座の管理に関する契約の有効期間は、特別口座の管理に関する契約の効力発生日（2009年1月5日）から2年間とし、有効期間満了の1ヶ月前までに本投資法人及び特別口座管理機関のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。

B．契約期間中の解約に関する事項

以下に掲げる事由が生じたときは、特別口座の管理に関する契約はその効力を失います。

- () 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、特別口座の管理に関する契約は特別口座管理機関がすみやかに全ての特別口座の廃止手続きを行い、その手続きが完了したときに失効します。
- () 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口（本投資法人が合併により消滅する場合は、本投資法人の投資主又は登録投資口質権者に対価として交付された他の投資法人の振替投資口を含みます。）が振替機関によって取り扱われなくなった場合。この場合、特別口座の管理に関する契約は特別口座管理機関がすみやかに全ての特別口座の廃止手続きを行い、その手続きが完了したときに失効します。
- () 本投資法人及び特別口座管理機関のいずれか一方が特別口座の管理に関する契約に違反し、催告にも応じず、かつ引き続き特別口座の管理に関する契約の履行に重大なる支障をおよぼすと認められた場合、他方が行う文書による解約の通知。この場合、特別口座の管理に関する契約は当該通知到達の日から2週間経過後若しくは当該通知において指定された日に失効します。
- () 本投資法人及び特別口座管理機関の間に投資口事務代行委託契約が締結されており、当該契約について契約の失効事由若しくは特別口座管理機関が解約権を行使しうることが発生した場合における、特別口座管理機関が行う文書による特別口座の管理に関する契約の解約の通知。この場合の契約失効日は、() 後段の規定を準用します。
- () 当事者のいずれか一方が暴力団等に該当し(その取締役、執行役、監査役、執行役員及び監督役員が該当する場合を含みます。)、又は当事者がそれぞれ暴力団等に該当せず、また将来にわたって該当しないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に特別口座の管理に関する契約は失効するものとし、

C．契約の内容の変更に関する事項

特別口座の管理に関する契約について、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、本投資法人と特別口座管理機関は協議のうえこれを改定します。

D．契約の変更の開示方法

事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に対して変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

(ヘ) 資産保管会社（三井住友信託銀行株式会社）との間の資産保管委託契約

A．契約期間

資産保管委託契約の有効期間は、効力発生日（2006年6月22日）から3年間とします。ただし、期間満了の6ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に3年間延長されるものとし、以後も同様とします。

B．契約期間中の解約に関する事項

以下に掲げる事由が生じたときは、資産保管委託契約はその効力を失います。

- () 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には資産保管委託契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。
 - () 当事者のいずれか一方が資産保管委託契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって資産保管委託契約は失効するものとし、
- ただし、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び資産保管会社は資産保管委託契約失効後においても資産保管委託契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げないものとし、

- () 当事者のいずれか一方について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき又は手形交換所の取引停止処分が生じたときに、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって資産保管委託契約は失効するものとします。
- () 資産保管会社が上記()又は()に基づき資産保管委託契約を解除する場合は、本投資法人が法令に基づき資産保管事務の委託を義務付けられていることに鑑み、本投資法人が資産保管会社以外の者（以下「後任保管会社」といいます。）との間で資産保管事務の委託に関する契約を締結できるまで、本投資法人は解約通知で指定の解約日よりさらに90日間解約の効力発生を延期できるものとします。具体的には以下のとおりとします。
- (a) 解約日時点で本投資法人と後任保管会社との間で資産保管委託契約が締結されている場合は当該解約日で資産保管委託契約は終了します。
- (b) 解約日時点で本投資法人と後任保管会社との間で資産保管委託契約が締結されていない場合は、当初の解約日より90日間経過時に資産保管委託契約が終了するものとします。

C．契約の内容の変更に関する事項

資産保管委託契約は、両当事者間の合意により変更することができます。ただし、変更に当たっては、本投資法人においては役員会の承認を得た上で行うものとし、また、規約並びに投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとします。

D．契約の変更の開示方法

資産保管委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局長に対して資産保管会社の変更の届出が行われます（投信法第191条）。

(ト) 会計監査人：有限責任 あずさ監査法人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条、規約第23条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします（規約第24条）。

公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

（１）法令に基づく制限

利益相反取引の制限

（イ）資産運用会社が行う取引については金融商品取引法等の定めにより、一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する制限として、以下のものが含まれます。

- A．資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。
- B．資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第3号）。
- C．資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。
- D．自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第130条第1項第2号）。
- E．第三者の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号及び第2項第3号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第3号）。
- F．他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（業府令第130条第1項第4号）。
- G．有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第130条第1項第5号）。
- H．以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと（業府令第130条第1項第9号）。
 - （ ）資産運用会社の関係外国法人等
 - （ ）直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産に係る有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産に係る有価証券の額の100分の50を超える者

（ロ）資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下のとおりその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金融商品取引法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法施行令」といいます。）で定める要件に該当する者をいい（金融商品取引法第31条の4第3項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます（金融商品取引法第31条の4第4項）。

- A．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。
- B．当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。

- C. 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。
- D. A. から C. までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして業府令に定める行為（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、業府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条。以下の行為を含みます。）。
- （ ）通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
- （ ）当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約（金融商品取引法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。）を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

利害関係人等との取引についての投資法人の役員会の承認

資産運用会社は、登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との有価証券又は不動産の取得、譲渡又は賃借の取引（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定めるものを除きます。以下同じです。）が行われることとなるときは、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければなりません（投信法第201条の2第1項）。この場合、執行役員は、当該同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければなりません（同条第2項）。

利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本において同じ意味で用います。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて、投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

資産の運用の制限

登録投資法人は、（ ）当該投資法人の執行役員又は監督役員、（ ）資産運用会社、（ ）当該投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、（ ）資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条、第117条及び第118条）。

（イ）有価証券の取得又は譲渡

（ロ）有価証券の貸借

（ハ）不動産の取得又は譲渡

（ニ）不動産の貸借

（ホ）次に掲げる取引以外の特定資産に係る取引

A. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引

B. 商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

C. 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。

（２）投資法人の資産運用に係る自主ルール（利益相反対策ルール）

本資産運用会社は、利害関係者との取引等に関する社内規程（自主ルール）として「利害関係者取引規程」を以下のとおり定めています。

目的

利害関係者取引規程は、本資産運用会社が、本投資法人を含む委託を受けた投資法人の資産運用業務を行うに当たり、下記 に規定される本資産運用会社の利害関係者と当該投資法人の利害が対立する可能性がある取引につき遵守すべき手続きその他の事項を定め、当該取引を適切に管理し、もって本資産運用会社が当該投資法人に対して負う善管注意義務及び忠実義務の履行を十全ならしめることを目的とします。

利害関係者の範囲

「利害関係者」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

（イ）投信法第203条第２項により委任を受けた投信法施行令第126条第１項各号及び投信法施行規則第247条に規定される者

（ロ）本資産運用会社の株主及びその役員、並びに本資産運用会社の役員又は重要な使用人の出向元

（ハ）前項に該当する者の子会社及び関連会社（それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項及び第５項に定義される子会社及び関連会社をいいます。）

（ニ）上記（イ）乃至（ハ）のいずれかに該当する者が過半の出資を行うなど重要な影響を及ぼし得る特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社等を含みます。）、組合その他のファンド

（ホ）上記（イ）乃至（ハ）のいずれかに該当する者がアセットマネジメント業務を受託している特別目的会社（特定目的会社、合同会社、株式会社等を含みます。）、組合その他のファンド

法令遵守

本資産運用会社は、利害関係者と取引を行おうとするときは、投信法その他の関係法令を遵守してこれを行うものとしします。

取締役会の特別多数決による賛成及びコンプライアンス委員会による決議

利害関係者との間で以下に規定する各取引（ただし、軽微取引を除きます。）を行う場合は、コンプライアンス委員会及び資産運用検討委員会による決議を行うことに加え、取締役会規則に基づき取締役会において８人の取締役の内６人以上の賛成を要することとし（ただし、特別の利害関係を有する取締役は、議決に参加することができないものとします。）、より十分な検証を重ねることとします。

（イ）資産の取得

（ロ）資産の譲渡

（ハ）不動産等の貸借

（ニ）不動産等の売買及び貸借の媒介業務の委託

（ホ）不動産管理業務等の委託

（ヘ）資金調達及びそれに付随するデリバティブ取引

（ト）工事の発注

(チ) 業務の委託

(リ) 有価証券の貸借

また、利害関係者との間で軽微取引を行う場合、当該取引について利害関係のない代表取締役（いずれの代表取締役も利害関係を有する場合には、コンプライアンス管理室長）の承認を得るものとし、その他取締役会への報告等の利害関係者取引規程に定める手続を経るものとします。さらに、本投資法人が、投信法第201条第1項に定める本資産運用会社の利害関係人等との間で有価証券又は不動産の取得、譲渡又は貸借に係る取引を行う場合には、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則に定める一定の場合を除き、取締役会による承認の後、当該取引の実施までに、あらかじめ、本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。

資産の取得

- (イ) 利害関係者から不動産等を取得する場合の取得価格は、原則として利害関係者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額を上限の指標とし、当該鑑定評価額を上回る場合は、起案した本部の本部長又は部長が当該案件を議論する資産運用検討委員会及び取締役会において、当該鑑定評価額を上回った価格での取得を正当化する理由を説明し、資産運用検討委員会及び取締役会にかかる説明を踏まえた上で審議・検討します。ただし、ここでいう取得価格は不動産等そのものの価格とし、鑑定評価額の対象となっていない、取得費用、信託設定に要する費用、固定資産税等の期間按分精算額等を含まないものとします。
- (ロ) 利害関係者が投資法人への譲渡を前提に一時的に特別目的会社等の組成を行うなどして負担した費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。
- (ハ) 利害関係者からその他の特定資産を取得する場合、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記に準ずるものとします。

資産の譲渡

- (イ) 利害関係者に不動産等を譲渡する場合の譲渡価格は、原則として利害関係者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額を下限の指標とし、当該鑑定評価額を下回る場合は、起案した本部の本部長又は部長が当該案件を議論する資産運用検討委員会及び取締役会において、当該鑑定評価額を下回った価格での譲渡を正当化する理由を説明し、資産運用検討委員会及び取締役会にかかる説明を踏まえた上で審議・検討します。ただし、ここでいう譲渡価格は不動産等そのものの価格とし、鑑定評価額の対象となっていない、売却費用、固定資産税の期間按分精算額等を含まないものとします。
- (ロ) 利害関係者へその他の特定資産を譲渡する場合、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記に準ずるものとします。

不動産等の貸借

投資法人が運用する不動産等につき利害関係者と賃貸借契約を締結又は契約更改する場合には、適正な条件で賃貸するものとし、個別の特定資産における当該利害関係者からの賃料収入が当該特定資産の総収入（直近の決算数値又は実績がない場合は予想数値に基づきます。）の30%以上となる契約を締結する場合は、市場価格、周辺相場等を調査し、利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定しなければならないものとします。

不動産等の売買及び貸借の媒介業務の委託

- (イ) 利害関係者へ不動産等の売買の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法等に規定する報酬及び相場の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して、他事例や利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定します。
- (ロ) 利害関係者へ貸借の媒介を委託する場合は、宅地建物取引業法等に規定する報酬及び相場の範囲内とし、賃料の水準、媒介の難易度等を勘案して、他事例や利害関係者に該当しない第三者からの意見書等を参考の上、決定します。

不動産管理業務等の委託

- (イ) 利害関係者へ不動産管理業務等を委託又はその更新をする場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

(ロ) 取得しようとする物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係者に委託することができるものとしますが、委託料の決定については、上記に準ずるものとします。

資金調達及びそれに付随するデリバティブ取引

利害関係者から借入れ及びそれに付随するデリバティブ取引を行う場合又は利害関係者に本資産運用会社が資産運用業務の委託を受けている投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債の引受けその他の募集等に関する業務を委託する場合には、借入期間、金利等の借入条件又は委託条件及び提案内容について、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない金融機関たる第三者からの見積り又は提案書を取得の上場における水準等と比較して適正であることを確認し、又は利害関係者に該当しない外部専門家たる第三者から当該事実に対する意見書を入手の上、決定します。

工事の発注

利害関係者へ工事等を発注する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

業務の委託

上記 乃至 に定める場合の他、利害関係者へ業務を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、原則として、2社以上の利害関係者に該当しない他業者たる第三者からの見積りを取得し、又は利害関係者に該当しない第三者の意見書等を入手して比較・検討の上、提供役務の内容、業務総量等を勘案し、当該者への委託又は更新及びその条件を決定します。

代替方式等

上記 乃至 に規定する業務を委託する場合であって、各項に定める第三者からの見積りや第三者の意見書等の入手が困難な場合は、別途取締役会にて事前に定める料率表等に基づき利害関係者への委託又は更新及びその条件を決定するか、利害関係者に当該条件で委託する合理的理由を資産運用検討委員会及び取締役会に説明の上、同委員会及び取締役会の承認を得るものとします。

有価証券の取得、譲渡又は貸借

利害関係者との間で有価証券を取得、譲渡又は貸借する場合（上記 乃至 に規定する取引を除きます。）は、上記 乃至 に準じて行うものとします。

なお、本資産運用会社は、上記のような利害関係者取引規程に加えて、資産運用業務の委託を受けた投資法人間での利益相反を防止するため、資産の売買、資産の管理、資金調達の各場合について、投資法人間の利益相反防止のためのチェックリストを作成し、意思決定時にこれらのチェックリストを利用して、ある投資法人の利益のために他の投資法人の利益を害するような取引が行われないような体制を構築しています。

(3) 利害関係人等との取引状況等

取引状況

該当事項はありません。

支払手数料等の金額

該当事項はありません。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

（１）投資主の権利

投資主総会における議決権

投信法又は規約により定められる一定の事項は、投資主により構成される投資主総会で決議されます（投信法第89条第1項）。投資主はその有する投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、原則として、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項、規約第11条）、規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期（規約第33条に定義する決算期をいいます。以下同じです。）から3ヶ月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。また、上記にかかわらず、本投資法人は、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主を、投資主総会において権利を行使することのできる投資主とすることができます（投信法第77条の3第2項、規約第15条）。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です。書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載した議決権行使書面を本投資法人に提出して行います（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第12条）。また、投資主は、法令の定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に対して提供して電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2、規約第13条）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。ただし、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有するほかの投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。また、投資主又はその代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第11条第3項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

その他の公益権

（イ）代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条（第2項を除く））

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、本資産運用会社、一般事務受託者（本（イ）において、投信法第118条に定める者をいいます。）、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができます。本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます。

（ロ）投資主総会決議取消権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会につき、招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反するとき、又は決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、当該決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が不存在又は無効であることの確認を、訴えをもって請求することができます。

（ハ）執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときは、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

（ニ）新投資口発行差止請求権（投信法第84条第1項、会社法第210条）

投資主は、投資口の発行が法令若しくは定款に違反する場合、又は投資口の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該募集に係る投資口の発行をやめることが請求できます。

（ホ）新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

（ヘ）投資口併合差止請求権（投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3）

投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、投資口の併合をやめることを請求することができます。

（ト）合併差止請求権（投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2）

投資主は、本投資法人の合併が法令又は規約に違反する場合等において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該合併をやめることを請求することができます。

（チ）合併無効訴権（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

（リ）投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項本文）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主の提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。ただし、その事項が投資主総会で決議すべきものでない場合はこの限りではありません。

（ヌ）投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合には、監督官庁の許可を得て自ら招集することができます。

（ル）検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。

（ロ）執行役員等解任請求権（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます。

（ワ）解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項、第2項）

投資主は、投信法及び規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有します。

なお、投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配金に係る金額の返還を求められません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の口座管理機関に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、保有投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

払戻請求権（規約第5条）

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項）

投資主は投資口を自由に譲渡できます。

投資主は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に投資口の振替（譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じです。）が行われることにより、投資口の譲渡を行うことができます（振替法第228条、第140条）。ただし、投資口の譲渡は、投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は登録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（振替機関が、本投資法人に行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。また、投資主が、特別口座に記載又は記録されている投資口の譲渡を行う場合には、まず、自らが開設した口座への振替を行った上で、譲渡を行う必要があります。

投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後遅滞なく当該投資口に係る投資証券の交付を受けることができるとされ、また、投資主は、投資証券の不所持を申出することもできるとされています。

しかしながら、上場投資法人の投資口については投資証券を発行することができません（振替法第227条第1項）。したがって、上記は、機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって機構の振替業を継承する者が存しない場合、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合に限られます（振替法第227条第2項）。

帳簿閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

投資口買取請求権（投信法第149条の3、第149条の8、第149条の13）

本投資法人が合併する場合において、合併契約につき本投資法人の投資主総会の承認を要する場合、当該投資主総会に先立って合併に反対する旨を本投資法人に通知し、かつ、当該投資主総会において合併に反対した投資主は、本投資法人に対し自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります。したがって、少数投資主権を行使しようとする投資主は、振替機関が個別投資主通知（振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

（2）投資法人債権者の権利

投資法人債権者集会における議決権

（イ）投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条第1項）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

- A．法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。
- B．投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

その他投資法人債権者集会に関する権利

(イ) 投資法人債権者集会招集請求権及び招集権（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項、第3項）

MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令に基づき投資法人債権者に通知すべき事項を公告します。

MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の各投資法人債総額（償還済みの額を除き、本投資法人が有する当該各投資法人債の金額の合計額はこれに算入しません。）の10分の1以上に当たる当該投資法人債を有する投資法人債権者は、当該各投資法人債に関する振替法第115条で準用する同法第86条第3項に定める書面（第3項但書に基づき当該投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券）を本投資法人に提示した上、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます。かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます。

(ロ) 投資法人債権者集会議事録閲覧・謄写請求権（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）

投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます。

元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。本投資法人が過去に発行し、本書の日付現在、残高がある投資法人債に係る元利金及びそれらの支払日は次のとおりです。

a. MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

元 本：15億円

利 率：0.340%

償還日：2021年5月21日

利払日：毎年5月23日及び11月23日

b. MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

元 本：15億円

利 率：0.810%

償還日：2026年5月22日

利払日：毎年5月23日及び11月23日

c. MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

元 本：10億円

利 率：0.260%

償還日：2022年5月27日

利払日：毎年5月29日及び11月29日

d. MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

元 本：20億円

利 率：0.670%

償還日：2027年5月28日

利払日：毎年5月29日及び11月29日

e. MCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

元 本：20億円

利 率：0.590%

償還日：2028年5月29日

利払日：毎年5月29日及び11月29日

投資法人債の譲渡（投信法第139条の7、会社法第687条、第688条）

MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）は、本投資法人が振替法に基づく一般振替債制度において機構が取り扱うことに同意し、振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債であり、新規発行及び権利の移転は全て振替法に従い、振替口座への記録・記載によって行われます。

投資法人債管理者（投信法第139条の8）

MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）は、いずれも投信法第139条の8但書の要件を充たすものであり、当該各投資法人債の管理を行う投資法人債管理会社は設置されていません。

財務代理人

MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）いずれについても、株式会社みずほ銀行を財務代理人として、投資法人債に関する事務を委託しています。

担保提供制限条項

本投資法人は、MCUBS MidCity投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、MCUBS MidCity投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及びMCUBS MidCity投資法人第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の各投資法人債要項において、当該各投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で今後発行する他の無担保投資法人債のために本投資法人の資産に担保権を設定する場合は、当該各投資法人債のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含みます。）に基づき、当該資産に同順位の担保権を設定しなければならないとしています。ただし、担付切替条項（利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約）が特約されている無担保投資法人債を除きます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

（Mitsubishi Corp.- UBS Realty Inc.）

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

資本金の額

本書の日付現在 5億円

事業の内容

本資産運用会社は投資運用業を行うことを目的としています。

（イ）会社の沿革

年月日	事項
2000年11月15日	エム・シー・アセットマネジメント株式会社設立
2000年12月8日	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社へ社名変更
2001年1月27日	宅地建物取引業者免許取得（免許証番号：東京都知事（1）第79372号）
2001年4月5日	投資信託委託業者に係る業務認可取得（認可番号：内閣総理大臣第6号）
2002年6月5日	コンサルティング業務、委託代行業務に係る兼業承認取得（承認番号：金監第2161号）（注）
2005年5月17日	信託受益権販売業登録（登録番号：関東財務局長（売信）第131号）（注）
2006年1月27日	宅地建物取引業者免許更新（免許証番号：東京都知事（2）第79372号）
2007年1月25日	旧投信法第10条の2の規定に基づく認可（業務の方法の変更の認可）取得
2007年5月11日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得（認可番号：国土交通大臣第58号）
2007年7月26日	旧投信法第10条の2の規定に基づく認可（業務の方法の変更の認可）取得
2007年9月30日	金融商品取引業者に係る登録（登録番号：関東財務局長（金商）第403号）
2010年3月1日	金融商品取引法第35条第3項に基づき、同条第2項第4号及び第7号に規定される兼業業務の届出
2011年1月27日	宅地建物取引業者免許更新（免許証番号：東京都知事（3）第79372号）
2015年10月9日	金融商品取引法第35条第3項に基づき、同条第2項第4号に規定される兼業業務の一部変更及び第7号に規定される兼業業務の廃止
2016年1月27日	宅地建物取引業者免許更新（免許証番号：東京都知事（4）第79372号）
2019年7月1日	MCUBS MidCity株式会社を吸収合併

（注）当該業務は、現在行っていません。

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

A. 発行する株式の総数（本書の日付現在）

10,000株

B. 発行済株式の総数（本書の日付現在）

10,000株

C. 最近5年間における資本金の額の増減

過去5年間で資本金の増減はありません。

(ハ) その他

A. 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の2以上を有する株主又はその代理人が出席し、総株主の議決権の3分の2以上の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとします。また、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が本資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金融商品取引法第31条の4第1項）。

B. 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(二) 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は、以下のとおりです。

A. 規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用資産の運用を行います。

B. 本投資法人が行う資金調達に係る業務を行います。

C. 運用資産の状況について、本投資法人に対して報告を行います。

D. 運用資産に係る運用計画の策定業務を行います。

E. その他本投資法人が随時委託する上記A.乃至D.に関連し又は付随する業務を行います。

(2) 【運用体制】

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の比率 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号	5,100	51.0
ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ 45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zurich Switzerland)	4,900	49.0

本資産運用会社は、三菱商事株式会社とユービーエス・エイ・ジーの合併により設立された会社です。

(イ) 三菱商事株式会社

三菱商事株式会社は、国内及び海外約90か国に約200の拠点を持つ日本最大級の総合商社です。約1,500の連結対象会社を持つ企業グループで、約80,000名の従業員を有します。天然ガス、総合素材、石油・化学、金属資源、産業インフラ、自動車・モビリティ、食品産業、コンシューマー産業、電力ソリューション、複合都市開発の10グループ体制で、多様な産業においてビジネスを行っています。

(ロ) ユービーエス・アセット・マネジメント・エイ・ジー

ユービーエス・アセット・マネジメント・エイ・ジーは、ユービーエス・エイ・ジーの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメントの持株会社です。ユービーエス・エイ・ジーは、世界最大級の金融グループの一つとして、世界約68,000人の従業員が約50か国で金融サービスを提供しています。中でもグループ内で資産運用を手がけるUBSアセット・マネジメントは、約99兆円の資産を運用する世界最大級の資産運用会社として、不動産を含むほぼ全ての資産クラスの投資ポートフォリオによる運用機会を投資家に提供しています。

（４）【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役社長	岡本 勝治	1989年 4 月	三菱商事株式会社入社（機械管理部）	-
		1993年12月	同社 ブエノスアイレス・プロジェクト（アルゼンチン）事務所	
		1996年12月	同社 本店 財務部	
		2000年 4 月	同社 本店 天然ガス事業本部 豪州ユニット	
		2001年12月	同社 本店 金融事業本部 金融企画ユニット	
		2004年10月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 取締役（投資運用部長）	
		2007年 4 月	同社 代表取締役	
		2008年 5 月	三菱商事株式会社 シンガポール支店 新産業金融事業部長	
		2011年 9 月	同社 本店 不動産金融事業ユニット	
		2011年10月	同社 本店 不動産金融事業ユニット 戦略企画室長	
			三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役	
		2012年 2 月	MC Real Estate Investment Inc. 非常勤Director	
		2013年 4 月	三菱商事株式会社 アセットマネジメント事業本部 不動産アセットマネジメント事業部長	
			三菱商事アセットマネジメント株式会社 非常勤取締役	
			ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社 非常勤取締役	
		2014年10月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 非常勤取締役	
		2016年10月	三菱商事株式会社 不動産事業本部 不動産運用部長	
			UBS MC GENERAL PARTNER - UBS-PREMF LIMITED 非常勤Director	
		2017年 4 月	欧州三菱商事会社 欧州・アフリカ部門担当（新産業金融）兼新産業金融事業部長	
			MCAP Europe Limited 非常勤 Director	
	欧州三菱商事ロジスティクス 非常勤Director			
2019年 2 月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表取締役社長（現任）			
	MCUBS MidCity株式会社（現 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社） 非常勤取締役			
2019年 6 月	一般社団法人 投資信託協会 理事（現任）			

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役副社長	鈴木 直樹	1990年4月	株式会社日本長期信用銀行入行 上野支店	-
		1992年10月	同行 本店証券投資部資金財務室 株式担当	
		1994年8月	英国LTCB and F&C Investment Management Co.,Ltd出向 グローバル株式 ポートフォリオマネージャー	
		1998年1月	長銀ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社（現 UBSアセット・マネジメント株式会社） 日本株式アナリスト	
		2000年7月	シュローダー 投信投資顧問株式会社（現 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社） ディレクター 日本小型株式チームヘッド	
		2007年11月	ルーパスアルファ・アジア・ゲーエムベーハー マネージング・ディレクター 東京支店代表	
		2012年1月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 調査部長	
		2015年4月	MCUBS MidCity株式会社（現 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社） 代表取締役副社長 財務企画部 部長	
		2015年10月	同社 代表取締役副社長 経営管理部長	
		2016年6月	同社 代表取締役副社長	
		2017年10月	同社 代表取締役副社長 ファンド企画部長	
		2019年2月	同社 代表取締役副社長	
		2019年4月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表取締役副社長（現任）	
			MCUBS MidCity株式会社（現 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社） 非常勤取締役	
取締役	松谷 忠嗣	1997年4月	三菱商事株式会社入社 本店開発建設第一部	-
		1999年5月	同社 開発建設企画部	
		2000年4月	三菱商事証券株式会社（現 三菱商事アセットマネジメント株式会社）出向	
		2003年4月	スカイホースマネジメント（在ニュージャージー）出向	
		2005年5月	三菱商事証券株式会社（現 三菱商事アセットマネジメント株式会社）出向	
		2007年4月	三菱商事株式会社 本店不動産・事業金融ユニット	
		2008年12月	Harvard Business School, Executive Education PLD派遣（2008年12月～2009年6月）	
		2009年7月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 出向	
		2010年7月	三菱商事株式会社 本店金融企画ユニット	
		2013年4月	同社 アセットマネジメント事業開発部 チームリーダー	
		2014年6月	同社 リスクマネジメント部投融資諮問委員会事務局 部長代理	
		2015年6月	同社 リスクマネジメント部投融資管理第二チーム 次長	
		2016年6月	同社 不動産アセットマネジメント事業部 第一チームリーダー ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 非常勤取締役	
		2016年10月	三菱商事株式会社 不動産運用部 不動産運用第一チームリーダー	
		2017年3月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 金融戦略・経営財務コース修了	
		2018年4月	三菱商事株式会社 不動産事業統括室 統括マネージャー	
		2018年10月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 取締役常務執行役員COO（現任）	
		2019年1月	同社 コンプライアンス担当取締役 兼 経営企画室長	
		2019年9月	同社 コンプライアンス担当取締役 兼 経営企画室長 兼 関西支社長（現任）	

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数
取締役 (非常勤)	荻久保 直志	1989年4月	三菱商事株式会社入社（為替部）	-
		1994年2月	同社 燃料管理部	
		1998年6月	米国ペンシルバニア大学ウォートン校 経営学修士課程修了	
		1998年6月	三菱商事株式会社 財務部	
		1999年1月	同社 金融企画部	
		2001年1月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 不動産投資部長	
		2007年2月	同社 インダストリアル本部長	
		2009年1月	三菱商事株式会社 不動産・事業金融ユニット 次長	
		2009年7月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長	
		2012年11月	三菱商事株式会社 新産業金融事業グループ CEOオフィス 事業投資・リスクマネジメントユニットマネージャー	
		2013年4月	同社 新産業金融事業グループCEOオフィス 事業投資担当	
		2014年2月	北米三菱商事会社 新産業金融事業部門担当	
		2017年1月	三菱商事株式会社 北米不動産開発部長	
		2018年4月	同社 企業投資部長	
		2018年6月	同社 企業投資部長 兼 （企業投資・リース事業本部）戦略企画室長	
		2019年2月	同社 企業投資部長 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役（現任） 三菱商事都市開発株式会社 非常勤取締役（現任） ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 非常勤取締役（現任） DIAMOND REALTY INVESTMENTS, INC. 非常勤Director（現任）	
		2019年4月	三菱商事株式会社 複合都市開発グループ 都市開発本部長（現任） MITBANA PTE. LTD. 非常勤Director（現任）	

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数
取締役 （非常勤）	酒井 勝久	1994年 4 月	三菱商事株式会社入社（本店総合開発建設部）	-
		1996年 4 月	同社 本店住宅・地域開発部	
		2003年 7 月	同社 本店不動産事業・企画ユニット	
		2004年 4 月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 出向	
		2004年11月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 出向	
		2008年 5 月	同社 取締役	
		2008年12月	三菱商事株式会社 本店新産業金融事業GCEOオフィス 経営計画・地域戦略ユニット	
		2011年 8 月	同社 シンガポール支店 新産業金融事業部長	
		2014年 8 月	同社 ハノイ事務所 所長代理 新産業金融事業部長	
		2016年 5 月	同社 北米不動産開発部 北米不動産チームリーダー	
		2017年 4 月	同社 不動産運用部長 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役 ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 非常勤取締 役	
			UBS MC GENERAL PARTNER-UBS-PREMF LIMITED 非常勤 Director	
		2017年 9 月	MCデジタル・リアルティ株式会社 非常勤取締役	
		2018年 4 月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表取締役社長 MCUBS MidCity株式会社（現 三菱商事・ユービーエス・リアル ティ株式会社） 非常勤取締役 MCUBSジャパン・アドバイザーズ株式会社 非常勤取締役	
		2019年 2 月	三菱商事株式会社 新産業金融事業グループ 不動産事業本部	
		2019年 4 月	同社 複合都市開発グループ 都市開発本部 不動産事業統括部 部長代行（現任）	
		2019年 4 月	ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社 非常勤取締 役（現任）	
		2019年 5 月	UBS MC GENERAL PARTNER-UBS-PREMF LIMITED 非常勤 Director （現任）	
		2020年 3 月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役 （現任） 三菱商事都市開発株式会社 非常勤取締役（現任） Diamond Realty Investments, Inc. 非常勤 Director（現任） Diamond Realty Management America Inc. 非常勤 Director （現任）	

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数
取締役 (非常勤)	ジョー・アゼルビー (Joe Azelby) (注1)	1985年11月	JPモルガン・インベストメント・マネジメント (現 JPモルガン・アセット・マネジメント) 債券本部	-
		1998年7月	同社 グローバル不動産本部CEO	
		2017年3月	アポロ・グローバル・マネジメント リアル・アセット・ヘッド	
		2019年3月	UBSアセット・マネジメント 不動産&プライベート・マーケット ツ部門ヘッド(現任)	
		2020年1月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役 (現任)	
取締役 (非常勤)	三木 桂一	1982年4月	大和証券株式会社 株式アナリスト	-
		1984年10月	ハンプロ・パシフィック投資顧問(香港)	
			ポートフォリオ・マネージャー	
		1990年9月	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社 (現 JPモルガン・アセット・マネジメント) シニア・ポート フォリオ・マネージャー	
		2000年8月	同社 代表取締役社長	
		2002年6月	JPモルガン信託銀行株式会社 代表取締役社長	
		2005年2月	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長	
		2008年2月	同社 顧問	
		2010年3月	ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント 代表取締役社 長	
		2014年2月	UBSアセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長(現任)	
		2018年10月	UBSジャパン・アドバイザーズ株式会社 非常勤取締役	
		2019年4月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役 (現任)	
		2019年6月	一般社団法人 投資信託協会 理事(現任)	
取締役 (非常勤)	グラハム・マッキー (Graham Mackie)	2002年7月	アクサ・インベストメント・マネージャーズ フランス インターナショナルグラデュエート・トレーニーとして入社	-
		2003年6月	アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャー ズ プロパティ・トラスト・アナリスト	
		2006年7月	同社 日本 マネージャー	
		2008年6月	UBS グローバル・アセット・マネジメント(現 UBSアセット・ マネジメント) グローバル・リアル・エステート グローバ ル・マルチ・マネージャーズ アジア・パシフィック・ヘッド	
		2014年12月	同社 グローバル不動産部門 アジア・パシフィック・ヘッド 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤取締役 (現任)	
		2017年1月	UBSアセット・マネジメント リアル・エステート アジア・パ シフィック・ヘッド(現任)	
		2018年10月	UBSジャパン・アドバイザーズ株式会社 非常勤取締役(現任)	

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
監査役	磯根 周二	1990年4月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 営業第四部	-
		1991年3月	同行 金沢支店	
		1994年3月	経済企画庁（派遣）	
		1996年4月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）審査部 副調査役	
		1998年3月	同行 関西支店 調査役	
		2002年3月	同行 環境・エネルギー部 調査役	
		2004年11月	日本カーボンファイナンス株式会社 企画部企画課長 兼 開発部ディールマネージャー（出向）	
		2009年5月	米国マサチューセッツ工科大学経営大学院 経営学修士課程修了（留学）	
		2010年6月	株式会社日本政策投資銀行 ストラクチャードファイナンスグループ 次長	
		2012年5月	同行 審査部 次長	
		2014年3月	同行 企業金融第3部 次長	
		2014年9月	国土交通省（派遣）	
		2014年10月	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 事業推進部 ディレクター（出向）	
		2016年6月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 常勤監査役（現任）	
		2017年6月	MCUBS MidCity株式会社（現 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社） 非常勤監査役	
監査役	向山 民生	1983年4月	三菱商事株式会社入社（機械管理部）	-
		1987年5月	同社 主計第一部	
		1989年10月	同社 税務部	
		1992年11月	同社 関西支社 経理部	
		1996年5月	オランダ三菱商事会社	
		2001年5月	三菱商事株式会社 金属管理部	
		2001年7月	同社 金属管理部 兼 金属グループ付	
		2002年10月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	
		2003年10月	同社 兼 三菱商事株式会社 トレジャラーオフィス	
		2008年12月	三菱商事フューチャーズ証券株式会社	
		2011年2月	三菱商事石油開発株式会社	
		2015年10月	エム・シー・カーボン株式会社	
		2016年9月	三菱商事ファッション株式会社	
		2019年1月	三菱商事株式会社 退職	
		2019年4月	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 常勤監査役（現任）	

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数
監査役 (非常勤)	鎌田 吉昭	1990年 4 月	三菱商事株式会社 入社 金属管理部	-
		1995年 5 月	同社 主計部	
		1996年 4 月	エム・シー・アカウンティング株式会社 出向	
		1997年 5 月	三菱商事株式会社 基幹システム開発室	
		2000年 4 月	同社 システム開発総括部	
		2000年 6 月	同社 主計部	
		2001年 1 月	同社 システム開発総括部	
		2001年 4 月	株式会社アイ・ティ・フロンティア 出向	
		2003年 5 月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 出向	
		2004年 4 月	三菱商事株式会社 機械グループ付	
		2005年 5 月	同社 機械グループコントローラーオフィス	
		2007年 4 月	同社 イノベーション事業グループコントローラーオフィス	
		2009年 4 月	同社 コーポレート部門コントローラーオフィス	
		2009年 6 月	PT.MC INDONESIA 出向	
		2013年 5 月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 出向	
		2015年 4 月	同社 代表取締役社長	
		2018年 3 月	三菱商事株式会社 新産業金融事業グループ管理部長	
			三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤監査役 (現任)	
			株式会社MCアビエーション・パートナーズ 非常勤監査役	
			株式会社MCアビエーション・パートナーズ・アジア 非常勤監査役	
			三菱商事ロジスティクス株式会社 非常勤監査役	
			三菱鉱石輸送株式会社 非常勤監査役	
			三菱商事アセットマネジメント株式会社 非常勤監査役(現任)	
	三菱オートリース株式会社 非常勤監査役(現任)			
	三菱オートリース・ホールディング株式会社 非常勤監査役(現任)			
	株式会社丸の内キャピタル 非常勤監査役(現任)			
	2019年 4 月 三菱商事株式会社 複合都市開発グループ 複合都市開発管理部長(現任)			
	水ing株式会社 非常勤監査役(現任)			
	2020年 3 月 三菱商事都市開発株式会社 非常勤監査役(現任)			

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数
監査役 (非常勤)	長嶋 俊夫	1976年4月 1996年1月 1997年6月 1999年7月 2001年1月 2009年11月 2009年12月 2013年6月 2013年9月 2013年10月 2018年10月 2019年3月 2020年1月	株式会社住友銀行 入行 同行 青葉台支店長 同行 投信業務準備室長、個人商品部長 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・インク 日本における代表者 ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー 日本における代表者 パトナム・インベストメンツ証券株式会社 代表取締役 エリーパワー株式会社 常務執行役員 同社 取締役常務執行役員 同社 顧問 同社 退社 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（現 UBSアセット・マネジメント株式会社） 常勤監査役 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 非常勤監査役（現任） UBSジャパン・アドバイザーズ株式会社 監査役（現任） UBSアセット・マネジメント株式会社 監査役（現任） UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザー株式会社 監査役（現任）	-

（注1）2020年1月24日付の臨時株主総会において、トーマス・ウェルズ氏が取締役（非常勤）を退任し、ジョー・アゼルビー氏が新たに取締役（非常勤）に選任されました。

（注2）2020年2月末日現在、役員数は149名（非常勤役員を除きます。）であり、本資産運用会社の採用者並びに三菱商事株式会社及びUBSアセット・マネジメント株式会社等からの出向者により構成されています。

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

本資産運用会社は、投資運用業を営む金融商品取引業者として、投資法人の資産の運用に係る業務を行います。

営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人、日本リテールファンド投資法人及び産業ファンド投資法人です。

名称	MCUBS MidCity投資法人	日本リテールファンド投資法人	産業ファンド投資法人
基本的性格	中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主としてオフィスビルである不動産等、不動産関連資産及びその他の特定資産に投資して運用を行います。	中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として商業施設である不動産等、不動産関連資産及びその他の特定資産に投資して運用を行います。	中長期にわたる安定した収益の確保と資産の着実な成長を目指して、主として産業用不動産である不動産等、不動産関連資産及びその他の特定資産に投資して運用を行います。
設立年月日	2006年 6 月 1 日	2001年 9 月14日	2007年 3 月26日
純資産総額 (百万円)	156,027 (2019年12月31日現在)	433,994 (2019年 8 月31日現在)	141,873 (2019年 7 月31日現在)
1口当たりの純資産額 (円)	87,453 (2019年12月31日現在)	165,772 (2019年 8 月31日現在)	79,081 (2019年 7 月31日現在)

関係業務の概況

資産運用会社としての業務

(イ) 資産運用業務

本資産運用会社は、投信法及び規約の規定に従い、本投資法人の資産の運用業務を行います。また、資産の運用業務に関し第三者より苦情を申し立てられた場合における当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

(ロ) 資金調達業務

本資産運用会社は、本投資法人が行う新投資口の発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人のために必要な業務を行います。また、本資産運用会社は、本投資法人に代わり、本投資法人に関する情報の適時開示を行うものとし、その他IR活動を行います。

(ハ) 報告業務

本資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付その他本投資法人の要求に基づき委託業務に関する報告を行います。

(二) その他本投資法人が随時委託する前記(イ)乃至(ハ)に関連し又は付随する業務を行います。

2 【その他の関係法人の概況】

1 . 一般事務受託者兼資産保管会社

（ 1 ）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

資本金の額

342,037百万円（2019年 9 月30日現在）

事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）（以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（ 2 ）【関係業務の概要】

一般事務受託者として三井住友信託銀行株式会社は、以下の業務を行います。

計算に関する事務

会計帳簿の作成に関する事務

納税に関する事務

役員会、投資主総会の運営に関する事務（投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務を除きます。）

資産保管会社として三井住友信託銀行株式会社は、以下の業務を行います。

本投資法人の保有する資産に関する資産保管業務

金銭出納管理業務

（ 3 ）【資本関係】

該当事項はありません。

2. 投資法人債に関する一般事務受託者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町一丁目5番5号

資本金の額

1,404,065百万円（2019年9月30日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

投資法人債に関する一般事務受託者として株式会社みずほ銀行は、以下の業務を行います。

発行代理人事務

支払代理人事務

元金取りまとめ事務

投資法人債原簿関係事務等

(3) 資本関係

該当事項はありません。

3. 投資主名簿等管理人兼特別口座管理機関

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

資本金の額

324,279百万円（2019年9月30日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託事業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

投資主名簿等管理人としての三菱UFJ信託銀行株式会社は、以下の業務を行います。

投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が投資主名簿等管理人に別途委託するものに限ります。）

投資口の名義書換、質権の登録又は抹消

投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務

投資主等の権利行使に関する請求、その他の投資主等からの申出の受付に関する事務並びにこれらに付随する事務等

特別口座管理機関としての三菱UFJ信託銀行株式会社は、以下の業務を行います。

振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務

新規記載又は記録手続き及び抹消手続き又は全部抹消手続きに関する事務

振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務

特別口座の開設及び廃止に関する事務

特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務並びに振替制度の運営に関する事務等

(3) 資本関係

該当事項はありません。

4. 特定関係法人（本資産運用会社の親会社）

（１）名称、資本金の額及び事業の内容

名称

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目３番１号

資本金の額

204,447百万円（2019年12月31日現在）

事業の内容

天然ガス、総合素材、石油・化学、金属資源、産業インフラ、自動車・モビリティ、食品産業、コンシューマー産業、電力ソリューション、複合都市開発の10グループ体制で、幅広い産業を事業領域としており、約1,500の連結対象会社と共に、ビジネスを展開しています。

（２）関係業務の概要

前記「第一部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 １ 投資法人の概況 （３）投資法人の仕組み 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要」をご参照下さい。

（３）資本関係

2019年12月31日現在、本投資口21,000口（発行済投資口の総口数1.17％）を保有しています。

第5【投資法人の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けています。

3．連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,862,061	8,882,197
信託現金及び信託預金	4,337,318	5,554,071
営業未収入金	172,809	222,522
未収入金	-	10,346
未収還付法人税等	32,332	32,650
未収消費税等	-	620,628
前払費用	47,571	59,179
流動資産合計	17,452,093	15,381,597
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	75,054,399	80,383,065
減価償却累計額	19,219,593	20,375,031
信託建物（純額）	1 55,834,806	1 60,008,033
信託構築物	188,913	258,134
減価償却累計額	28,475	34,129
信託構築物（純額）	160,438	224,005
信託機械及び装置	4,103	4,103
減価償却累計額	2,048	2,214
信託機械及び装置（純額）	2,055	1,889
信託工具、器具及び備品	516,446	520,662
減価償却累計額	364,194	381,912
信託工具、器具及び備品（純額）	1 152,252	1 138,749
信託土地	195,353,088	219,361,611
信託建設仮勘定	27,581	29,191
有形固定資産合計	251,530,221	279,763,480
無形固定資産		
ソフトウェア	2,611	2,034
その他	-	684
無形固定資産合計	2,611	2,719
投資その他の資産		
投資有価証券	5,085,027	5,085,027
敷金及び保証金	10,210	10,210
長期前払費用	557,669	703,020
繰延税金資産	3	0
投資その他の資産合計	5,652,910	5,798,258
固定資産合計	257,185,744	285,564,458
繰延資産		
投資法人債発行費	56,445	51,066
投資口交付費	41,815	78,860
繰延資産合計	98,261	129,926
資産合計	274,736,099	301,075,982

（単位：千円）

	前期 (2019年 6 月30日)	当期 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	365,271	514,364
1年内返済予定の長期借入金	23,750,000	22,850,000
未払金	1,179,279	1,868,076
未払費用	152,678	147,721
未払分配金	12,691	11,537
未払消費税等	507,959	-
前受金	1,159,880	1,285,883
その他	605,871	656,521
流動負債合計	27,733,631	27,334,105
固定負債		
投資法人債	8,000,000	8,000,000
長期借入金	84,225,000	96,125,000
預り敷金及び保証金	12,706,996	13,589,333
固定負債合計	104,931,996	117,714,333
負債合計	132,665,628	145,048,438
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	136,452,412	151,540,963
剰余金		
任意積立金		
圧縮積立金	622,708	1,097,233
任意積立金合計	622,708	1,097,233
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	4,995,350	3,389,348
剰余金合計	5,618,059	4,486,581
投資主資本合計	142,070,471	156,027,544
純資産合計	² 142,070,471	² 156,027,544
負債純資産合計	274,736,099	301,075,982

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前期 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当期 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
営業収益		
賃貸事業収入	1 7,693,769	1 7,869,468
その他賃貸事業収入	1 485,415	1 536,938
受取配当金	161,560	162,811
不動産等売却益	2 1,938,695	-
営業収益合計	10,279,441	8,569,219
営業費用		
賃貸事業費用	1 3,682,666	1 3,729,088
資産運用報酬	824,956	727,860
資産保管手数料	5,970	6,001
一般事務委託手数料	37,283	36,559
役員報酬	11,020	12,180
その他営業費用	79,132	74,018
営業費用合計	4,641,030	4,585,707
営業利益	5,638,411	3,983,511
営業外収益		
受取利息	81	84
未払分配金戻入	1,219	736
還付加算金	25	43
固定資産税等精算金	757	-
固定資産受贈益	-	3 684
その他	0	-
営業外収益合計	2,082	1,549
営業外費用		
支払利息	423,964	421,278
投資法人債利息	22,525	22,525
融資関連費用	130,505	126,198
投資法人債発行費償却	5,379	5,379
投資口交付費償却	17,862	19,431
その他	46,229	877
営業外費用合計	646,466	595,690
経常利益	4,994,027	3,389,370
特別利益		
補助金収入	967	-
特別利益合計	967	-
税引前当期純利益	4,994,994	3,389,370
法人税、住民税及び事業税	671	608
法人税等調整額	7	3
法人税等合計	678	611
当期純利益	4,994,316	3,388,758
前期繰越利益	1,033	589
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	4,995,350	3,389,348

（３）【投資主資本等変動計算書】

前期（自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日）

（単位：千円）

	投資主資本						純資産合計
	出資総額	剰余金				投資主資本合計	
		任意積立金		当期末処分利益又は当期末処理損失 ()	剰余金合計		
		圧縮積立金	任意積立金合計				
当期首残高	136,452,412	183,659	183,659	4,621,836	4,805,495	141,257,908	141,257,908
当期変動額							
圧縮積立金の積立		439,049	439,049	439,049	-	-	-
剰余金の配当				4,181,753	4,181,753	4,181,753	4,181,753
当期純利益				4,994,316	4,994,316	4,994,316	4,994,316
当期変動額合計	-	439,049	439,049	373,514	812,563	812,563	812,563
当期末残高	¹ 136,452,412	622,708	622,708	4,995,350	5,618,059	142,070,471	142,070,471

当期（自 2019年 7月 1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	投資主資本						純資産合計
	出資総額	剰余金				投資主資本合計	
		任意積立金		当期末処分利益又は当期末処理損失 （ ）	剰余金合計		
		圧縮積立金	任意積立金合計				
当期首残高	136,452,412	622,708	622,708	4,995,350	5,618,059	142,070,471	142,070,471
当期変動額							
新投資口の発行	15,088,551					15,088,551	15,088,551
圧縮積立金の積立		474,524	474,524	474,524	-	-	-
剰余金の配当				4,520,236	4,520,236	4,520,236	4,520,236
当期純利益				3,388,758	3,388,758	3,388,758	3,388,758
当期変動額合計	15,088,551	474,524	474,524	1,606,002	1,131,477	13,957,073	13,957,073
当期末残高	¹ 151,540,963	1,097,233	1,097,233	3,389,348	4,486,581	156,027,544	156,027,544

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	前期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当期 (自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日)
当期末処分利益	4,995,350,688円	3,389,348,179円
任意積立金取崩額		
圧縮積立金取崩額	- 円	98,616,196円
分配金の額	4,520,236,875円	3,487,964,375円
(投資口 1 口当たり分配金の額)	(2,751円)	(1,955円)
任意積立金		
圧縮積立金繰入額	474,524,519円	- 円
次期繰越利益	589,294円	- 円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第34条第 1 項(2)に定める金銭の分配の方針に従い、分配金の額は利益金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15及び租税特別措置法施行令第39条の32の 3 に規定されている本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益4,995,350,688円のうち、租税特別措置法第65条の 7 による圧縮積立金繰入額474,524,519円を控除し、その残額を超えない額で発行済投資口の総口数1,643,125口の整数倍数の最大値となる4,520,236,875円を利益分配金として分配することといたしました。 なお、規約第34条第 1 項(4)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。	本投資法人の規約第34条第 1 項(2)に定める金銭の分配の方針に従い、分配金の額は利益金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15及び租税特別措置法施行令第39条の32の 3 に規定されている本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益3,389,348,179円に、租税特別措置法第65条の 7 による圧縮積立金の取崩額98,616,196円を加算し発行済投資口の総口数1,784,125口の整数倍数の最大値となる3,487,964,375円を利益分配金として分配することといたしました。 なお、規約第34条第 1 項(4)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

(5)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当期 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,994,994	3,389,370
減価償却費	1,220,258	1,193,453
長期前払費用償却額	102,290	93,264
投資口交付費償却	17,862	19,431
投資法人債発行費償却	5,379	5,379
受取利息	81	84
支払利息	446,489	443,803
固定資産受贈益	-	684
固定資産除却損	-	1,405
営業未収入金の増減額(は増加)	7,829	49,713
未収消費税等の増減額(は増加)	-	620,628
未払消費税等の増減額(は減少)	378,513	507,959
営業未払金の増減額(は減少)	215,782	149,093
未払金の増減額(は減少)	45,666	21,251
前受金の増減額(は減少)	57,791	126,003
前払費用の増減額(は増加)	20,833	11,608
長期前払費用の支払額	14,609	238,615
信託有形固定資産の売却による減少額	9,934,504	-
その他	30,040	21,631
小計	16,971,900	4,034,791
利息の受取額	81	84
利息の支払額	437,682	448,759
法人税等の支払額	2	927
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,534,296	3,585,189
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出	4,882,863	28,789,310
無形固定資産の取得による支出	314	-
預り敷金及び保証金の受入による収入	555,628	1,185,431
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	24,352	-
預り敷金及び保証金の返還による支出	204,598	288,471
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	713,714	-
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の払戻による収入	713,714	-
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入による支出	24,352	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,532,147	27,892,350
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	6,900,000	-
長期借入れによる収入	-	26,200,000
長期借入金の返済による支出	-	15,200,000
投資口の発行による収入	-	15,064,704
分配金の支払額	4,180,294	4,520,654
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,080,294	21,544,050
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	921,854	2,763,111
現金及び現金同等物の期首残高	16,277,526	17,199,380
現金及び現金同等物の期末残高	17,199,380	14,436,269

(6) 【注記表】

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しています。 なお、匿名組合出資持分については、匿名組合の損益の純額に対する持分相当額を取り込む方法を採用しています。
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。 信託建物 2～65年 信託構築物 2～50年 信託機械及び装置 11年 信託工具、器具及び備品 2～15年 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、本投資法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。 (3)長期前払費用 定額法を採用しています。
3．繰延資産の処理方法	(1)投資口交付費 3年間で定額法により償却しています。 (2)投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しています。
4．収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に納付した額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担した初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。前期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は13,603千円、当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は15,993千円です。
5．ヘッジ会計の方法	(1)ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しています。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利 (3)ヘッジ方針 本投資法人は財務方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。 (4)ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しています。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。 信託現金及び信託預金 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、 信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定 信託預り敷金及び保証金 (2)消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし一定の固定資産に係る控除対象外消費税は個々の資産の取得原価に算入しています。

〔貸借対照表に関する注記〕

１．有形固定資産の圧縮記帳額

（１）国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳額

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
信託建物	54,864千円	54,864千円
信託工具、器具及び備品	7,279千円	3,639千円

（２）保険金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳額

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
信託建物	68,700千円	68,700千円

２．投資信託及び投資法人に関する法律第67条第４項に定める最低純資産額

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
	50,000千円	50,000千円

３．コミットメントライン契約

本投資法人は、取引銀行の株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱ＵＦＪ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
コミットメントライン 契約の総額	15,000,000千円	15,000,000千円
借入残高	-	-
差引	15,000,000千円	15,000,000千円

〔損益計算書に関する注記〕

１．不動産賃貸事業損益の内訳

（単位：千円）

	前期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)		当期 (自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日)	
A . 不動産賃貸事業収益				
賃貸事業収入				
賃貸料	6,212,051		6,387,919	
共益費	1,282,606		1,283,208	
駐車場収入	199,111	7,693,769	198,339	7,869,468
その他賃貸事業収入				
水道光熱費収入	415,031		451,120	
解約違約金	-		4,236	
その他賃貸収入	70,383	485,415	81,581	536,938
不動産賃貸事業収益合計		8,179,185		8,406,407
B . 不動産賃貸事業費用				
賃貸事業費用				
管理業務費	867,278		872,386	
水道光熱費	595,384		630,800	
公租公課	665,977		679,750	
損害保険料	8,032		8,000	
修繕費	268,161		275,203	
減価償却費	1,220,319		1,193,524	
固定資産除却損	-		1,405	
その他賃貸事業費用	57,512	3,682,666	68,016	3,729,088
不動産賃貸事業費用合計		3,682,666		3,729,088
C . 不動産賃貸事業損益				
(A - B)		4,496,518		4,677,318

２．不動産等売却損益の内訳

前期（自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日）

松下IMPビル

（単位：千円）

不動産等売却収入		12,150,000
不動産等売却原価	9,934,504	
その他売却費用	276,799	10,211,304
不動産等売却益		1,938,695

当期（自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

３．当期における固定資産受贈益は排出クレジットの譲り受けによるものです。

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	前期 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当期 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
発行可能投資口総口数	10,000,000口	10,000,000口
発行済投資口の総口数	1,643,125口	1,784,125口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前期 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当期 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	12,862,061	8,882,197
信託現金及び信託預金	4,337,318	5,554,071
現金及び現金同等物	17,199,380	14,436,269

〔リース取引に関する注記〕

オペレーティング・リース取引（貸主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
1年以内	4,427,796	4,467,999
1年超	7,252,206	6,583,482
合計	11,680,002	11,051,482

オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
1年以内	6,036	6,036
1年超	4,527	1,509
合計	10,563	7,545

〔金融商品に関する注記〕

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の弁済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等に手当てされる資金を、借入れ又は投資法人債により調達する方針です。

デリバティブ取引については、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした取引に限るものとし、投機的な取引は行いません。

余剰資金については、換金性及び安全性を考慮した運用を行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及び投資法人債によって調達した資金は、不動産信託受益権の取得又は既存の借入金の返済等に充当しています。

借入金、投資法人債及び預り敷金及び保証金は、流動性リスクに晒されていますが、本投資法人では借入金の返済期限及び投資法人債の償還期限の分散化等を図るとともに、本資産運用会社が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、手許流動性を把握し、当該リスクを管理しています。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しています。本投資法人は、借入金全体に占める変動金利の割合を金融環境に応じて調整することにより、当該リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

前期（2019年6月30日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（（注2）をご参照下さい。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,862,061	12,862,061	-
(2) 信託現金及び信託預金	4,337,318	4,337,318	-
資産合計	17,199,380	17,199,380	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	23,750,000	23,772,901	22,901
(4) 投資法人債	8,000,000	8,038,750	38,750
(5) 長期借入金	84,225,000	85,641,384	1,416,384
負債合計	115,975,000	117,453,036	1,478,036
(6) デリバティブ取引	-	-	-

当期（2019年12月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（（注2）をご参照下さい。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,882,197	8,882,197	-
(2) 信託現金及び信託預金	5,554,071	5,554,071	-
資産合計	14,436,269	14,436,269	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	22,850,000	22,943,523	93,523
(4) 投資法人債	8,000,000	7,975,550	24,450
(5) 長期借入金	96,125,000	97,029,993	904,993
負債合計	126,975,000	127,949,066	974,066
(6) デリバティブ取引	-	-	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金並びに(2) 信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び(5) 長期借入金

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(4) 投資法人債

投資法人債は金融データ提供会社による公表参考値によっています。

(6) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
投資有価証券	5,085,027	5,085,027
預り敷金及び保証金	12,706,996	13,589,333

投資有価証券

匿名組合出資持分に関しては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

預り敷金及び保証金

賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することが困難であり、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前期（2019年６月30日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金及び預金	12,862,061	-	-	-	-	-
信託現金及び信託預金	4,337,318	-	-	-	-	-
合計	17,199,380	-	-	-	-	-

当期（2019年12月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金及び預金	8,882,197	-	-	-	-	-
信託現金及び信託預金	5,554,071	-	-	-	-	-
合計	14,436,269	-	-	-	-	-

（注４）借入金、投資法人債の決算日後の返済、償還予定額

前期（2019年６月30日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	23,750,000	19,600,000	12,950,000	11,200,000	8,900,000	31,575,000
投資法人債	-	1,500,000	1,000,000	-	-	5,500,000

当期（2019年12月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	22,850,000	14,250,000	9,900,000	11,100,000	10,700,000	50,175,000
投資法人債	-	1,500,000	1,000,000	-	-	5,500,000

〔有価証券に関する注記〕

匿名組合出資持分（貸借対照表計上額5,085,027千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

１．ヘッジ会計が適用されていないもの

前期（2019年６月30日）

該当事項はありません。

当期（2019年12月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているもの

前期（2019年６月30日）

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、下記のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	32,600,000	28,600,000		-

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（前記「金融商品に関する注記 ２．金融商品の時価等に関する事項」をご参照下さい。）。

当期（2019年12月31日）

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、下記のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	31,600,000	20,300,000		-

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（前記「金融商品に関する注記 ２．金融商品の時価等に関する事項」をご参照下さい。）。

〔退職給付に関する注記〕

前期（2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（2019年12月31日）

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税損金不算入額	3	0
繰延税金資産合計	3	0
繰延税金資産の純額	3	0

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前期 (2019年6月30日)	当期 (2019年12月31日)
法定実効税率	31.51%	31.51%
（調整）		
支払分配金の損金算入額	28.52%	32.43%
圧縮積立金繰入額	2.99%	-
圧縮積立金取崩額	-	0.92%
その他	0.01%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.01%	0.02%

〔持分法損益等に関する注記〕

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1．親会社及び法人主要投資主等

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

2．関連会社等

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

3．兄弟会社等

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

4．役員及び個人主要投資主等

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

〔資産除去債務に関する注記〕

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

〔セグメント情報等に関する注記〕

1. セグメント情報

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2. 関連情報

前期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
パナソニック株式会社	1,052,422千円	不動産賃貸事業

当期（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
パナソニック株式会社	1,049,764千円	不動産賃貸事業

〔賃貸等不動産に関する注記〕

本投資法人は、東京圏、大阪圏その他の地域において、賃貸オフィスビル等を有しています。これら賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりです。

（単位：千円）

	前期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当期 (自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高	257,654,032	251,503,251
期中増減額	6,150,780	28,231,577
期末残高	251,503,251	279,734,829
期末時価	267,940,000	303,570,000

（注１）該当する賃貸等不動産の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ５ 運用状況 （２）投資資産 その他投資資産の主要なもの」をご覧ください。

（注２）「貸借対照表計上額」は、取得価額（取得に係る諸経費を含みます。）から減価償却累計額を控除した価額です。

（注３）「期中増減額」のうち、前期の主な増加額はM-C i t y江戸川橋ビルの取得（4,135,319千円）及び資本的支出によるもの、主な減少額は松下I M Pビルの持分売却（9,934,504千円）及び減価償却費（1,220,319千円）の計上によるものであり、当期の主な増加額はイーストスクエア東京の取得（9,905,140千円）、大阪Y Mビルの取得（6,593,518千円）、ホテルピスタブレミオ東京の取得（11,691,928千円）及び資本的支出によるもの、主な減少額は減価償却費（1,193,524千円）の計上によるものです。

（注４）「期末時価」は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する損益につきましては、前記「損益計算書に関する注記」をご覧ください。

〔１口当たり情報に関する注記〕

	前期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当期 (自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日)
１口当たり純資産額	86,463円	87,453円
１口当たり当期純利益	3,039円	2,023円

（注１）１口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

また、潜在投資口調整後１口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

（注２）１口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前期 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当期 (自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日)
当期純利益（千円）	4,994,316	3,388,758
普通投資主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通投資口に係る当期純利益（千円）	4,994,316	3,388,758
期中平均投資口数（口）	1,643,125	1,675,011

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

（７）【附属明細表】

有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

銘柄名	資産の種類	数量	帳簿価額 （千円）		評価額（注２） （千円）		評価損益 （千円）	備考
			単価	金額	単価	金額		
アール40合同会社を営業者とする匿名組合出資持分（注１）	匿名組合出資持分	—	—	5,085,027	—	5,085,027	—	—
合計	—	—	—	5,085,027	—	5,085,027	—	—

（注１）運用資産は、名古屋ルーセントタワーに係る区分所有権の共有持分33.9%（敷地権割合29.5%）を信託財産とする信託受益権です。

（注２）「評価額」は、匿名組合出資持分の帳簿価額を記載しています。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等（千円）（注１）		時価（千円） （注２）
			うち１年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	31,600,000	20,300,000	194,765
合計		31,600,000	20,300,000	194,765

（注１）金利スワップの取引契約額等は、想定元本に基づいて記載しています。

（注２）当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価格で評価しています。

不動産等明細表のうち総括表

資産の種類		当期首 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円)	当 期 減少額 (千円)	当期末 残 高 (千円)	減価償却累計額		差 引 当期末 残 高 (千円)	摘要
						又は償却 累 計 額 (千円)	当期償却額 (千円)		
流動資産		-	-	-	-	-	-	-	—
有形 固定 資産	信託建物	75,054,399	5,344,548	15,882	80,383,065	20,375,031	1,169,915	60,008,033	(注)
	信託構築物	188,913	69,221	-	258,134	34,129	5,654	224,005	—
	信託機械及び装置	4,103	-	-	4,103	2,214	166	1,889	—
	信託工具、器具及び 備品	516,446	4,215	-	520,662	381,912	17,717	138,749	—
	信託土地	195,353,088	24,008,522	-	219,361,611	-	-	219,361,611	(注)
	信託建設仮勘定	27,581	3,090	1,480	29,191	-	-	29,191	—
	小計	271,144,534	29,429,597	17,363	300,556,769	20,793,288	1,193,453	279,763,480	—
無形 固定 資産	ソフトウェア	6,931	-	-	6,931	4,897	576	2,034	—
	その他	-	684	-	684	-	-	684	—
	小計	6,931	684	-	7,616	4,897	576	2,719	—
合計		271,151,466	29,430,282	17,363	300,564,385	20,798,185	1,194,029	279,766,200	

(注) 当期増加額の主なものはイーストスクエア東京(9,905,140千円)、大阪YMビル(6,593,518千円)及びホテルビスタプレミアオ東京(11,691,928千円)を取得したことによるものです。

その他特定資産の明細表

その他特定資産については、前記「不動産等明細表のうち総括表」に含めて記載しています。

投資法人債明細表

銘柄	発行 年月日	当期首 残 高 (千円)	当期末 残 高 (千円)	利率 (%)	償還 期限	用途	担保
第1回無担保 投資法人債	2016年 5月23日	1,500,000	1,500,000	0.340	2021年 5月21日	借入金の返済	無担保 無保証
第2回無担保 投資法人債	2016年 5月23日	1,500,000	1,500,000	0.810	2026年 5月22日	借入金の返済	無担保 無保証
第3回無担保 投資法人債	2017年 5月29日	1,000,000	1,000,000	0.260	2022年 5月27日	借入金の返済	無担保 無保証
第4回無担保 投資法人債	2017年 5月29日	2,000,000	2,000,000	0.670	2027年 5月28日	借入金の返済	無担保 無保証
第5回無担保 投資法人債	2018年 5月29日	2,000,000	2,000,000	0.590	2028年 5月29日	借入金の返済	無担保 無保証
合計		8,000,000	8,000,000				

(注) 投資法人債の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
投資法人債	-	1,500,000	1,000,000	-	-

借入金明細表

区分	借入先	当期首 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円)	当 期 減少額 (千円)	当期末 残 高 (千円)	平均 利率 (%) (注1)	返済 期限	返済 方法	使 途	摘 要
長期借入金	株式会社日本政策投資銀行	1,700,000	-	1,700,000	-	1.524 (注4)	2019年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社みなと銀行(注2)	1,800,000	-	-	1,800,000 (注6)	1.709 (注4)	2020年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 三井住友信託銀行株式会社(注2) 株式会社三井住友銀行(注2) 株式会社りそな銀行(注2)	4,000,000	-	4,000,000	-	0.962 (注3)	2019年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社広島銀行(注2) ソニー銀行株式会社(注2)	2,000,000	-	-	2,000,000 (注6)	1.240 (注3)	2020年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社あおぞら銀行(注2)	1,800,000	-	-	1,800,000	1.478 (注4)	2021年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社三井住友銀行(注2) 株式会社りそな銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) 信金中央金庫(注2) 株式会社池田泉州銀行(注2) 株式会社南都銀行(注2)	9,500,000	-	9,500,000	-	0.567	2019年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社三井住友銀行(注2) 株式会社りそな銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) 株式会社池田泉州銀行(注2)	4,500,000	-	-	4,500,000	1.034 (注3)	2021年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.384 (注3)	2023年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 三井住友信託銀行株式会社(注2) 株式会社三井住友銀行(注2) 株式会社あおぞら銀行(注2) 株式会社りそな銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) みずほ信託銀行株式会社(注2)	9,300,000	-	-	9,300,000 (注6)	0.865 (注3)	2020年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行	1,200,000	-	-	1,200,000 (注6)	0.908 (注4)	2020年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社あおぞら銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) みずほ信託銀行株式会社(注2)	2,200,000	-	-	2,200,000	1.202 (注3)	2022年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行	800,000	-	-	800,000	1.233 (注4)	2022年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	500,000	-	-	500,000	1.384 (注3)	2023年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行	500,000	-	-	500,000	1.400 (注4)	2023年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 三井住友信託銀行株式会社(注2) 株式会社三井住友銀行(注2)	2,800,000	-	-	2,800,000	0.498 (注3)	2021年 4月30日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行(注2) 信金中央金庫(注2)	3,700,000	-	-	3,700,000 (注6)	0.377	2020年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社西日本シティ銀行(注2) 株式会社百五銀行(注2)	2,250,000	-	-	2,250,000 (注6)	0.373 (注4)	2020年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社	2,600,000	-	-	2,600,000 (注6)	0.373 (注4)	2020年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証

区分	借入先	当期首 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円)	当 期 減少額 (千円)	当期末 残 高 (千円)	平均 利率 (%) (注1)	返済 期限	返済 方法	使途	摘要
長期借入金	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) 株式会社池田泉州銀行(注2)	2,500,000	-	-	2,500,000	0.451 (注4)	2021年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社あおぞら銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) 株式会社池田泉州銀行(注2)	2,650,000	-	-	2,650,000	0.494 (注4)	2021年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社あおぞら銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2)	4,700,000	-	-	4,700,000	0.735 (注4)	2024年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 三井住友信託銀行株式会社(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) 株式会社三井住友銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2)	4,000,000	-	-	4,000,000	0.647 (注4)	2022年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 三井住友信託銀行株式会社(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2) 株式会社三井住友銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2)	4,000,000	-	-	4,000,000	0.809 (注4)	2024年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	信金中央金庫(注2) 株式会社池田泉州銀行(注2)	1,900,000	-	-	1,900,000	0.680 (注4)	2023年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	0.688 (注4)	2023年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2)	3,975,000	-	-	3,975,000	0.856 (注4)	2025年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社あおぞら銀行(注2)	3,900,000	-	-	3,900,000	1.040 (注4)	2027年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社(注2) 東京海上日動火災保険株式会社 (注2) 日本生命保険相互会社(注2)	2,900,000	-	-	2,900,000	0.524 (注4)	2022年 7月29日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社(注2) 株式会社三井住友銀行(注2)	2,400,000	-	-	2,400,000	0.367	2023年 2月28日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	1,200,000	-	-	1,200,000	0.640 (注4)	2025年 2月28日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行(注2) 株式会社西日本シティ銀行(注2) 株式会社福岡銀行(注2)	2,700,000	-	-	2,700,000	0.719 (注4)	2025年 2月28日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2)	2,700,000	-	-	2,700,000	0.800 (注4)	2026年 2月27日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	3,400,000	-	-	3,400,000	0.923 (注3)	2028年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社あおぞら銀行(注2) みずほ信託銀行株式会社(注2)	1,500,000	-	-	1,500,000	1.019 (注4)	2028年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社	2,900,000	-	-	2,900,000	0.777 (注3)	2026年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	2,000,000	-	-	2,000,000	0.770 (注4)	2026年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社りそな銀行	800,000	-	-	800,000	0.834 (注4)	2026年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社池田泉州銀行(注2) 株式会社西日本シティ銀行(注2) 株式会社百五銀行(注2)	1,800,000	-	-	1,800,000	0.743 (注4)	2025年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行	2,900,000	-	-	2,900,000	0.342	2023年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証

区分	借入先	当期首 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円)	当 期 減少額 (千円)	当期末 残 高 (千円)	平均 利率 (%) (注1)	返済 期限	返済 方法	使途	摘要
長期借入金	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社日本政策投資銀行(注2)	-	2,900,000	-	2,900,000	0.724 (注4)	2029年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	-	1,050,000	-	1,050,000	0.675 (注4)	2029年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社りそな銀行(注2)	-	3,400,000	-	3,400,000	0.604 (注4)	2028年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社	-	1,000,000	-	1,000,000	0.488 (注3)	2027年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社りそな銀行(注2) 信金中央金庫(注2)	-	4,000,000	-	4,000,000	0.528 (注4)	2027年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社池田泉州銀行(注2) 株式会社南都銀行(注2)	-	900,000	-	900,000	0.490 (注4)	2026年 7月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行	-	1,950,000	-	1,950,000	0.392	2025年 1月31日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行	-	1,700,000	-	1,700,000	0.758 (注4)	2029年 11月21日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三菱UFJ銀行	-	1,300,000	-	1,300,000	0.780 (注4)	2029年 11月21日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社日本政策投資銀行(注2) 株式会社西日本シティ銀行(注2) 株式会社福岡銀行(注2)	-	3,100,000	-	3,100,000	0.719 (注4)	2029年 5月21日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	三井住友信託銀行株式会社	-	2,000,000	-	2,000,000	0.441 (注3)	2026年 5月21日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行	-	2,000,000	-	2,000,000	0.327	2024年 5月21日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	株式会社みずほ銀行(注2) 株式会社三菱UFJ銀行(注2)	-	900,000	-	900,000	0.317	2023年 11月21日	期日 一括	(注5)	無担保 無保証
	小計	107,975,000	26,200,000	15,200,000	118,975,000					
	合計	107,975,000	26,200,000	15,200,000	118,975,000					

(注1) 平均利率は期中の加重平均を小数第4位で四捨五入して記載しています。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップの効果を勘案した加重平均利率を記載しています。

(注2) 借入れは記載された金融機関による協調融資です。

(注3) 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(注4) 固定金利となっています。

(注5) 資金使途は、不動産信託受益権の購入資金等です。

(注6) 貸借対照表上、1年内返済予定の長期借入金に計上しています。

(注7) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額は以下のとおりです。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(千円)	22,850,000	14,250,000	9,900,000	11,100,000	10,700,000

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(2019年12月31日現在)

資産総額	301,075,982千円
負債総額	145,048,438千円
純資産総額（ - ）	156,027,544千円
発行済数量	1,784,125口
1 単位当たり純資産額（ / ）	87,453円

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数（口）	買戻し口数（口）	発行済投資口の 総口数（口）
第22期 自 2017年1月1日 至 2017年6月30日	2017年2月28日	29,100 (-)	- (-)	295,125 (-)
	2017年3月27日	1,500 (-)	- (-)	296,625 (-)
第23期 自 2017年7月1日 至 2017年12月31日	-	- (-)	- (-)	296,625 (-)
第24期 自 2018年1月1日 至 2018年6月30日	2018年1月1日	1,186,500 (-)	- (-)	1,483,125 (-)
	2018年2月15日	152,000 (-)	- (-)	1,635,125 (-)
	2018年3月9日	8,000 (-)	- (-)	1,643,125 (-)
第25期 自 2018年7月1日 至 2018年12月31日	-	- (-)	- (-)	1,643,125 (-)
第26期 自 2019年1月1日 至 2019年6月30日	-	- (-)	- (-)	1,643,125 (-)
第27期 自 2019年7月1日 至 2019年12月31日	2019年11月19日	134,000 (42,300)	- (-)	1,777,125 (42,300)
	2019年12月17日	7,000 (-)	- (-)	1,784,125 (42,300)

（注1）括弧内は本邦外における発行口数、買戻し口数及び発行済投資口の総口数です。

（注2）2017年12月31日を基準日、2018年1月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行ったことにより、分割後の発行済投資口の総口数は、1,483,125口となっています。

第7【参考情報】

当計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出までの間に以下の書類を関東財務局長へ提出しました。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 . 2019年 7 月 1 日 | 臨時報告書 |
| 2 . 2019年 7 月 1 日 | 訂正発行登録書 |
| 3 . 2019年 9 月26日 | 有価証券報告書（第26期）
計算期間（第26期） 自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日 |
| 4 . 2019年10月11日 | 臨時報告書 |
| 5 . 2019年10月11日 | 訂正発行登録書 |
| 6 . 2019年11月 5 日 | 有価証券届出書（一般募集）
有価証券届出書（第三者割当） |
| 7 . 2019年11月13日 | 有価証券届出書（一般募集）の訂正届出書
有価証券届出書（第三者割当）の訂正届出書 |
| 8 . 2019年12月27日 | 発行登録書 |

独立監査人の監査報告書

2020年3月26日

MCUBS MidCity投資法人
役員会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田澤 治郎 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 大明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているMCUBS MidCity投資法人の2019年7月1日から2019年12月31日までの第27期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MCUBS MidCity投資法人の2019年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。